

# 官報號外 昭和十三年一月二十八日

○第七十三回 帝國議會衆議院議事速記錄第七號

昭和十三年一月二十七日(木曜日)

午後一時十五分開議

議事日程 第六號

昭和十三年一月二十七日

午後一時開議

第一 (第一號) 昭和十二年度歲入歲出  
總豫算追加案

第二 昭和十三年度一般會計歲出ノ財  
源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律  
案(政府提出)

第三 昭和七年法律第一號中改正法律  
案(滿洲事件ニ關スル件)(政府提出)

公債發行ニ關スル法律案(政府提出)

第四 造幣局東京出張所廳舍其ノ他ノ  
新營費ニ關スル法律案(政府提出)

第五 對支文化事業特別會計法ノ特例  
ニ關スル法律案(政府提出)

第六 兵役法中改正法律案(政府提出)  
第一讀會 提出)

第七 國民健康保險法案(政府提出)  
第一讀會 提出)

第八 支那事變ニ關スル臨時軍事費ノ  
財源ニ充ツル爲特別會計ヨリ爲ス緑

入金ニ關スル法律案(政府提出)

第九 朝鮮事業公債法中改正法律案  
(政府提出)

第十 軍ノ需要充足ノ爲ノ會計法ノ特  
例ニ關スル法律案(政府提出)

第十一 農地調整法案(政府提出)

第十二 臨時租稅增徵法中改正法律案  
(政府提出)

第十三 所得稅法中改正法律案(政府  
提出)

第十四 相續稅法中改正法律案(政府  
提出)

第十五 登錄稅法中改正法律案(政府  
提出)

第十六 酒造稅法中改正法律案(政府  
提出)

第十七 酒精及酒精含有飲料稅法中改  
正法律案(政府提出)

第十八 麥酒稅法中改正法律案(政府  
提出)

第十九 大正九年法律第十二號中改正  
法律案(所得稅法ノ施行ニ關スル件)  
(政府提出)

第二十 大正九年法律第十二號中改正  
法律案(所得稅法ノ施行ニ關スル件)  
(政府提出)

第二十一 大正九年法律第十二號中改正  
法律案(所得稅法ノ施行ニ關スル件)  
(政府提出)

第二十二 大正九年法律第十二號中改正  
法律案(所得稅法ノ施行ニ關スル件)  
(政府提出)

官報號外 昭和十三年一月二十八日 民議院議事速記錄第七號 議長ノ報告

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲  
茲ニ掲載ス)

一政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ  
裁判所ノ設立ニ關スル法律案

大正二年法律第九號中改正法律案(裁判  
所管轄區域ニ關スル件)

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ  
(以上一月二十六日提出)

民族優生保護法案

提出者 八木 逸郎君

大楠公遺蹟顯彰ニ關スル建議案

提出者 曾和 義式君

水澤遠野間鐵道敷設ニ關スル建議案

提出者 志賀和多利君 泉 國三郎君

水澤大船渡間省營バス運轉ニ關スル建議  
案

提出者 志賀和多利君 泉 國三郎君

青年學校補學費增額ニ關スル建議案

提出者 庄司 一郎君 大石 倫治君

戰病死者町村葬ニ關スル郵便物無料取  
扱ニ關スル建議案

提出者 古島 義英君

(以上一月二十五日提出)

一議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ  
如シ

賣藥制度ニ關スル質問主意書

提出者 清水留三郎君

(以上一月二十五日提出)

一去二十五日常任委員長補闕選舉ノ結果左  
ノ如シ

豫算委員 田子 一民君(委員長若宮貞  
夫君昨二十四日委員辭任ニ  
付其ノ補闕)

豫算委員 岡田 忠彦君(若宮貞夫君  
補闕)

一去二十五日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル  
議長ニ於テ議席ヲ左ノ通變更セリ

常任委員左ノ如シ

六八 金澤 正雄君  
七六 小高長三郎君  
内閣東北局長 桑原 幹根  
内閣紀元二千六百 歌田 千勝  
外務省亞米利加局長 吉澤清次郎  
外務省歐亞局長 井上庚二郎  
内閣恩給局長 高木 三郎  
内閣紀元二千六百 歌田 千勝  
外務省亞米利加局長 吉澤清次郎  
第七十三回 帝國議會外務省所管事務政府  
委員被仰付  
厚生書記官 福本 柳一  
第七十三回 帝國議會厚生省所管事務政府  
委員被仰付  
遞信書記官 有田 喜一  
第七十三回 帝國議會遞信省所管事務政府  
委員被仰付  
豫算委員 田子 一民君(委員長若宮貞  
夫君昨二十四日委員辭任ニ  
付其ノ補闕)

一去二十五日常任委員長補闕選舉ノ結果左  
ノ如シ

豫算委員 田子 一民君(委員長若宮貞  
夫君昨二十四日委員辭任ニ  
付其ノ補闕)

第九部選出豫算委員 杉浦 武雄君	牧野 賤男君 田中 好君
一昨二十六日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ 如シ	窪井 義道君 富吉 榮二君
第九部選出 豫算委員 由谷 義治君 (杉浦武雄君) 補闕)	一去二十五日議長ニ於テ選定シタル委員左 ノ如シ
電力管理法案(政府提出)外三件委員 依 孫一君 三好榮次郎君	電力管理法案(政府提出)外三件委員 依 孫一君 三好榮次郎君
小柳 牧衛君 平川松太郎君	小柳 牧衛君 平川松太郎君
加藤 鯛一君 松村 謙三君	加藤 鯛一君 松村 謙三君
紫安新九郎君 松尾 四郎君	紫安新九郎君 松尾 四郎君
小山倉之助君 堀内 良平君	小山倉之助君 堀内 良平君
齊藤 直橋君 岡田喜久治君	齊藤 直橋君 岡田喜久治君
大島 寅吉君 岡野 龍一君	大島 寅吉君 岡野 龍一君
牧野 賤男君 川島正次郎君	牧野 賤男君 川島正次郎君
田邊 七六君 南條 德男君	田邊 七六君 南條 德男君
中田 儀直君 武田徳三郎君	中田 儀直君 武田徳三郎君
土倉 宗明君 大野 伴睦君	土倉 宗明君 大野 伴睦君
田中 好君 大本貞太郎君	田中 好君 大本貞太郎君
増永 元也君 綾部健太郎君	増永 元也君 綾部健太郎君
清瀬規矩雄君 佐藤 啓君	清瀬規矩雄君 佐藤 啓君
青木 精一君 長谷 長次君	青木 精一君 長谷 長次君
窪井 義道君 富吉 榮二君	窪井 義道君 富吉 榮二君
一昨二十六日委員長及理事五選ノ結果左ノ 如シ	一昨二十六日委員長及理事五選ノ結果左ノ 如シ
電力管理法案(政府提出)外三件委員 委員長 理事	電力管理法案(政府提出)外三件委員 委員長 理事
三好榮次郎君 小柳 牧衛君	三好榮次郎君 小柳 牧衛君

○議長(小山松壽君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、御諮リ致シマス、豫算委員長ヨリ本日 本會議中茲ニ自今本會議中ト雖モ委員會ヲ開キタイトノ申出ガアリマス、之ヲ許スニ 御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ之ヲ許可致シマス——日程第一、 斯ニ第一號、昭和十二年度歲入歲出總豫算追加 案ヲ議題ト致シマス、豫算委員長ノ報告ヲ 求メマス——田子一民君
第一 (第一號)昭和十二年度歲入歲出 總豫算追加案
報告書

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也

昭和十三年一月二十六日

○田子一民君 只今議題トナリマシタ昭和 十二年度歲入歲出總豫算追加案第一號ニ付 出ニ係ル昭和十二年度歲入歲出總豫算追加 案第一號ハ、軍事扶助費ノ増額ニ要スル經費 ニ結果ヲ御報告申上げマス、今回政府ノ提 出ニ致シタノデアリマス、昭和十二年度 ニ於キマスル軍事扶助法施行ノ爲ニ要スル
トナリマス、而シテ是ガ財源ト致シマシテ ハ、昭和十二年度豫算實行上ノ歲入超過額 ヲ以テ支辨スルコトト致シマシタノデ、別 ニ歲入豫算ヲ計上致シテ居リマセヌ
本案ハ去ル二十四日議會ニ提出セラレマ シテ、豫算總會ハ昨二十六日午前十時ヨリ 開會致シマシテ、賀屋大藏大臣、木戸厚生 大臣ヨリソレバ、提案理由ノ御説明ガアリ マシタ、委員會ニ於キマシテハ、本案ハ事 變下ニ於キマシテノ軍事扶助法運用ニ伴フ 當然ノ結果デアリマシ、又一面ニ於キマ シテハ、扶助額限度ヲ高ムルノ必要ヲ生ジ テ居ルコトヲ認メマシテ、緊急且ツ已ムヲ 得ザルモノト認メマシタ、隨ヒマシテ別ニ 質疑討論ヲ用ヒズ、直チニ採決ニ入りマシ テ、原案賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマシタ テ、全員ニ對シ賛成ヲセラレマシテ、即 ち可決致シタノデアリマス、此段御報告申
○議長(小山松壽君) 起立總員、仍テ委員 長報告ノ通リ全會一致可決確定致シマシタ 〔拍手起ル〕

○議長(小山松壽君) 起立總員、仍テ委員 長報告ノ通リ決スルニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ 求メマス
○服部崎市君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ 提出致シマス、即チ此際日程第二乃至第五 ノ四案ト共ニ、日程第八乃至第十ノ三案ヲ 一括議題ト爲シ、其審議ヲ進メラレンコト ヲ望ミマス
○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異 議アリマセヌカ
〔異議ナシ〕
○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマ ス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、日程第 二、昭和十三年度一般會計歲出ノ財源ニ充 ツル爲公債發行ニ關スル法律案、日程第三、 昭和七年法律第一號中改正法律案、日程第 四、造幣局東京出張所廳令官其ノ他ノ新營費ニ 關スル法律案、日程第五、對支文化事業特 別會計法ノ特例ニ關スル法律案、日程第八 支那事變ニ關スル臨時軍事費ノ財源ニ充 ツル爲特別會計ヨリ爲ス繰入金ニ關スル法律 案、日程第九、朝鮮事業公債法中改正法律 案、日程第十、軍ノ需要充足ノ爲ノ會計法 ノ特例ニ關スル法律案、右七案ヲ一括シテ 第一讀會ヲ開キマス——大藏大臣賀屋興宣 君



ハ滿洲事件公債ニ關スルモノニアリマシテ、現満洲事件ニ關スル經費ニ關シマシテハ、現行ノ昭和七年法律第一號ニ依リ昭和十二年行ノ昭和七年法律第一號ニ依リ昭和十二年度マデノ經費ハ之ヲ支辨シ得ルコトニ相成ツテス居リマス所、昭和十三年度ニ於テ必要ナル經費一億四千四百餘万圓ノ中、滿洲國防費ノ分擔金受入等ノ金額ニ相當スルモノヲ差引キマシタル一億二千四百六十餘万圓ハ、今日ノ財政狀況並ニ本經費ノ性質ニ顧ミマシテ、從來ノ如ク之ヲ公債財源ニ依ルコトスル爲メ、現行法ニ依ル公債ノ發行限度ヲ増額スル必要ガアルノデアリマス

次ニ造幣局東京出張所廳舍ノ其他ノ新營費ニ關スル法律案ハ、造幣局資金ノ一般會計繕入ニ關スルモノニアリマス、造幣局東京出張所ノ廳舍ハ腐朽破損甚シク、且ツ狹隘ノ爲メ、改築ノ必要ニ迫ラレテ居リマスノミナラズ、今回產金法ノ實施ニ伴ヒマシテ、同所ニ於テモ金銀地金ノ精製品位ノ證明ヲスルコトト致シマシタノデ、是ガ諸設備ノ新設等ニ要スル經費ニ充用スル爲メ、造幣局資金ノ中三十五万圓ヲ拂出シ、一般會計ニ繕入ル、等ノ必要ヲ生ジタ次第アリマス

次ニ對支文化事業特別會計法ノ特例ニ關スル法律案ニ付說明申上ゲマス、對支文化事業特別會計ノ歲出額ハ、同特別會計法ノ現行規定ニ於キマシテハ、寄附金ニ依ルモノ外、每年度四百万圓ヲ超過シ得ナイコトト相成ツテ居リマス所、支那事變發生後ニ於ケル諸般ノ情勢ニ顧ミマスルニ、補助費及ビ助成費ヲ增加スル等ノ必要ガアリマスノ

スノデ、昭和十三年度以降當分ノ内、右ノ制限額ヲ六百万圓マデ増額致シマスルト共ニ、其間本會計ニ於キマシテ、萬一所屬證券ノ償還元利金ノ收入不足ニ因リ決算上不足ヲ生ジマシタ時ハ、積立金ヨリ之ヲ補足シ得ルノ途ヲ開イテ置クヲ適當ト認メタノデアリマス

次ニ支那事變ニ關スル臨時軍事費ノ財源ニ充ツル爲特別會計ヨリ爲ス繕入金ニ關スル法律案ニ付說明致シマス、支那事變ニ關スル臨時軍事費ノ財源ニ充ツル爲ス、毎年度豫算ノ定ムル所ニ依リ特別會計ヨリ臨時軍事費特別會計ニ繕入金ヲ爲スノ必要ヲ認メマシテ、昭和十三年度ニ於テハ通信事業特別會計ヨリ千六百万圓、帝國鐵道特別會計ヨリ四千万圓、關東局特別會計ヨリ三百五十萬圓、朝鮮總督府特別會計ヨリ千五百五十萬圓、臺灣總督府特別會計ヨリ千一百五十萬圓、

○池田秀雄君 質疑ノ通告ガアリマス、之ヲ許シマス——池田秀雄君  
〔池田秀雄君登壇〕  
○池田秀雄君 私ハ對支文化事業特別會計法ノ特例ニ關スル法律案ニ付テ、二三政府ニ對シテ質問ヲ致シタイノデゴザイマス  
〔議長退席、副議長著席〕  
本案ハ一見極メテ輕小ナル案ノヤウデゴザイマスルケレドモ、私ノ見ル所ヲ以テ致シマスレバ、甚ダ重要ナル意義ヲ持ツテ居ルヤウニ思ヒマス、若シ政府ノ提案ニシテ左程重要ナル意義ガナイト致シマスレバ、私ハシタル鐵道建設及ビ改良費ノ追加額四千餘万圓、並ニ金增産計畫ニ伴フ送電施設費三千六百万圓ハ、其經費ノ性質及ビ同特別會計歲計ノ現狀ニ顧ミマシテ、是ガ財源ヲ公債ニ依ルコト、致シマシタル等ニ依リ、現行朝鮮事業公債法ノ公債發行限度ヲ增加スルノ必要ガアリマスルノデ、本法律案ヲ提

出致シマシタ次第アリマス  
最後ニ軍ノ需要充足ノ爲ノ會計法ノ特例ニ關スル法律案ニ付說明致シマス、現下

例ニ關スル法律案ニ付說明致シマス、現下

事變ガ我國ノ目的ハ領土ニアラズ提携ニアリ、東亞永遠ノ平和ヲ確保セシガ爲デアルト云フコトハ、昨年ノ臨時議會ニ於テ畏クノ時局ニ伴ヒ、軍ノ需要スル物資ノ數量ハ著シク増嵩ヲ來シテ居リマスル所、是ガ調達ノ圓滑ヲ圖リ、軍ノ行動ニ支障ナキヲ期シマスルコトハ、嚙緊ノ要務アリマスル

モ

陛下ノ賜リタル詔勅ニ依ツテ炳乎トシテ

明ナル事實デゴザイマス、斯ノ如キ公明正

大ナル目的ヲ持ツテ居ル我國ハ、何故ニ隣邦ト干戈ヲ執ツテ相戰ハザルベカラザルカ、何故ニ提携スル前ニ相手ヲ叩カザルベカラザルカ、甚ダ悲シムベキコトデハアリマスル

ケレドモ、致シ方ナイ事實デゴザイマス、

然ラバ其原因ハ那邊ニ存在スルカト申シマスレバ、蔣介石政府ノ排日、侮日、抗日、或

ハ野心アル第三國ノ煽動等、數々舉げテ見

マスレバ數限リモアリマセヌ、併ナガラ其

原因ヲ一層深ク掘下ゲテ見マスレバ、私ハ此

兩國ノ間ニ於テ近年思想、感情等ガ段々ニ

隔離シテ居タ點ニ、其根本ノ原因ガアルト

確信ヲ致シテ居リマス、凡ソ國家ト國家ト

ノ本當ナル親善關係ハ、其國ト國トノ間ニ於テ

文化思想ノ共通ノ基礎ガアルト云フコトガ、

本當ニ永遠ナル握手、平和ノ基礎デアルト

私ハ信ジテ居ルノデアリマス、例ヲ舉げテ

申シマスレバ、例ヘバ英米ノ如キ實ハ兩虎相食ム、兩雄竝ビ立ダザルヤウナ境遇ニアル關係ニアリ、然ルニ亞米利加ガ英吉利ト喧嘩別レヲシテ、サウシテ別ノ國ヲ建テマシテ以來幾度か衝突ヲ致シマシタ、併ナガラ結局兄弟喧嘩ノヤウナモノデ、何時ノ間ニカ手ヲ握ツテ居リマスルモノハ、此兩國ガ同一ナル文化ノ基礎ノ上ニ立チ、思想ノ



セウヤ否ヤ、此對支文化事業ノ出來掛ケハ  
今更申上ゲル迄モナク、我國ガ苦杯ヲ喫シ  
タアノ華盛頓會議以後、山東還付ノ際ニ於  
テ、英國ヤ亞米利加ガ其以前ヨリモ盛ニ文  
化侵略ヲ致スト共ニ、團匪事件ノ賠償金ヲ  
支那ニ還付シ、所謂之ヲ惡イ言葉デ申シマ  
スレバ、支那ノ御機嫌取ラ致シマシタ時、  
我國モヤハリ之ニ追隨セザルヲ得ザルヤウ  
ナ狀態ニナリマシタ、サウシテ團匪事件ノ  
賠償金ト山東還付ニ伴フ利權ノ或ル部分ヲ  
割イテ二千万弱ノ基本金ヲ設ケテ、サウシ  
テ今日ノ文化事業ガ爲サレテ居ルノデゴザ  
イマス、一年僅ニ三百万圓位ヲ支出シテ、  
此事業ヲ爲スト云フコトニナツタノデゴザ  
イマス、而モ此三百万圓ニ於テ何ヲ爲シテ  
居ルカト申シマスレバ、北京ニ於ケル人文  
科學研究所、上海ニ於テ自然科學研究所、  
或ハ東方文化學院ト云フヤウナモノヲ經營  
シ、尙ホ東亞同文書院、或ハ日華學會、或  
ハ支那ニ於ケル居留民團ニ補助金ヲヤッテ  
居ルノデゴザイマス、三百万圓ノ金ヲ蛸ノ  
手ヲ分ケルヤウニシテ之ヲ分配シテ居ラレ  
マス、是等ノ事業タルヤ私ハ結構ナコトデ  
アルトハ思ヒマスルケレドモ、併ナガラ斯ノ  
如キコトヨリモ、尙ホ一層根本的ナ對策ヲ  
今日樹立スベキ時デハナイカト思フ、是等  
ノ事業ハ繼續シテ行クベキモノデアルトハ  
思ヒマスルケレドモ、吾々ハ政府ニ於テ眞  
ニ東洋文化、或ハ思想ノ共通ト云フ大政策  
ヲ樹立シテ、是等ノ事業ハ其事業ノ附帶事  
業トシテ爲スベキモノデハナカラウカト思  
フノデゴザイマス、此點ニ付キマシテ私ハ  
政府ハ今日ノ場合ニ於テ、從來ノ行キ方ヨ

リ一大飛躍ヲ爲シ、眞ニ東洋平和ノ確保ノ  
爲ニ日支ノ共通ノ文化ヲ樹立スルト云フコトハ東洋精神ノ復  
興、東洋文化ノ復興ト云フ點カラ見マシテ、  
ハアリマセウヤ否ヤ、今日ガ斯ノ如キ計畫  
ヲ立テラレルナラバ最モ好イ機會デアルノ  
ミナラズ、爲サルベカラザル時デアルト  
思フノデゴザイマスガ、政府ノ御所見ハ如  
何デゴザイマスカ  
第二ノ問題ハ具體的ノ問題ニナツテ參リ  
マスルガ、以上申上ゲタル目的ヨリ致シマ  
シテ、私ハ支那四億万民衆ノ民心ノ嚮フ所  
ヲ示ス意味ニ於テ、ドウシテモ吾々ハ今日  
放ツテ置ケナイコトガアルト思フノデゴザ  
イマス、ソレハ曲阜ニ於ケル孔子廟、御承  
知ノ通り蔣介石氏ガ國民政府ヲ樹立致シマ  
シタ際ニ於キマシテハ、「レーニン」ノ宗教  
ハ阿片ナリト云フ、アノ「スローガン」ニカブ  
レマシテ、孔子廟ハ之ヲ叩壊シ、或ハ四書  
五經ハ之ヲ廢棄スルト云フヤウナ態度ニ出  
テ居ツクノデゴザイマス、併ナガラ支那民衆  
ノ根強キ古來ノ思想ハドウシテモ之ヲ許シ  
マセヌ、故ニ流石ノ蔣介石氏モ其後孔子廟ヲ  
ノデゴザイマス、御承知ノ通り西洋ガ支那  
ニ耶蘇教ヲ持來リマシタコトハ、古イコト  
デゴザイマスケレドモ、最近ノ動キハ明末  
カラ來テ居リマス、今ヤ教會ノ數ハ八千八  
百八十ヲ算スルノデゴザイマス、學校ノ數  
ハ如何ト申シマスレバ、上ハ大學、專門學  
校ガ十八アリ、小學校ガ六千アリ、七千ノ  
多數ノ學校ヲ經營シテ居ル、此多數ノ學校、  
教會ニ依ツテ教養セラレタル所ノ人ガ毎日、  
日ノ内ニ押賣リセントスル者デハアリマセ  
ウヤ、吾々ハ併シナガラ外來思想ヲ以  
テ之ニ押賣リセントスル者デハアリマセ  
ウヤ

孔子ヲ尊崇スルト云フコトハ東洋精神ノ復  
興、東洋文化ノ復興ト云フ點カラ見マシテ、  
ドウシテモ此際爲サナケレバナラヌコトト  
思フ(拍手)  
斯ノ如キコトハ元來北京政府ガ爲スベキ  
コトデアリマスルガ、若シ北京政府ガ第一  
著手トシテ之ヲ爲スナラバ、之ニ越シタコ  
トハアリマセヌ、併シ若シ北京政府ニシテ  
經費多端、或ハ政務匆忙デ此點ニ目ヲ著ケ、  
著手スルコトガ出來ナイナラバ、吾々ハ我  
國ニ於テ之ヲ援助スルニ於テ何ノ差支ガア  
リマセウ、元來西洋ノ文化侵略ハ、支那ニ  
ナイ思想ヲ植付ケヨウトシテヤッテ來タノ  
ニ取返サセヨウト云フニ過ギナインデアリ  
マス、此點カラシテ吾々ハ西洋ノ學校或ハ  
教會等ノ問題トハ、大イニ趣ラ異ニシテ居  
マス、此點カラシテ吾々ハ西洋ガ支那  
ノデゴザイマス、併ナガラ今回ノ吾々ノ主張  
スル所ハ、元來支那ノ持ツテ居ルモノヲ支那  
ニ取返サセヨウト云フニ過ギナインデアリ  
マス、御承知ノ通り西洋ガ支那  
ニ耶蘇教ヲ持來リマシタコトハ、古イコト  
デゴザイマスケレドモ、最近ノ動キハ明末  
清末ノ衰亡ノ時ニハ、アノ四庫全書ノ刊行  
ガ出來ナカッタ、四庫全書ノ補修竝ニ續篇ノ  
編輯、結構デハゴザイマスルケレドモ、二  
百年來支那ノ碩學鴻儒ガ集成堆積シタ四庫  
全書ノ印行ヲ、今日文化事業部デハ助ケテ  
爲サル意思ハアリマセヌカ、是ハ私ハ東洋  
文化ノ復興、東洋精神ノ復興ト云フコトニ  
先鞭ヲ付ケテ、大ナル功績ガアルベキモノ  
ト信ズルノデゴザイマス、此點ニ付キマシ  
テ私ハ外務大臣ノ御意見ヲ伺ヒタイノデゴ  
ザイマス

第三ニモウツツ伺ヒタイノハ、私ハ此對  
支文化特別會計法ヲ拜見致シマスレバ、第  
五條ニ衛生ト云フコトガ其目的ノ一ツノヤ  
ザイマス、其第一著手トシテ、孔子廟ヲ修繕  
スルコトニ援助ヲサレル意思ハナイカ否ヤ  
ト云フコトヲ私ハ御尋スルノデゴザイマス  
此點ニ付キマシテモウツ承リタイコト  
ガゴザイマス、私ハ只今申上ゲマシタ通  
リニ、吾々ノ日支提携ト云フコトハ東洋文  
化ノ基礎ノ上ニ立ツ——東洋思想ノ基礎ノ  
上ニ立タナケレバナラヌト申シテ居リマス  
ルガ、御承知ノ通り支那ハ文化燦然タル國  
デアリ、其文獻ノ豐富ナル世界ニ類ヲ見マ  
セヌ、思想ノ豊富ナル、複雜多岐ナル亦世  
界ニ類ヲ見マセヌ、之ヲ累積シタモノガ四  
リマセウ、元來西洋ノ文化侵略ハ、支那ニ  
ナイ思想ヲ植付ケヨウトシテヤッテ來タノ  
ニ取返サセヨウト云フニ過ギナインデアリ  
マス、此點カラシテ吾々ハ西洋ノ學校或ハ  
教會等ノ問題トハ、大イニ趣ラ異ニシテ居  
マス、此點カラシテ吾々ハ西洋ガ支那  
ノデゴザイマス、併ナガラ今回ノ吾々ノ主張  
スル所ハ、元來支那ノ持ツテ居ルモノヲ支那  
ニ取返サセヨウト云フニ過ギナインデアリ  
マス、御承知ノ通り西洋ガ支那  
ニ耶蘇教ヲ持來リマシタコトハ、古イコト  
デゴザイマスケレドモ、最近ノ動キハ明末  
清末ノ衰亡ノ時ニハ、アノ四庫全書ノ刊行  
ガ出來ナカッタ、四庫全書ノ補修竝ニ續篇ノ  
編輯、結構デハゴザイマスルケレドモ、二  
百年來支那ノ碩學鴻儒ガ集成堆積シタ四庫  
全書ノ印行ヲ、今日文化事業部デハ助ケテ  
爲サル意思ハアリマセヌカ、是ハ私ハ東洋  
文化ノ復興、東洋精神ノ復興ト云フコトニ  
先鞭ヲ付ケテ、大ナル功績ガアルベキモノ  
ト信ズルノデゴザイマス、此點ニ付キマシ  
テ私ハ外務大臣ノ御意見ヲ伺ヒタイノデゴ  
ザイマス

ウニナッテ居リマス、サウシテ又文化事業部  
デ經營シテ居ラレル學界ニ非常ニ貢獻シテ  
居ラル、所ノ、上海ノ自然科學研究所ノ研  
究項目ヲ拜見致シマスレバ、阿片ト云フコ  
トヲ私ハ一ツモ發見致シマセヌ、私ハ此點  
ヲ甚ダ奇異ニ感ジテ居リマス、元來アレダ  
ケ廣汎ナ研究科目ガアッテ、何故ニ阿片ノ  
研究科目ガ除外サレテ居ルカ、私ニハ理解  
ガ出來マセヌ、御承知ノ通リ支那四億ノ大  
敵ハ阿片デゴザイマス、今日支那ガ會テ隆  
隆タル文化國デアリ、赫々タル中國トシテ  
隆盛ナル國家ガ今日ノ境遇ニ沈淪致シマシ  
タノハ、阿片ノ害毒ガ其最大原因ヲ成シテ  
居ルト私ハ信ジテ居リマス、此阿片ノ侵入  
ハ御承知ノ通リ英國ノ帝國主義ガ清朝ノ禁  
ヲ犯シテ入ツテ來タモノデゴザイマス、乾隆  
帝ノ時既ニ阿片ノ禁令ヲ下シテ居リマスル  
ガ、英國ハ之ヲ顧ミズ、遂ニ阿片戰爭マデ  
起シテ、支那ニ侵入シテ害毒ヲ及ボシテ居  
リマス、此害毒タルヤ、支那ニ阿片ヲ密輸  
入政シマシタル元兇タル「ヘスチング」ガ既  
ニ其害毒ヲ言明シテ居ル位デゴザイマス、  
阿片ニ付キマシテハ國際聯盟ニ於テ之ヲ取  
上げテ防遏ニ稍、力ヲ效シテ居リマスケレド  
メテ行カナケレバ、眞ノ支那ノ復興ハ出來  
此阿片ヲ禁遏シテ行クト云フコトニ途ヲ進  
信ズルコトガ出來マセヌ、私共ハ眞ニ支那  
四億ノ國民ヲ助ケテ行クニハ、ドウシテモ  
ナイト考ヘテ居ル、故ニ眞ニ支那ヲ助ケン  
ト欲スルナラバ、阿片ヲ絶滅スルコトニ協  
力シナケレバナラス、幸ニ我國ニ於キマシ

テハ後藤新平伯ガ臺灣總督府ノ民政長官時  
代ニ於テ、阿片ノ漸減方針ヲ執ツテ多大ナル  
功績ヲ遺シタル經驗ヲ持ツテ居リマス、私ハ  
ヲ甚ダ奇異ニ感ジテ居リマス、元來アレダ  
ケ廣汎ナ研究科目ガアッテ、何故ニ阿片ノ  
研究科目ガ除外サレテ居ルカ、私ニハ理解  
ガ出來マセヌ、御承知ノ通リ支那四億ノ大  
敵ハ阿片デゴザイマス、今日支那ガ會テ隆  
隆タル文化國デアリ、赫々タル中國トシテ  
隆盛ナル國家ガ今日ノ境遇ニ沈淪致シマシ  
タノハ、阿片ノ害毒ガ其最大原因ヲ成シテ  
居ルト私ハ信ジテ居リマス、此阿片ノ侵入  
ハ御承知ノ通リ英國ノ帝國主義ガ清朝ノ禁  
ヲ犯シテ入ツテ來タモノデゴザイマス、乾隆  
帝ノ時既ニ阿片ノ禁令ヲ下シテ居リマスル  
ガ、英國ハ之ヲ顧ミズ、遂ニ阿片戰爭マデ  
起シテ、支那ニ侵入シテ害毒ヲ及ボシテ居  
リマス、此害毒タルヤ、支那ニ阿片ヲ密輸  
入政シマシタル元兇タル「ヘスチング」ガ既  
ニ其害毒ヲ言明シテ居ル位デゴザイマス、  
阿片ニ付キマシテハ國際聯盟ニ於テ之ヲ取  
上げテ防遏ニ稍、力ヲ效シテ居リマスケレド  
メテ行カナケレバ、眞ノ支那ノ復興ハ出來  
此阿片ヲ禁遏シテ行クト云フコトニ途ヲ進  
信ズルコトガ出來マセヌ、私共ハ眞ニ支那  
四億ノ國民ヲ助ケテ行クニハ、ドウシテモ  
ナイト考ヘテ居ル、故ニ眞ニ支那ヲ助ケン  
ト欲スルナラバ、阿片ヲ絶滅スルコトニ協  
力シナケレバナラス、幸ニ我國ニ於キマシ

要スルニ私ハ日支ノ提携ヲ本當ニセント  
欲スルナラバ、日支間ノ文化、思想ヲ共通  
ナラシムルト云フ點が眼目ナケレバナラ  
スト思フノデゴザイマス、此點カラ申シマ  
スト、私ハ今回ノ事變ニ對シテ文化事業ノ  
使命ト云フモノハ、國防ノ充實ト生産力  
ノ擴充ト、茲ニ戰傷死者ノ善後處理ト云  
ル意義ヲ有シテ居ルモノト思フノデゴザイ  
マス（拍手）然ルニ政府ノ提案ヲ見マスレ  
バ、私共ハ從來三四万圓ヲ使ツテ居ツクモノ  
ヲ、六百万圓マデ使ヒ得ルト云フヤウナ提  
案ヲ爲サレタガ、提案ヲ爲サザルヨリハ結  
構デハアリマスルケレドモ、尙ホ一步ヲ進メ  
テ本當ニ東洋平和樹立ノ爲ニ一大計畫ヲ此  
際樹立スル所ノ御考ヲ持ツテ居ラレルヤ否  
ヤ、此點ヲ御伺致シタインデアリマス（拍手）  
（國務大臣廣田弘毅君登壇）  
○國務大臣（廣田弘毅君） 池田君ノ御質問  
ニ基イテ發生致シタノデアリマスルガ、其

中ニ從來日支兩國民間ニ於ケル文化的連絡  
ノ缺乏ガ其一つノ大ナル原因デアリマシ  
テ、此點ニ付キマシテハ私ノ過日ノ演説中  
等ニ於キマシテハ、阿片ノ害毒ヲ如何ニシ  
テ除クカト云フ學理的研究ヲシ、尙ホ合理的  
的政策ヲ立テ、サウシテ支那四億ノ民衆  
ヲ救フベキデハナイカト云フコトヲ痛感致  
スノデアリマス（拍手）上海ノ自然科學研究  
所ニハ事實上ヤツテ居ラル、カ知レマセヌ  
ケレドモ、其項目ヲ發見致シマセヌ、私ハ  
此點ニ付テ御伺致ス次第デゴザイマス  
要スルニ私ハ日支ノ提携ヲ本當ニセント  
欲スルナラバ、日支間ノ文化、思想ヲ共通  
ナラシムルト云フ點が眼目ナケレバナラ  
スト思フノデゴザイマス、此點カラ申シマ  
スト、私ハ今回ノ事變ニ對シテ文化事業ノ  
使命ト云フモノハ、國防ノ充實ト生産力  
ノ擴充ト、茲ニ戰傷死者ノ善後處理ト云  
ル意義ヲ有シテ居ルモノト思フノデゴザイ  
マス（拍手）然ルニ政府ノ提案ヲ見マスレ  
バ、私共ハ從來三四万圓ヲ使ツテ居ツクモノ  
ヲ、六百万圓マデ使ヒ得ルト云フヤウナ提  
案ヲ爲サレタガ、提案ヲ爲サザルヨリハ結  
構デハアリマスルケレドモ、尙ホ一步ヲ進メ  
テ本當ニ東洋平和樹立ノ爲ニ一大計畫ヲ此  
際樹立スル所ノ御考ヲ持ツテ居ラレルヤ否  
ヤ、此點ヲ御伺致シタインデアリマス（拍手）  
（國務大臣廣田弘毅君登壇）  
○國務大臣（廣田弘毅君） 池田君ノ御質問  
ニ基イテ發生致シタノデアリマスルガ、其



ヲ統治シタノデモナク、德ヲ以テ國民ヲ導イタモノデモアリマセヌカラ、支那ノ兵隊共、ガ食フヤ食ハズノ賃銀デ蔣介石様ノ爲ニ命ヲ捨テ、宋家一門ノ爲ニ鉢ヲ執テ、負ケルニ決シテ居ル此戰ヲ日本ニ向シテ挑マナケレバナラヌ理由ハナイノデアリマス、彼等ガ豫想ニ反シテ頑強ナル抵抗ヲ日本軍隊ニ試ミタ所以ノモノハ、ニ排日抗日教育ト、侮日ノ思想ト、強制的ノ徵募、督戰ノ監督等ニ依ル暴力ノ濫用ニノミ因ツタモノデアリマス、併シ今日マデノ軍事行動ノ實績ニ見テ、日本ヲ輕侮シテ居ツタコトノ誤デアッタコトハ、占領地域内ノ總テノ支那人ニ能ク徹底シタ筈アリマス、蔣介石ノ暴力ノ及バナイ占領地域内ノ民衆ハ、強制的ノ徵募カラ免レテ、雀躍シテ居ル譯アリマス、此際彼等ニ今日マデノ排日抗日教育ノ日本ニ取テ百害アッタバカリデナク、彼等ニ取ツテモ一利ナイトモノデアッタコトヲ一日モ早ク徹底セシメ、心カラ日本ニ縋リ、新政權ニ賴ラシタル工作ガ必要デアリマス、事變前排日抗日ノ喧シカッタ最中デモ、私共ガ自分ノ經營スル漢字新聞デ支那民衆ノ味方トシテ、支那軍閥ノ暴状ヤ、其苛斂誅求ヲ攻撃スル場合、新聞ノ發行部數ハ急ニ増加シ、相當有力ノ支那人ガ私ノ手ヲ握テ、君ハ我等ノ舌タ、我等ノ言ハント欲シテ言フ能ハザル所ヲ能ク言ウテ吳レル、洵ニ感謝ニ堪ヘヌ、君ノ新聞ハ我等ノ代辦機關ダナドト言ツテ、ヨク喜ンデ吳レクモノデアリマス、コンナ漢字新聞經營ナドヲ如何ニモ道樂カ醉狂デ、モヤツテ居ルカノ如ク個人ノ經營ニ委セテ、

外務省ナドガ力一ツ入レテ吳レヌト云フ有様ダカラ、一事ガ萬事、排日抗日思想ガ燎原ノ火ノ如ク四百餘州ヲ風靡スルニ至ツタノデアリマス（拍手）然ルニ外務省ノ文化事業ノ資金ノ中ニハ、只今六百万圓ニ増額セラレルト云フヤウナ案ハ出テ居リマスルガ、大體ニ膠濟鐵道ノ四千万圓ノ支那ノ國庫債券ガ繰入レラレ、其債券ノ利子二千百四十万圓ノ中カラモ經費ノ中ニ支辨セラレテ居ル筈デアリマスガ、今後此資金及ビ利子ハ入ラヌモノト見ネバナラズ、今日迄デモ思フヤウナ資金ハナク、ヤリタイ事ハ山程アッテモ、思フヤウナ活動ノ出來ナカッタモノガ、其財源ガ渴渴スルト云フノデハ、是マデ通リノ活動サヘモ出來ヌト云フコトニナリマス、更ニ對支ト言ツテ見タ所デ、上海ノ居留地以外ニハ悉ク軍部ガ新政權ト握手シテ、總テノ工作ヲヤッテ居ル譯アリマスカラ、上海以外デハ軍部ノヤッテ居ル仕事ト抵觸ヲ免レナインハ當然デアリマス、文化工作ガ旨ク行クト云フコトハ、外務大臣ノ屢、言明セラレル如ク、武力ヲ用ヒズ、否寧リマス、事變前排日抗日ノ喧シカッタ最中デモ、私共ガ自分ノ經營スル漢字新聞デ支那民衆ノ味方トシテ、支那軍閥ノ暴状ヤ、其苛斂誅求ヲ攻撃スル場合、新聞ノ發行部數ハ急ニ増加シ、相當有力ノ支那人ガ私ノ手ヲ握テ、君ハ我等ノ舌タ、我等ノ言ハント欲シテ言フ能ハザル所ヲ能ク言ウテ吳レル、洵ニ感謝ニ堪ヘヌ、君ノ新聞ハ我等ノ代辦機關ダナドト言ツテ、ヨク喜ンデ吳レクモノデアリマス、コンナ漢字新聞經營ナドヲ如何ニモ道樂カ醉狂デ、モヤツテ居ルカノ如ク個人ノ經營ニ委セテ、

新聞ニ見ル如ク、自分ガ宋美齡ト手ヲ携ヘテ逸早ク南京ヲ逃出シタコトハ棚ニ上ガテ、韓復榘及ビ多クノ將領ヲ大量屠殺シテケルガ如キ、不合理ナル蔣介石ノヤリ方ヲ決シテ居ル此戰ヲ日本ニ向シテ挑マナケレバナラヌ理由ハナイノデアリマス（拍手）大體ニ膠濟鐵道ノ四千万圓ノ支那ノ國庫債券ガ繰入レラレ、其債券ノ利子二千百四十万圓ノ中カラモ經費ノ中ニ支辨セラレテ居ル筈デアリマスガ、今後此資金及ビ利子ハ入ラヌモノト見ネバナラズ、今日迄デモ思フヤウナ資金ハナク、ヤリタイ事ハ山程アッテモ、思フヤウナ活動ノ出來ナカッタモノガ、其財源ガ渴渴スルト云フノデハ、是マデ通リノ活動サヘモ出來ヌト云フコトニナリマス、更ニ對支ト言ツテ見タ所デ、上海ノ居留地以外ニハ悉ク軍部ガ新政權ト握手シテ、總テノ工作ヲヤッテ居ル譯アリマスカラ、上海以外デハ軍部ノヤッテ居ル仕事ト抵觸ヲ免レナインハ當然デアリマス、文化工作ガ旨ク行クト云フコトハ、外務大臣ノ屢、言明セラレル如ク、武力ヲ用ヒズ、否寧リマス、事變前排日抗日ノ喧シカッタ最中デモ、私共ガ自分ノ經營スル漢字新聞デ支那民衆ノ味方トシテ、支那軍閥ノ暴状ヤ、其苛斂誅求ヲ攻撃スル場合、新聞ノ發行部數ハ急ニ増加シ、相當有力ノ支那人ガ私ノ手ヲ握テ、君ハ我等ノ舌タ、我等ノ言ハント欲シテ言フ能ハザル所ヲ能ク言ウテ吳レル、洵ニ感謝ニ堪ヘヌ、君ノ新聞ハ我等ノ代辦機關ダナドト言ツテ、ヨク喜ンデ吳レクモノデアリマス、コンナ漢字新聞經營ナドヲ如何ニモ道樂カ醉狂デ、モヤツテ居ルカノ如ク個人ノ經營ニ委セテ、

新聞ニ見ル如ク、自分ガ宋美齡ト手ヲ携ヘテ逸早ク南京ヲ逃出シタコトハ棚ニ上ガテ、韓復榘及ビ多クノ將領ヲ大量屠殺シテケルガ如キ、不合理ナル蔣介石ノヤリ方ヲ決シテ居ル此戰ヲ日本ニ向シテ挑マナケレバナラヌ理由ハナイノデアリマス（拍手）大體ニ膠濟鐵道ノ四千万圓ノ支那ノ國庫債券ガ繰入レラレ、其債券ノ利子二千百四十万圓ノ中カラモ經費ノ中ニ支辨セラレテ居ル筈デアリマスガ、今後此資金及ビ利子ハ入ラヌモノト見ネバナラズ、今日迄デモ思フヤウナ資金ハナク、ヤリタイ事ハ山程アッテモ、思フヤウナ活動ノ出來ナカッタモノガ、其財源ガ渴渴スルト云フノデハ、是マデ通リノ活動サヘモ出來ヌト云フコトニナリマス、更ニ對支ト言ツテ見タ所デ、上海ノ居留地以外ニハ悉ク軍部ガ新政權ト握手シテ、總テノ工作ヲヤッテ居ル譯アリマスカラ、上海以外デハ軍部ノヤッテ居ル仕事ト抵觸ヲ免レナインハ當然デアリマス、文化工作ガ旨ク行クト云フコトハ、外務大臣ノ屢、言明セラレル如ク、武力ヲ用ヒズ、否寧リマス、事變前排日抗日ノ喧シカッタ最中デモ、私共ガ自分ノ經營スル漢字新聞デ支那民衆ノ味方トシテ、支那軍閥ノ暴状ヤ、其苛斂誅求ヲ攻撃スル場合、新聞ノ發行部數ハ急ニ増加シ、相當有力ノ支那人ガ私ノ手ヲ握テ、君ハ我等ノ舌タ、我等ノ言ハント欲シテ言フ能ハザル所ヲ能ク言ウテ吳レル、洵ニ感謝ニ堪ヘヌ、君ノ新聞ハ我等ノ代辦機關ダナドト言ツテ、ヨク喜ンデ吳レクモノデアリマス、コンナ漢字新聞經營ナドヲ如何ニモ道樂カ醉狂デ、モヤツテ居ルカノ如ク個人ノ經營ニ委セテ、

新聞ニ見ル如ク、自分ガ宋美齡ト手ヲ携ヘテ逸早ク南京ヲ逃出シタコトハ棚ニ上ガテ、韓復榘及ビ多クノ將領ヲ大量屠殺シテケルガ如キ、不合理ナル蔣介石ノヤリ方ヲ決シテ居ル此戰ヲ日本ニ向シテ挑マナケレバナラヌ理由ハナイノデアリマス（拍手）大體ニ膠濟鐵道ノ四千万圓ノ支那ノ國庫債券ガ繰入レラレ、其債券ノ利子二千百四十万圓ノ中カラモ經費ノ中ニ支辨セラレテ居ル筈デアリマスガ、今後此資金及ビ利子ハ入ラヌモノト見ネバナラズ、今日迄デモ思フヤウナ資金ハナク、ヤリタイ事ハ山程アッテモ、思フヤウナ活動ノ出來ナカッタモノガ、其財源ガ渴渴スルト云フノデハ、是マデ通リノ活動サヘモ出來ヌト云フコトニナリマス、更ニ對支ト言ツテ見タ所デ、上海ノ居留地以外ニハ悉ク軍部ガ新政權ト握手シテ、總テノ工作ヲヤッテ居ル譯アリマスカラ、上海以外デハ軍部ノヤッテ居ル仕事ト抵觸ヲ免レナインハ當然デアリマス、文化工作ガ旨ク行クト云フコトハ、外務大臣ノ屢、言明セラレル如ク、武力ヲ用ヒズ、否寧リマス、事變前排日抗日ノ喧シカッタ最中デモ、私共ガ自分ノ經營スル漢字新聞デ支那民衆ノ味方トシテ、支那軍閥ノ暴状ヤ、其苛斂誅求ヲ攻撃スル場合、新聞ノ發行部數ハ急ニ増加シ、相當有力ノ支那人ガ私ノ手ヲ握テ、君ハ我等ノ舌タ、我等ノ言ハント欲シテ言フ能ハザル所ヲ能ク言ウテ吳レル、洵ニ感謝ニ堪ヘヌ、君ノ新聞ハ我等ノ代辦機關ダナドト言ツテ、ヨク喜ンデ吳レクモノデアリマス、コンナ漢字新聞經營ナドヲ如何ニモ道樂カ醉狂デ、モヤツテ居ルカノ如ク個人ノ經營ニ委セテ、

新聞ニ見ル如ク、自分ガ宋美齡ト手ヲ携ヘテ逸早ク南京ヲ逃出シタコトハ棚ニ上ガテ、韓復榘及ビ多クノ將領ヲ大量屠殺シテケルガ如キ、不合理ナル蔣介石ノヤリ方ヲ決シテ居ル此戰ヲ日本ニ向シテ挑マナケレバナラヌ理由ハナイノデアリマス（拍手）大體ニ膠濟鐵道ノ四千万圓ノ支那ノ國庫債券ガ繰入レラレ、其債券ノ利子二千百四十万圓ノ中カラモ經費ノ中ニ支辨セラレテ居ル筈デアリマスガ、今後此資金及ビ利子ハ入ラヌモノト見ネバナラズ、今日迄デモ思フヤウナ資金ハナク、ヤリタイ事ハ山程アッテモ、思フヤウナ活動ノ出來ナカッタモノガ、其財源ガ渴渴スルト云フノデハ、是マデ通リノ活動サヘモ出來ヌト云フコトニナリマス、更ニ對支ト言ツテ見タ所デ、上海ノ居留地以外ニハ悉ク軍部ガ新政權ト握手シテ、總テノ工作ヲヤッテ居ル譯アリマスカラ、上海以外デハ軍部ノヤッテ居ル仕事ト抵觸ヲ免レナインハ當然デアリマス、文化工作ガ旨ク行クト云フコトハ、外務大臣ノ屢、言明セラレル如ク、武力ヲ用ヒズ、否寧リマス、事變前排日抗日ノ喧シカッタ最中デモ、私共ガ自分ノ經營スル漢字新聞デ支那民衆ノ味方トシテ、支那軍閥ノ暴状ヤ、其苛斂誅求ヲ攻撃スル場合、新聞ノ發行部數ハ急ニ増加シ、相當有力ノ支那人ガ私ノ手ヲ握テ、君ハ我等ノ舌タ、我等ノ言ハント欲シテ言フ能ハザル所ヲ能ク言ウテ吳レル、洵ニ感謝ニ堪ヘヌ、君ノ新聞ハ我等ノ代辦機關ダナドト言ツテ、ヨク喜ンデ吳レクモノデアリマス、コンナ漢字新聞經營ナドヲ如何ニモ道樂カ醉狂デ、モヤツテ居ルカノ如ク個人ノ經營ニ委セテ、

新聞ニ見ル如ク、自分ガ宋美齡ト手ヲ携ヘテ逸早ク南京ヲ逃出シタコトハ棚ニ上ガテ、韓復榘及ビ多クノ將領ヲ大量屠殺シテケルガ如キ、不合理ナル蔣介石ノヤリ方ヲ決シテ居ル此戰ヲ日本ニ向シテ挑マナケレバナラヌ理由ハナイノデアリマス（拍手）大體ニ膠濟鐵道ノ四千万圓ノ支那ノ國庫債券ガ繰入レラレ、其債券ノ利子二千百四十万圓ノ中カラモ經費ノ中ニ支辨セラレテ居ル筈デアリマスガ、今後此資金及ビ利子ハ入ラヌモノト見ネバナラズ、今日迄デモ思フヤウナ資金ハナク、ヤリタイ事ハ山程アッテモ、思フヤウナ活動ノ出來ナカッタモノガ、其財源ガ渴渴スルト云フノデハ、是マデ通リノ活動サヘモ出來ヌト云フコトニナリマス、更ニ對支ト言ツテ見タ所デ、上海ノ居留地以外ニハ悉ク軍部ガ新政權ト握手シテ、總テノ工作ヲヤッテ居ル譯アリマスカラ、上海以外デハ軍部ノヤッテ居ル仕事ト抵觸ヲ免レナインハ當然デアリマス、文化工作ガ旨ク行クト云フコトハ、外務大臣ノ屢、言明セラレル如ク、武力ヲ用ヒズ、否寧リマス、事變前排日抗日ノ喧シカッタ最中デモ、私共ガ自分ノ經營スル漢字新聞デ支那民衆ノ味方トシテ、支那軍閥ノ暴状ヤ、其苛斂誅求ヲ攻撃スル場合、新聞ノ發行部數ハ急ニ増加シ、相當有力ノ支那人ガ私ノ手ヲ握テ、君ハ我等ノ舌タ、我等ノ言ハント欲シテ言フ能ハザル所ヲ能ク言ウテ吳レル、洵ニ感謝ニ堪ヘヌ、君ノ新聞ハ我等ノ代辦機關ダナドト言ツテ、ヨク喜ンデ吳レクモノデアリマス、コンナ漢字新聞經營ナドヲ如何ニモ道樂カ醉狂デ、モヤツテ居ルカノ如ク個人ノ經營ニ委セテ、



上海事變ノ後デハ此救濟ニ馳セ付ケル時分ニハ、本議場デ以テ即決可決ノ學ニ出ラレテ居ルヤウナ前例モアルノデゴザイマス、ドウカ一日モ早ク此窮状ヲ救フヤウニシテ戴キタイト思フノデアリマス、尙ホ文化事業ノ細カイ點ニ付キマシテハ、何レ委員會デ質問ヲ申上ガヨウト思ヒマスカラ、私ノ質問ハ之ヲ以テ打切りマス

○副議長(金光廣大夫君) 松尾三藏君

(松尾三藏君登壇)

○松尾三藏君 私ハ本日上程セラレマシタル所ノ政府提案朝鮮事業公債法中改正法律案ニ對シ、其趣旨目的ガ鮮内文化振興ノ上ヨリ、緊要缺クベカラザルモノデアルコトヲ確信致シ、雙手ヲ擧ゲテ之ニ賛成ノ意ヲ表スル次第ゴザイマス、併シ私ハ本案ニ賛成ヲ致シマス趣旨ヲ擴充致シマシテ、聊カ私ノ所見ヲ開陳シ内鮮融和ノ根本方針ニ付キ政府ノ所見ヲ簡單ニ御伺致シタイ次第

デゴザイマス 固ヨリ私ハ歷代ノ政府ガ日韓合併以來、其至難中ノ至難トサレテ居リマス植民政策ノ遂行ニ當ラレ、當時三十年ノ長キニ亘リ業經濟ノ開發、教育文化ノ振興ニ力ヲ致サレ、特ニ困難ナル思想ノ向上ニ御努力ヲ拂ハレタ御苦勞ニ對シテハ、衷心ヨリ敬意ヲ表スル次第ゴザイマス、併ナガラ私ノ見ル所

ヲ以テ致シマスルナラバ、今日ノ實情カラ見マシテ、尙ホ内鮮融和ノ上ニ遺憾ノ點ガ多々アルコトヲ見逃ス譯ニハ參ラヌノデゴザイマス、私ハ内鮮融和ノ根本義ハ眞ニ内鮮人間ニ於ケル社會の差別待遇ヲ一掃シ

テ、渾然一體ノモノタラシムルニアルト思ヒマス、ソレニハ内鮮人間ニ於ケル風俗、言語、制度、慣習ノ渾然タル一致ヲ必要ト致スノデアリマスガ、一日モ速ニ其理想ヲ達成致シマスルニハ、今一段ト半島人ニ對スル教育、文化ノ徹底ヲ圖ラネバナラヌト思フノデゴザイマス(拍手)實情ニ就テ見マスレバ、例外ハアリマセウケレドモ、一見シテ内地人ト半島人トノ區別ガ見エマシテ、如何ニモ半島人ノ教育程度ノ劣ルモノアルヲ感ズルノデアリマシテ、内鮮融和完成ノ上ヨリ洵ニ遺憾ニ堪ヘマセヌ、政府ハ今日ニ於ケル朝鮮ノ教育施設茲ニ其指導方針ヲ以テ、既ニ完璧セルモノト考ヘテオ居デニナルノカドウカラ、御伺致シタイ次第ゴザイマス

更ニ政府ハ本案ノ御提出ニ依リ、朝鮮文化振興ニ要スル財源捻出ヲ企圖サレテ居ルノデアリマスルガ、更ニ一步ヲ進メテ半島人教育ノ徹底ヲ期スル爲ニ必要ナル經費ヲ計上スルノ御考ガアルカドウカ、御伺致シタイ次第ゴザイマス、只今申述べマシタルコトハ、内鮮融和ノ根本ニ關スル問題デアリマスルカラ、拓務大臣竝ニ朝鮮總督府當局ノ御答辯ヲ煩ハシタ伊ト考ヘマス

次ニ内鮮人間ニ於ケル差別撤廢ニ關スル將來ノ御方針ニ付キ、御教示ヲ得タイト思ヒル社會問題トシテ見逃スコトノ出來ナイマス、前ニ述べマシタル如ク、政府ノ御努力ニモ拘ラズ、日韓合併以來茲ニ三十年ノ内鮮人間ノ融和ガ出來テ居ナイコトハ、真ノ内鮮人間ノ融和ガ出來テ居ナイコトハ、残念ニ堪ヘナイ次第ゴザイマス(拍手)今日ノ如ク何事ニ付テモ内地人ト半島人ト方

相反目スルカノ感ヲ禁ジ得ナイ實例ヲ偶、見受ケマスコトハ、爲政者トシテ大イニ考

ヘネバナラヌ事柄デアルト思フノデゴザイマス(拍手)惟フニ日韓合併ノ眞ノ目的ハ、シマスルニハ、今一段ト半島人ニ對スル教育、文化ノ徹底ヲ圖ラネバナラヌト思フノデゴザイマス(拍手)實情ニ就テ見マスレバ、例外ハアリマセウケレドモ、一見シテ内地人ト半島人トノ區別ガ見エマシテ、如何ニモ半島人ノ教育程度ノ劣ルモノアルヲ感ズルノデアリマシテ、内鮮融和完成ノ上ヨリ洵ニ遺憾ニ堪ヘマセヌ、政府ハ今日ニ於ケル朝鮮ノ教育施設茲ニ其指導方針ヲ以テ、既ニ完璧セルモノト考ヘテオ居デニナルノカドウカラ、御伺致シタイ次第ゴザイマス

更ニ政府ハ本案ノ御提出ニ依リ、朝鮮文化振興ニ要スル財源捻出ヲ企圖サレテ居ルノデアリマスルガ、更ニ一步ヲ進メテ半島人教育ノ徹底ヲ期スル爲ニ必要ナル經費ヲ計上スルノ御考ガアルカドウカ、御伺致シタイ次第ゴザイマス、只今申述べマシタルコトハ、内鮮融和ノ根本ニ關スル問題デアリマスルカラ、拓務大臣竝ニ朝鮮總督府當局ノ御答辯ヲ煩ハシタ伊ト考ヘマス

次ニ内鮮人間ニ於ケル差別撤廢ニ關スル將來ノ御方針ニ付キ、御教示ヲ得タイト思ヒル社會問題トシテ見逃スコトノ出來ナイマス、前ニ述べマシタル如ク、政府ノ御努力ニモ拘ラズ、日韓合併以來茲ニ三十年ノ内鮮人間ノ融和ガ出來テ居ナ

○政府委員(大野綠一郎君) 只今ノ御質問ニ對シテ私ヨリ御答ヲ致シマス、内鮮融和ノ徹底ヲ圖リマスルコトハ、歷代ノ總督府ノ方針ゴザイマシテ、今日ノ内外ノ情勢カラ益、努力ヲ致シテ居ル譯デアリマス、殊ニ半島ノ教育ノ方面ニ於キマシテハ、今日ノ情勢ト致シマシテ、帝國臣民トシテノ自覺ヲ持タセ、且ツ誇ヲ持タセル云フコトニ於テ、非常ニ努力ヲ致シテ居ルノデアリマス、此度ノ事變ニ當リマシテ、半島ニ溢レタル赤誠ノ狀況ハ、能ク松尾サンノ御承知ノ通リゴザイマスルガ、更ニノ總督府ニ於キマシテハ、初等教育ヲ擴充シ、國

ス、其趣旨ヲ以チマシテ、教育ノ普及程度ニ付キマシテモ、此度ノ豫算ニ於キマシテ、更ニ速度ヲ早メテ計畫ヲ促進致シテ居ルヤ

ウナ譯デアリマシテ、是ハ別途豫算ニ於テ御審議ヲ煩シテ居ル次第アリマス

志願兵制度ニ關シマシテ、徵兵制度ノ問題ニ付テノ御質疑ガアリマシタガ、是ハ何レ關係大臣ヨリ御答辯ガアルコトト思ヒマシテ、私ハ總督府ノ關係ヨリ申シマスル

ト、今日ノ志願兵制度ノ問題ハ、徵兵制度ト直接ノ關係無シニ、朝鮮ニ於テ徵兵制度ガ施行セラルベキヤ否ヤト云フコトハ、將來各般ノ情勢ニ依ツテ更ニ考慮セラレルモノト考ヘテ居ルノデアリマス、尙ホ風俗、言語、慣習等ニ付キマシテ、内鮮ノ融和ヲ促進シ、内鮮一體ノ實ヲ擧ゲル上ニ於キマシテハ、色々努力ヲ致シテ居リマス、殊ニ國語ノ獎勵ニ付キマシテハ、教育ノ全般ニ於テ非常ナ努力ヲ致シテ居ルノデアリマス、又風俗、習慣等ニ付キマシテモ、總督府内ニ於テ是等ヲ調査スル委員會ヲ持ヘマシテ、在來ノ慣習、又我國ノ風俗トノ融合一一致ノ上ニ於テ、適當ナル方法ヲ講ジタイト考ヘテ居ル次第アリマス、尙又御質疑ガアリマシタ半島ニ於ケル戸籍ノ問題デアリマスルガ、是等ニ付キマシテモ内鮮一體ノ實ヲ促進スル上カラ、名前等ニ付キマシテモ、内地ノヤウナ名前ヲ從前ハ用ヒシメナメルヤウナ方法モ採ツテ居ル譯デアリマス、大體ノ事柄ダケヲ御答致シマス

(政府委員八角三郎君登壇)

○政府委員(八角三郎君) 只今朝鮮ニ於テ

員ヨリ御答辯致シマシタ同様デゴザイマス

〔政府委員町尻量基君登壇〕

○政府委員町尻量基君登壇) 只今朝鮮ニ於テ志願兵制度ヲ施行シタノカ、ドウカト云フ

點ニ關シマスル御質問ガゴザイマシタガ、大臣ニ代リマシテ陸軍ノ者ヘテ居リマスル

趣旨ヲ簡單ニ御答ヲ申上ゲマス、朝鮮ニ於キマスル兵役制度ノ關係ハ、各般ノ諸設置竝ニ各方面ノ狀況等カラ考ヘマシテ、徵兵制度ヲ施行スル前提デアルト今確實ニ申上ガル迄ニハ至ツテ居リマセヌ、併ナガラ將來十分ニ能ク研究ヲ致シマシテ、努メテ是等ノ制度施行ヲ進メテ行キタイト云フ程度ノ研究ニ進ンデ居ルコトヲ申上ゲテ置キマ

ガ、幸ニ今度ハ皆サンノ平素ノ朝鮮ニ對スモ、中々其主張ガ今日マデ通ラナカッタノモ、御指導ト御同情ニ依リマシテ、今回此志願兵制度ガ制定セラレタト云フコトハ、半島二千三百万ノ新日本人ハ心カラ悦ンデ居ル同時ニ、小サイ赤坊ガ大キナ大人ニナッタヤウナ氣持デ居ルト云フコトハ事實

デアリマス(拍手)ソレニ對シテ平素非常ニ心配シテ戴イテ居ル九千万ヲ代表シテ居ヲレル議員皆サンニ對シテモ、現内閣總理大臣首メ各閣僚ノ方々ニ對シテモ、甚ダ僭越ハ、私ノ最モ光榮ト思フ所デアリマス、只今上程ニ相成ラレク三案ニ對シテ、政府ニ二三點申上ダタイト思フノデアリマス、第一ハ對支文化事業特別會計ノ特例ニ關スル法律案デアリマス、第二ハ朝鮮事業公債ニ關スル法律案デアリマス、此法案ニ對シテ二三點關聯致シマシテ當局ニ伺ヒタイト思フノデアリマス、其前ニ私ハ皆サンニ御禮ヲ申上ゲタイト思フノデアリマス、其御禮ト

併合ヲ行ヒマシテ今年ハ丁度二十八年ニナッ

テ居ルト私ハ思フノデアリマス、其二十八年間、大日本帝國ト韓國ト併合當時ニ畏多

ノガ、今日此明治大帝ノ一視同仁デアルト云

テ一視同仁デアルト云フコトヲ仰セラレタ

ノコトガ實現セラレタノガ、此志願兵制度カ

ノアリマス、是ハ私ハ屢々犬養内閣當時カラ或ハ請願委員會ナリ、又建議委員會ナリ

マスル微兵制度施行ノ前提トシテ、今度ノ志願兵制度ヲ施行シタノカ、ドウカト云フ

點ニ關シマスル御質問ガゴザイマシタガ、大臣ニ代リマシテ陸軍ノ者ヘテ居リマスル

趣旨ヲ簡單ニ御答ヲ申上ゲマス、朝鮮ニ於

キマスル兵役制度ノ關係ハ、各般ノ諸設置竝ニ各方面ノ狀況等カラ考ヘマシテ、徵兵制度ヲ施行スル前提デアルト今確實ニ申上ガル迄ニハ至ツテ居リマセヌ、併ナガラ將

來十分ニ能ク研究ヲ致シマシテ、努メテ是等ノ制度施行ヲ進メテ行キタイト云フ程度ノ研究ニ進ンデ居ルコトヲ申上ゲテ置キマ

ガ、幸ニ今度ハ皆サンノ平素ノ朝鮮ニ對スモ、中々其主張ガ今日マデ通ラナカッタノモ、御指導ト御同情ニ依リマシテ、今回此志願兵制度ガ制定セラレタト云フコトハ、半島二千三百万ノ新日本人ハ心カラ悦ンデ居ル同時ニ、小サイ赤坊ガ大キナ大人ニナッタヤウナ氣持デ居ルト云フコトハ事實

デアリマス(拍手)ソレニ對シテ平素非常ニ心配シテ戴イテ居ル九千万ヲ代表シテ居ヲレル議員皆サンニ對シテモ、現内閣總理大臣首メ各閣僚ノ方々ニ對シテモ、甚ダ僭越ハ、私ノ最モ光榮ト思フ所デアリマス、只今上程ニ相成ラレク三案ニ對シテ、政府ニ二三點申上ダタイト思フノデアリマス、第一ハ對支文化事業特別會計ノ特例ニ關スル法律案デアリマス、第二ハ朝鮮事業公債ニ關スル法律案デアリマス、此法案ニ對シテ二三點關聯致シマシテ當局ニ伺ヒタイト思フノデアリマス、其前ニ私ハ皆サンニ御禮ヲ申上ゲタイト思フノデアリマス、其御禮ト

手) 私ハ朝鮮事業公債法案ニ對シテ或ハ拓務省、朝鮮政務總監ニ二三承リタイト思フノ

デアリマス、尙ホ私ガ政府ニ承リタイトト云

テ、此政治ノ缺陷ハ直シテ行カナケレバ相成ラヌ、内鮮ヲ併合致スト云フコトハ、私ハ率直ニ申上ゲタイト思フガ、一體内地ト朝鮮ヲ併合シタ意味ハ何處ニアルカ、内地カラ言ヘバ東洋平和ノ基礎ノ爲ニ併合シタ、斯ウ申シテ居リマス、成程東洋平和ノ基礎ノ爲ニ併合シタニハ違ヒナイデセウ、

地カラ言ヘバ東洋平和ノ基礎ノ爲ニ併合シタ、斯ウ申シテ居リマス、成程東洋平和ノ基礎ノ爲ニ併合シタニハ違ヒナイデセウ、モウ一步進ンデ私ハ考ヘルナラバ、東洋平和ハ固ヨリ宜イガ、第一ニハ日本ノ年々百數十万ノ人口増加ノ解決ヲ付ケルト云フ意味モ、率直ニ申上ゲレバ、含シニ併合ノデアリマス(拍手)ソレニ對シテ平素非常ニ心配シテ戴イテ居ル九千万ヲ代表シテ居ヲレル議員皆サンニ對シテモ、現内閣總理大臣首メ各閣僚ノ方々ニ對シテモ、甚ダ僭越ハ、私ノ最モ光榮ト思フ所デアリマス、只今上程ニ相成ラレク三案ニ對シテ、政府ニ二三點申上ダタイト思フノデアリマス、第一ハ對支文化事業特別會計ノ特例ニ關スル法律案デアリマス、第二ハ朝鮮事業公債ニ關スル法律案デアリマス、此法案ニ對シテ二三點關聯致シマシテ當局ニ伺ヒタイト思フノデアリマス、其前ニ私ハ皆サンニ御禮ヲ申上ゲタイト思フノデアリマス、其御禮ト

手) 私ハ朝鮮事業公債法案ニ對シテ或ハ拓務省、朝鮮政務總監ニ二三承リタイト思フノ

デアリマス、尙ホ私ガ政府ニ承リタイトト云

フ、朝鮮ハ日本ノ國力他國カ譯ガ分ラヌヤ  
ウナコトヲ言シテ居ル、下ノ闇ヘ行ク迄ハ日  
本ノ國ト皆思ツテ居ル、今度下ノ關カラ釜山  
ヘ渡ル時ハ丁度歐米ヘ行クヤウナ氣持ヲ興  
ヘル、オ前範ヲ出セト云フヤウナコトデ、  
調ベラ嚴シクヤツテ居ル、ソレカラ又釜山ニ  
著イタラバドウカ、アスコハ自分ノ國內ノ  
北海道ノ如ク、自分ノ國內ノ朝鮮デアルニ  
モ拘ラズ、其朝鮮デ用ヲ足シテ、内地ヘ歸  
ル時ニ、アノ釜山ノ棧橋デ兵隊見タイニ人  
ヲ竝ベテ置イテ、オイ朝鮮ノ札ヲ取替ヘナ  
ケレバ内地デハ通用ガ出來ナイ、今船ガ出  
ヤウト云フ時ニ札ヲ取替ヘナケレバ、アレ  
ハ日本ノ國デ通用出來ナイト云フコトヲ、  
私共ハ本當ノ日本人ノ氣持デ見ル時ニ、併  
合シタ同一國內ト云フカ、同一國民ト云フ  
カ、恐ラク外國人が見テモ是レ以上見苦シイ  
コトハナイト思フ（拍手）自分ノ國デ發行シ  
タ其紙幣ガ、他國ノ滿洲國ヤ支那デハ通用  
ガ出來テ、サウシテ釜山カラ日本ヘ來ル時  
ハ煙草一ツ買ッテ吸フコトガ出來ナイ、左様  
ナシミッタレナ政治デアッタラ、何時マデ  
經ッテモ日本人ハ朝鮮ニ殖エルモノデハナ  
イト思フ（拍手）之ヲ大イニ私ハ大藏大臣ニ  
ドウ考ヘテ居ルカト云フコトヲ御尋致シタ  
イト思フノデアリマス

デ私ハ北支事變ニ付テ、或ハ御参考ニナル。ヲ申上ゲテ、政府ノ答辯ヲ求メタイ、一體私ニ言ハセレバ、日清戰爭以來——尤モ日清戰爭ハ私共子供ノ時分ノ事デアル。敗ト云フモノハ、私ガ申上ゲル迄モナク所ニ依リマスレバ、又支那人ノ氣持ヲ考ヘルト、今マデ歷代支那ニ對スル日本ノ失敗ト云フモノハ、私ガ申上ゲル迄モナク皆様方能ク御承知ノコトト思ヒマス、例へバ今ノ蔣介石デナクテモ、張作霖ガ東三省ノ政治ヲ行シテ居ル時モ、アノ張作霖ヲ助ケテ置キサヘスレバ、日本ノ言フコトヲ何デモ聽イテ吳レルト云フノデ、ソコデ日本ガ之ヲ應援シ援助シタ、サウシテ一馬賊ガ日本ノ力ニ依シテ支那ノ大元帥ニマデナッタ、ソコデ今度ハ己ノ力ガ段々附イテ來ルト、ドッコイシヨ、日本ノ言フコトハ肯カナイデ、日本ニ槍ヲ向ケル、サウスルト日本人ハ正直ト云フカ氣ガ短イト云フカ、此張作霖ノ野郎怪シカラヌト言シテ拳骨ヲ吳レル、又今度ハ今問題ニナッテ居ル蔣介石ノ如キモ、蔣介石ガ日本ニ來タ時ハ何ト言シタカ、私ガ支那ノ政權ヲ取ルナラバ、必ズ日本ノ言フコトヲ肯イテヤルカラ、兎ニ角有ユル方面ニ日本ノ力ヲ貸シテ戴キタイ、ソコデ是亦日本ノ力ヲ貸シテ彼ガ支那ノ政權ヲ取シタコトハ事實デアル、所ガ政權ヲ取シタ曉ハドウデアルカ、所謂排日侮日ガ因デ今ノ日本ノ所謂國家ノ一大問題ガ起シテ居ル、モ總理大臣ト、外務大臣ト、陸軍大臣ト言

問題ニ當テハ現内閣ノ閣僚ノ方々ハ總デ  
同ジ歩調ヲ取ラナケレバナラヌト思フ  
ソレデ今日蔣介石政權ハ否認シテ居ル、  
蔣介石ノ政權ハ對手ニシナイト言フ、成程  
ソレハ蔣介石ノ政權ハ今日ニナッテ見ルト  
云フト、アレハ支那四億ヲ統一スベキ政府  
デハナクテ、アレハ一馬賊ノ取扱ヲシテモ差  
支ナイ、是ハ對手ニシナクテモ宜イガ、然  
ラバ今後ノ日本ノ行クベキ途ハ、或ハ新政  
權ノ成立ニ依ツテ、ソレト日支親善ヲ圖ルト  
云フ、ソレハ洵ニ結構デアリマス、立派ナ  
政權が出來テ、其政權ト日本ト本當ニ相提  
携シテ、東洋平和ノ爲ニナレバ洵ニ日本ハ  
望ム所デアルシ、又其處マデ行カナクテハ  
相成ラヌト思ヒマスガ、併シソコハ餘程肚  
ノアル政治家ガアツテ、サウシテ此新政權ニ  
關與スル政治家ヲ如何ニシテ選ブカ、恐ラ  
ク彼等ハ今ヘ二ノ足ヲ踏ンデ居ルノデハナ  
イカト思フ、何故ノ足ヲ踏ムカト云フト、  
日本ハ蔣介石ノ政權ハ認メナイ、對手ニシ  
ナイ、斯ウ申シテ居リマスケレドモ、支那  
人カラ言ヘバ蔣介石ノ政權ト云フモノハ、  
今ハ唯偉イモノトマダ考ヘテ居ル、ソコデ  
大體支那人ナリ、舊韓國時代ノ、所謂親日ノ  
朝鮮ノ人ナリ、使フ時ハ一生懸命使ツシマ  
キ人物ハ、今日ノ蔣介石ノ政權ヲ否認シナ  
ガラ、新政權ト云フモノヲ設ケテ日本ト本  
當ニ相提携シタイト云フヤウナ人ガ、マダ  
ルト云フコトヲ能ク言シテ居ル、ソコデ今ノ  
新政權ノコトデス、恐ラク支那ヲ代表スベ  
キ人物ハ、今日ノ蔣介石ノ政權ヲ否認シナ  
ガラ、新政權ト云フモノヲ設ケテ日本ト本  
當ニ相提携シタイト云フヤウナ人ガ、マダ

テ居ルカト云フト、今ハ私共ガ出テ行ツテサ  
ウシテ日本ト相提携シタイト云フ氣持ガア  
ルケレドモ、萬一蔣介石ノ政權ト云フモノ  
ガ段々力ガ付イテ來テ、終ヒニハ吾々ハ國  
賊ト取扱ハレ、終ヒニ首ヲ取ラレルト云フヤ  
ウナ處ガアルカラドウダラウ、斯ウ言ッタヤ  
ウナニノ足ヲ踏ンデ居ルト云フコトハ、私  
ハ事實デハナイカト思フ、ソコデ新政權方  
出來レバ、此人達ハ眞ニ日本ト相提携シタ  
イト云フヤウナ心持デ出テ來ル人ナラバ、  
是ガ萬一蔣介石ノ政權ニ依シテ彼等ノ首方  
取ラレルト云フヤウナ懸念ガアルナラバ、  
此懸念ヲ一掃スルト同時ニ、オ前達ガ死ン  
デモ日本ガ後ニ附イテ居ルカラ、死ンデモ  
骨ハ拾ッテヤルカラト云フコトデ、力強ク日  
本ガ之ニ仕向ケナイト云フト、恐ラク私ハ  
力強イ新政權ト云フモノハ出來ナイト思フ  
(拍手)

ソコデ一方ハドウカト云フト今ノ支那ニ、  
對スル日本ガ、領土的ノ野心ガナイ、是ハ  
私ガ申上げナクテモ皆サン能ク御承知グラ  
ウト思ヒマスガ、朝鮮ニ行ツテモ、或ヘ内地  
ノ方々モ朴サンドウモ日本ハ駄目ダヨト言  
フ、何デ駄目ダト言フト、何時モ日本ハ戰  
爭ハ勝ツケレドモ、最後ニナルト得ルベキ  
デアルト言フ、成程私共ガ考ヘテモ、先ヅ  
其言フコトハ遠ヒナイト考ヘテ居ル、今迄  
ノ三回ノ戰争ハ勝ツタ、勝ツク曉ニハドウカ  
ト云フト何モ得ルベキ所ハナイ、殊ニ今日  
ハ世界ニ向ツテ色々ナ立場モアルデセウ、ア  
ルケレドモ、日本ハ支那ニ對スル領土的ノ  
野心ガナイト言フ、領土的ノ野心ガナイト

云フコトナラバ何ガ故ニ酷寒零下三十度ノ

所ヲ皇軍ガ國ノ爲ニ第一線ニ立ツテ戰ツテ居

ル、數十億圓ノ國帑ヲ費シ、貴重ナ生命ヲ

捨テ、居ル、何モ領土的ノ野心ガナイト云

フコトナラバ、新政權ガ出來レバ綺麗ニ支

那ニ返シテシマフ位ナラバ初カラヤラナイ

方ガ宜イ、而シテ日本ガ領土的ノ野心ガナ

イト云フコトヲ幾ラ言ツタッテ、國際聯盟、

所謂歐米諸國カラ言ヘバ、ソレハ日本人ハ

ロバカリダト、幾ラ正シイコトヲ言ッテモ相

手ガ横車ヲ押シテ解釋シテ居ル、ソコデ例ヘ

バ外務大臣ノ如キモ、白人ノ氣持ト云フモノ

ハ無論知シテ居ルト思ヒマスガ、彼等ハ動モ

スレバ正義人道、民族自決ト言フ、所ガ私ハ

一言皆様ニ参考ニナルコトヲ申上ゲタイト

云フノハ、今カラ十何年前ニ、是ハ歐米ト

申シテモ差支ナイゾアリマスガ、米宣教

師アタリガ朝鮮ニ來テ居ルガ、内鮮一體

達デアル、然ルニ勤モスレバ正義人道、民族

自決ト言フヤウナ立派ナ白人ガ朝鮮ノ或ル

ノ融和親善ヲ破壊スルト云フノハアノ人

申シテモ差支ナイゾアリマスガ、米宣教

師アタリガ朝鮮ニ來テ居ルガ、内鮮一體

達デアル、然ルニ勤モスレバ正義人道、民族

自決ト言フヤウナ立派ナ白人ガ朝鮮ノ或ル

ノ融和親善ヲ破壊スルト云フノハアノ人

申シテモ差支ナイゾアリマスガ、米宣教

師アタリガ朝鮮ニ來テ居ルガ、内鮮一體

達デアル、然ルニ勤モスレバ正義人道、民族

自決ト言フヤウナ立派ナ白人ガ朝鮮ノ或ル

ノ融和親善ヲ破壊スルト云フノハアノ人

俺ノ家ノ林檎烟デ林檎ヲ盜ングカラ其罰金ス、ソレカラ其子供ガ盜賊ト燒付ケラレテ居ルカラシテ、朝鮮ノ入ハ正直デ、外ニ出シテ置ケバ巡查ガ泥棒ト云フコトヲ書イテアルカラ連レテ行カレテハ困ルト云サテ「オンドル」ノ中デ育ッテ居ル、吾々ガ之ヲ發見シテ大イニ是ハ表向ニヤラナケレバナラヌ、

如何ナ白人ニシテモ法治國ノ日本ニ來テ私刑ヲ行フト云フコトヘ、是ハ徹底的ニヤッ

付ケナクチヤラヌト云フコトデ吾々ハ盛

シニ輿論ヲ起シタ、サウスルト或人ガ、イ

ヤドウモ國際聯盟ガ恐ロシイカラ是ハ餘リ

酷オ目ニ遭セナイガ宜イト言フ、其當時ノ

外交官アタリハサウ云フ考ヲ持ッテ居タ、

自國民ガ兎ニ角盜賊ト云フコトヲ燒付ケラ

レテ居リナガラ、又荀モ日本ト云フ法治國

ニ於テ私刑ヲ行シテ居ル其人ニ對シテ、國際

聯盟ヲ恐レル爲ニ、マア仕様ガナイカラ勘

辨シテヤレト云フヤウナ外交官ガ今マデ隨

分居ツタト思フ、今度モサウ云タヤウナ外交

ヲヤッテ貴ッタナラバ日本ガ迷惑デアル、何

モ領土ノ野心ガナイト言フ、ソコデ私共ハ

ハッキリ日本ノ言フコトヲ天下ニ明ニスル

カト思フ、兄弟ニナッタナラバ、兄弟ニナッ

タヤウナ人間ト今マデ日本ガ兄弟ニナッタ

ト云フコトヘ、私ハ其當時ノ手落デヤナイ

ガ起ルト、飛行機ヲ持ッテ行ッテ空カラ爆彈

ヲ落シテ、片端カラ殺シテシマフ、コン

ウナコトヲ言フ英國人ガ、印度ニ少シ不平

アルカ、日本ハ朝鮮ヲ併合シテ、朝鮮ノ人

ガ不平ヲ言ツタカラト云ツテ、飛行機ヲ以テ

英同盟ヲ作シテ、サウシテ印度ヲ片端カラ押ヘテ置イテ、自分ノ國內ノ安定ガ付クト、日本人ヲ他人扱ニスル、ソレハ酷イ、今度ノ事變デ恐ラク世界デ一番酷クヤルノハ英

国人デアルト思フ、英國人ハアノ正義人道、或ハ民族自決ト云フコトヲ言フケレドモ、

今日ノ英國ガ印度ニ對スルヤリ方ハドウデ

アルカ、日本ハ朝鮮ヲ併合シテ、朝鮮ノ人

ガ不平ヲ言ツタカラト云ツテ、飛行機ヲ以テ

ハ破談ニナッテシマッタ、結局金玉均ハ體ノ

置場ガナイカラ仁川ニ逃ゲテ日本ニ亡命シ

テ來タ、所ガ其位支那ヲ恐レテ居ツタ日本ガ

打突カツテ見タラ、是レ以上脆イコトハナイ、

ソレト同ジヤウニ私共ハ今日ノ我ガ九千万

國民ノ肚ガシッカリ決マラクテハイケナイ、

ソレト同ジヤウニ私共ハ今日ノ我ガ九千万

スルニハ勢力ヲ得ナケレバイケナイカラ、日本ノ力ヲ貸シテ下サイト言ツタヘサウスル

ト小村侯ハドウカト云フト、ア、宜シイト

約束シタ、ソレカラ愈、小村侯ト金玉均ガ相

提携シテ實行スルト言ツタ、其時既ニモウ

支那ノ兵ガヤツテ來タ、是ハ大變ダト云フコ

トデ今度金玉均ト小村侯ト恐レテ居ツタコト

ハ破談ニナッテシマッタ、結局金玉均ハ體ノ

置場ガナイカラ仁川ニ逃ゲテ日本ガ

打突カツテ見タラ、是レ以上脆イコトハナイ、

ソレト同ジヤウニ私共ハ今日ノ我ガ九千万

國民ノ肚ガシッカリ決マラクテハイケナイ、

ソレト同ジヤウニ私共ハ今日ノ我ガ九千万

云何處マデモヤラナクチヤナナライ(拍手)ヤルニハ其今マデノヤウニ出来物ガ一ツ出来レバ、其上ニ膏薬ヲ貼ルヤウナコトデハイケナイ、是ハ根本的切開ヲシナクチヤイケナイ、之ヲ切開スルニハ所謂蔣介石政權ト云フモノヲ、影モ形モナイヤウニシナタチヤナラナイ、ソレデコソ初メテ日本人ニ再び及同フナラバ、又アノ張作霖トカ蔣介石見タセウニナルノダト云フコトヲ支那人ニ見セナケレバ、眞ノ新政權ト云フモノハ私ハ完全ニ出来ナイト思フ(拍手)

ソユデ今朝鮮ニ於ケル人口問題ニ付テモ、是ハ時間モ制限サレテアリマスカラ、何レ豫算委員會デユックリ政府ニ對ジテ質問ヲシタイコトガアリマスガ、今日ハ内地ノ下關ト釜山トノ間ニツノ大キナ關ヲ設ケテ居ル、アノ不便ヲ撤廢シナクチヤナラナイ、即チ關稅ノ撤廢ヲシテ貰ヒタオ、關稅ト云フモノハドノ位カト云フト、僅ニ一年ニ五百万圓位ダラウト思ヒマス、此五百萬圓位ノ關稅ノ爲ニ曩ニ申上ゲタ通サ、コチラカラ行ク人ニモ不便ヲ與ヘル、向フカラ來ル人ニ對シテモ不便ヲ與ヘル、ソレガ爲ニ併合シテ二十八年、伊藤公ガ統監時代ノ十年、三十有餘年、四十年ノ間ニ日本人ガ僅ニ六十万人位朝鮮ニ行ク位ナラバ、何ガ故ニ日本ハ朝鮮ヲ併合シタカト云フコトヲ考ヘナクチヤナラナイ、私ハ併合シタ本當ノ意味カラ言ヘバ、少クトモ日本人ガ四百萬ヤ五百万ハアノ半島ニ行カナケレバナラナイト思ヒマス(拍手)今日ハ一ツモ行カ

ムト云フ人ベ大半指ヲ切ツテ書イテ申込ンデ居ル、此一點カラ言ウテモ、内鮮融和ト此二重國籍デ生活スルコトハ朝鮮ニ居ル内地人アタリヘビノ不便ニ感ジテ居ル、例ヘバ下關ニ行クマデハ選舉權ガアッテモ、向フニ渡レバ選舉權ヲ奪ヒ取ツテシマフ、斯ニ言ツタヤウナコトガアリマシテ、總チノ云スコトスルコトニ不便ヲ與ヘルト云フコトハ事實デアリマス、ソレデアリマスカラ此關稅ヲ撤廢致シ、サウシテ内鮮ノ交通ヲ爲スコトスルコトニ不便ヲ與ヘルト云フコトハ事実デアリマス、ソレデアリマスカラ自由自在ニヤルト云フコトデ、初メテ同一國デアリ同一國民デアル、今度ノ志願兵制度ガ制定セラレタ後ニ、モウ既ニ三倍ノ申込ガアル、四百人ト云フモノハ數ヘ微々タルモノノデアリマスケレドモ、人間ノ氣持カラ言ヘバ、恐ラク現内閣ノ國策トシテハ是レ以上大キナ國策ヘナイト思フ(拍手)朝鮮ノ南總督ハアノ志願兵制度ガ制定セラレテ、朝鮮ニ再ビ南サンガ御歸リニナル時ニハ、各驛デ萬歲々マカルキリ南サンヲ人デ埋メタト云フコトデアル、私ハ教育機關ノコトモ今度改正ニナルト云フコトヲ聞イテ居リマスガ、果シテドノ程度マデノ改正ヲサレルカドウカ、是ハ豫算委員會デ私ハ詳シク承リタイト思ヒマス、今度ノ北支事變ニ對スル半島二千万ノ人人ノ愛國心ハ、恐ラク日本デ生レタ皆サンヨリ劣ラナイ、皆兎ニ角千人針ヤ或ヘ國防獻金セ、有ニル方面ニ努メテ居ル、中ニハ自分ノ指ヲ切ツテ血書デ以テ日ノ丸ヲ書イテ、兵制度ガ制定セラレテカラハ、兎ニ角申込

ムト云フ人ベ大半指ヲ切ツテ書イテ申込ンデ居ル、此一點カラ言ウテモ、内鮮融和ト此二重國籍デ生活スルコトハ朝鮮ニ居ル内地人アタリヘビノ不便ヲ與ヘルト云フコトデアリマスカラシテ、内鮮一體ハモウ古臭クテ、内鮮ニ關稅撤廢ト云フモノガ出來テ、本邦當ノ大日本帝國デアリマスカラシテ、大國ノ氣分ヲ以テ、吾々日本ヲ諒解シ、吾々日本失敗デアル、デアリマスカラシテ、今度ハ日本ニシナケレバナラスト云フ所ヲ我慢ガ出来ニ寸シタコトガアルト、モウ此位デ我慢ヲ覺エルヤウナ機會ヲ作ラナケレバナラヌト云フコトヲ言ウテ居リマスガ、洵ニ私共ハ是ハ宜イト思ヒマス、今マデ朝鮮統治ガ遅レタト云フコトハ、通譯政治ガアルガ爲シタ民政黨ノ川崎氏ガ、所謂支那語ヲ覺エタキチヤナラストカ、或ヘ支那人ガ日本語ヲ覺エルヤウナ機會ヲ作ラナケレバナラヌト云フコトヲ言ウテ居リマスガ、洵ニ私共ノ犯罪人ヲ調ベルニシテモ、第一言葉ガ判ラヌカラ通譯ヲ雇フ、サウシテ乙カラ甲ニ傳ヘテ、甲カラ丙ニ來ルカラ、結局差向ヒナラ一時間デ済ム所ヲ三時間モ掛ツテ、其人ノ意思ヲ本當ニ日本人ガ呑込ムコトガ出来ナリ、日本人ノ意思モ先方ニ打込ムコトガ出來ナリヤウナ政治ヲ行ツテ居リマスカラシテ、ソコデ色々ノ誤解ガ生ズル、或ハ害ガ生ズル(拍手)此支那人ニ對シテ徹底的ニ罰スル、此點ニ於テハ所謂支那文化ニ對シテドノ程度マデ行ツテ居ルカドウカ、或ハ朝鮮ニ關稅撤廢ト云フモノガ出來テ、本邦當ノ内鮮ガアノ關ヲ設ケズニ自由自在ニ交通ガ出來テ、真ニ此非常時日本ニ對シテ九千万ガ一體トナツテヤツテ行クベキ、其事ガ出来ルカドウカト云フコトニ付テ、誠意アル御答辯ヲ御願致シタイト思フノデアリマス(拍手)

○政府委員大野綠一郎君登壇(政府委員大野綠一郎君登壇)  
言フノデハモウ古臭クテ、内鮮一體ハ完全デアル、ソコデ恐ラク朝鮮デ生レタ新國民ヲ支那人ニ植付ケルト云フヤウナコトヨリ、日本人ガ自ラ支那人ヲ可愛ガル、惡イキ方ニ依ヅテ、大和民族ノ魂ヲ完全ニ植付ケルト云フコトガ私ハ出來ルト思フ、デアルソレカラシテ之ヲ導イテ、此弟ヲ一日モ早ク立派ナ日本ノ國民ニサセタイト云フコトハ、斯ニ言ツタヤウナコトガアリマシテ、總チノ所謂當局竝ニ議員皆サンノ指導如何ニ依ツテ私ハ成ルト思ヒマス、デアリマスカラ今ソレカラ支那文化、是ハ精神的ノ文化モ色彩アリマスガ、第一此間國務大臣ニ質問シタ民政黨ノ川崎氏ガ、所謂支那語ヲ覺エタキチヤナラストカ、或ヘ支那人ガ日本語ヲ覺エルヤウナ機會ヲ作ラナケレバナラヌト云フコトヲ言ウテ居リマスガ、洵ニ私共ハ是ハ宜イト思ヒマス、今マデ朝鮮統治ガ遅レタト云フコトハ、通譯政治ガアルガ爲シタ民政黨ノ川崎氏ガ、所謂支那語ヲ覺エタキチヤナラストカ、或ヘ支那人ガ日本語ヲ覺エルヤウナ機會ヲ作ラナケレバナラヌト云フコトヲ言ウテ居リマスガ、洵ニ私共ノ犯罪人ヲ調ベルニシテモ、第一言葉ガ判ラヌカラ通譯ヲ雇フ、サウシテ乙カラ甲ニ傳ヘテ、甲カラ丙ニ來ルカラ、結局差向ヒナラ一時間デ済ム所ヲ三時間モ掛ツテ、其人ノ意思ヲ本當ニ日本人ガ呑込ムコトガ出来ナリ、日本人ノ意思モ先方ニ打込ムコトガ出來ナリヤウナ政治ヲ行ツテ居リマスカラシテ、ソコデ色々ノ誤解ガ生ズル、或ハ害ガ生ズル(拍手)此支那人ニ對シテ徹底的ニ罰スル、此點ニ於テハ所謂支那文化ニ對シテドノ程度マデ行ツテ居ルカドウカ、或ハ朝鮮ニ關稅撤廢ト云フモノガ出來テ、本邦當ノ内鮮ガアノ關ヲ設ケズニ自由自在ニ交通ガ出來テ、真ニ此非常時日本ニ對シテ九千万ガ一體トナツテヤツテ行クベキ、其事ガ出来ルカドウカト云フコトニ付テ、誠意アル御答辯ヲ御願致シタイト思フノデアリマス(拍手)

御答致シマス、輸入税ノ撤廢ニ付キマシテ

ハ、昭和十二年度ヨリ徐々ニ之ヲ撤廢スル

コトニ致シテ居リマシテ、三分ノ一ヅ、十二年、十三年、ソレカラ十四年、十五年ト掛リマシテ、全部撤廢スルコトニナッテ居リマス

〔政府委員太田正孝君登壇〕

○政府委員(太田正孝君) 日本銀行券ト朝鮮銀行券トノ通用區域ガ達ヒマス爲ニ御不便ノアルコトハ、御指示シノ通リデアルト

思ヒマス、併ナガラ現在朝鮮銀行券ト日本銀行券ト通用區域ノ違ツテ居リマスノハ、特殊經濟事情ニ因ルコトモ御考ヲ願ヒタイノデアリマス、又長ク此朝鮮銀行券ニ慣レテ居ルト云フコトノ爲ニ、何時モ内鮮ト云フモ

ノハ

何ント云フカ、精神的ノ一體トナラヌト云フコトガ多イノデアリマスガ故ニ、吾々ハ朝鮮ノ統治上總内地ノ延長ト云フコトヲ考ヘテ居ルノデアリマス、今デモ内地

ノ延長ヲスベキコトハ澤山アル、例ヘバ鐵道トカ、電信トカ、司法トカ云フモノハ、

ドシノ私共ハ内地ノ延長ヲスレバ宜イト

思ヒマス、ソコデ今ノ内ニ朝鮮ヲ内地ノ延長ニシテシマフト云フト、朝鮮總督府ノ權威ガ鈍クナルト云フコトガアルガ、朝鮮總督府ハ無クテモ構ハナイト思フ、徹底的ニ内地ノ延長ヲスレバ私共ハ宜イト思フ、サウスレバ何モ朝鮮ニ親任官ヲ二人置カナクテモ宜イ、内地ト同ジコトヲヤッテ貰ヘバ宜イ、此事ヲ此前ノ前ノ議會ニ私ガ質問致シタ時

ニ、オイ朴君、朝鮮ハ支店ヂヤナイカ、朝

ノマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程乃至第十ノ七案ヲ一括シテ議長指名二十七

名ノ委員ニ付託サレンコトヲ望ミマス

○副議長(金光庸夫君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(金光庸夫君) 御異議ナシト認メ

第六、兵役法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——陸軍大臣杉山元君

第六 兵役法中改正法律案(政府提出)

第一讀會

〔國務大臣杉山元君登壇〕

兵役法中改正法律案

第十一條 削除

第十二條中「ニシテ前條ノ規定ノ適用ヲ受ケザル者」ヲ削ル

第十三條中「前二條」ヲ「前條」ニ改ム

第十四條第一號ヲ左ノ如ク改ム

一 青年學校ノ課程又ハ之ト同等以上ト認ムル課程ヲ修メタル者ニシテ品

ス

○朴春琴君 自席デ簡單ニ申上ゲタイト思

ヒタイト思フノデアリマス(拍手)

○副議長(金光庸夫君) 許可致シマス

○政府委員(太田正孝君) 朴春琴君ニ重不

ヲ承リマシタガ、併シ特殊ノ事情ガアルト云フコト、私ハ其特殊々々ト云フコトハ穏カデハナト思ヒマス、ソレハ特殊ノ事情モ

アルデセウ、併ナガラ此特殊ノ事情ガア

ルト云フコトノ爲ニ、何時モ内鮮ト云フモ

ノハ、何ント云フカ、精神的ノ一體トナラヌト云フコトガ多イノデアリマスガ故ニ、吾々ハ朝鮮ノ統治上總内地ノ延長ト云フコトヲ考ヘテ居ルノデアリマス、今デモ内地

ノ延長ヲスベキコトハ澤山アル、例ヘバ鐵道トカ、電信トカ、司法トカ云フモノハ、

ドシノ私共ハ内地ノ延長ヲスレバ宜イト

思ヒマス、ソコデ今ノ内ニ朝鮮ヲ内地ノ延長ニシテシマフト云フト、朝鮮總督府ノ權

威ガ鈍クナルト云フコトガアルガ、朝鮮總督府ハ無クテモ構ハナイト思フ、徹底的ニ内地ノ延長ヲスレバ私共ハ宜イト思フ、サウスレバ何モ朝鮮ニ親任官ヲ二人置カナクテモ宜イ、内地ト同ジコトヲヤッテ貰ヘバ宜イ、此事ヲ此前ノ前ノ議會ニ私ガ質問致シタ時

ニ、オイ朴君、朝鮮ハ支店ヂヤナイカ、朝

ノマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程乃至第十ノ七案ヲ一括シテ議長指名二十七

名ノ委員ニ付託サレンコトヲ望ミマス

○副議長(金光庸夫君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(金光庸夫君) 御異議ナシト認メ

第六、兵役法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開

キマス——陸軍大臣杉山元君

第六 兵役法中改正法律案(政府提出)

第一讀會

附 則

本法ハ昭和十三年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

第五十七條ノ改正規定ハ昭和十二年以前ニ於テ第一補充兵役ニ編入セラレタル者ニ之ヲ適用セズ

準用ス

前項ニ規定スル課程ノ修得ノ程度及認定ムル所ニ依リ前項ノ召集ヲ爲サザルモノトス

ル課程ヲ修メタル者ニ對シテハ勅令ノ

定ムル所ニ依リ前項ノ召集ヲ爲サザルモノトス

前項ニ規定スル課程ノ修得ノ程度及認定ニ關シテハ第十四條第二項ノ規定ヲ

準用ス

前項ニ規定スル課程ノ修得ノ程度及認定ムル所ニ依リ前項ノ召集ヲ爲サザルモノトス

ル課程ヲ修メタル者ニ對シテハ勅令ノ

定ムル所ニ依リ前項ノ召集ヲ爲サザルモノトス

前項ニ規定スル課程ノ修得ノ程度及認定ニ關シテハ第十四條第二項ノ規定ヲ

準用ス

行方正學術勤務ノ成績優秀ナル者

同條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項第一號ニ規定スル課程ノ修得ノ程

度及認定ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條中「前四條」ヲ「前三條」ニ改ム

第十六條中「第十一條」ヲ「第十二條」ニ改ム

第五十七條ニ左ノ二項ヲ加フ

青年學校ノ課程又ハ之ト同等以上ト認ム

ム



人間ニ此處デ仕上ゲテシマフノニアリマス、サウ致シマスルト、私ハ非常ナル好イ結果ヲ來シハシナイカト思フノニアリマス、何故カト申シマスルト、今日ノ戰争ハ科學戰ニアリマス、非常ニ敏捷ナ仕事ヲ要スルノニアリマス、兵隊トシテハ非常ニ機敏デナケレバイケナイ、機敏ニスルニハ年ヲ若クスルコトガ必要デアルノニアリマス、今日我國ノ國軍ガ機ニ應ジ、變ニ處シテ、サウシテ敏活ナル處置ガ出來ルト云フコトガ、勝チヲ占メル唯一ノ點デアルト私ハ考ヘル（拍手）即チ此雋敏デアルト云フ點ガ、世界ノ國々ノ國民ノ及バザル特徵デアラウト私ハ考ヘマス、サウ云フ意味カラ私ハ此徵兵年齡ハ二箇年低下スルガ宜シトイ思フノニアリマス、徵兵年齡ガ二箇年低下致シマスル後備ノ兵隊モ亦隨ツテ若クナツテ參ルノニアリマス、今日吾々ガ戰線ヲ見舞ツテ見マスルト云フト、可ナリニ年ヲ取ッタ人ガ戰線ニ參テ居リマス、年ヲ取ッテカラハ心ガ如何ニ逸ツテモ身體ガソレニ及バスト私ハ考ヘルノニアリマス、ソレデアリマスカラ豫後備ノ戰鬪力ヲ増加致スト云フコトニ相成ルト考ヘマス（拍手）私ノ說ノ如ク致シマスレバ、ソコデ十八歳又ハ十九歳ニ於テ二箇年ノ現役ヲ勤メルト云フコトニナリマスト、二十歳或ハ二十一歳家庭ニ歸レルコトニ相成ルノニアリマス、サウナリマスルト、家庭ニ於テモソコニ立派ナ志操ノ固ツタ身體ノ出來タ人ガ歸ツテ來ルノデアル、サウシテ今日デアリマスレバ、二十歳カラ二十一歳ノ人ガ兵隊ニ入ツテ、是ガ二箇年勤メ

ルノデアルカラ、ソコニ相當ノ期間ガアル相當ノ期間ガアルカラ、是ガ二箇年モ早ク自分ノ方向ヲ定メテ働く云フコトニ相成リマスレバ、我國ノ生產能力ノ上ニ於テ非常ナル關係ヲ持ツコトト私ハ考ヘルノニアリマス、斯ウ云フ理由デ私ハ此二箇年低下ト云フコトハ極メテ必要ナコトデハナイカト考ヘルノニアリマス、「ソ」聯邦ハ最近徵兵ヲ二十一歳カラ十九歳ニ低下サシテ居リマス、勿論生活、風土ガ違ヒマスカラ、是一様ニハ論ゼラレマセヌ、先ヅ他國ノコトハ別ト致シマシテ、我國ノ現實ノ問題ト致シマシテ、今日日本ノ青年、此心身共ニ發達シテ居ル所ノ日本人ト致シマシテハ、滿二十歳ヲ十八歳ニ低下致シマシテモ、決シテ私ハ今日ノ戰鬪力ヲ減退スルドコロデハナシニ、寧ロ一層我國ノ國防力ヲ增加スルノデハナイカト斯ウ考ヘマスノデ、之ニ對スル政府ノ御所見ヲ承リタイノニアリマス、  
（拍手）

## 〔國務大臣杉山元君登壇〕

○國務大臣（杉山元君）長野君ニ御答致シマス、只今壯丁ノ適齡ヲ十八歳ニ低下シテハドウカト云フ御尋デゴザイマス、此點ニ付キマシテハ年齡ヲ低下致シマスル事柄ハ、長野君ノ御話ノ如ク社會上、家庭上等カラ考ヘマスルト好都合ノ點モアルト存ズルノデアリマス、併ナガラ現在ノ制度ハ民法上ノ成年ト一致致シテ居ルバカリデナク、普ク兵業ニ適シ、兵業ニ堪へ得ル體質ヲ備へ得ル年齡ハ、今日考ヘテ居リマス、御話ノ中ニ今日既ニ十七歳ヨリ採用モシテ居ルデハナイカト

云フ御尋モゴザイマシタガ、是ハ十七歳デ志願ヲ致シマスル者ハ採用スルコトニナツナル者ヲ採用シテ居ルノニアリマシテ、其數ハ少數デアリマシテ、之ヲ以テ直チニ一般比較ヲシテ、一律ニ全部ヲ若クスルトト云フ譯ニハ參リ兼ネルノニアリマス、殊ニ御承知ノ如ク青年ノ體格ガ近年ニ於キマシト比較ヲシテ、一律ニ全部ヲ若クスルトト考ヘルノニアリマス、第五ハ小學校教員ヲ更ニ適當ニ再教育ヲシテ、國民兵役少尉任官ノ途ヲ開イテ貰ヒタイノダガ、其御意思ガアルカドウカト云フ問題デゴザイマス、第四ハ技術徵兵制ヲ擴大シマシテ、齒科軍醫ヲ明瞭ニ認メル御意思ガアルカドウカト云フ問題デゴザイマス、第六ハ戰傷兵士ヲ國營工場其他ニ就職出來ル如ク、特別規定ヲ兵役法其他ノ關係法規ニ明瞭ニシテ、年齡低下ノ問題ハ長野氏ノ御質問ニアルノニアリマス、隨テ陸軍ト致シマシテハ、將來特別ノ事情ガ發生致シマセヌ限りハ、近ク此適齡ヲ變更致シマスト云フコトハ考ヘテ居リマセヌ、又若シ將來之ヲ變更致シマスル場合ニ於キマシテハ、一般ニ關係ヲ致シマスルコトガ極メテ大ナルコトガアリマスルノデ、慎重ニ研究致シタイト考ヘテ居リマス（拍手）

○副議長（金光庸夫君）田原春次君  
〔田原春次君登壇〕

○田原春次君 支那事變ノ經驗ニ鑑ミテ兵役法ヲ改正サレルト云フコトデアリマスルガ、ソレデデゴザイマシクナラバ、私共ガ常々考ヘテ居リマスル二三ノ兵役法ニ追加シテ貰ヒタイ點ガデゴザイマスノデ、之ヲ併セマシテ御質問申上ゲタイト思フノニアリマス、私ノ質問ハ大體六ツアリマスルガ、第一ノ在營期間ノ問題デアリマスルガ、是ハ御趣旨ノ如ク歩兵科ガ二箇年ニナルコトハ能ク分リマシタガ、併ナガラ今マデ一年半デアッタノニアリマスルカラ、更ニ四五箇月延長ニナリマスコトニ依リマシテ、特ニ農村方面デハ色々耕作關係不便ノアルコトハ事實デゴザイマス、併ナガラ國民皆兵ノ立前カラ全部入ルコトデゴザイマスカラ、ソレニ依リマシテ私共ガ希望シタイコトハ、現役兵士ノ給與ヲセメテ今ノ倍額位ニ増額出來ルヤウニ、大藏省ト御相談ノ上デ實行シテ下サル御意思ガアルカドウカト云フ問題デゴザイマス、私モ兵籍ニアリマシテ経験ガアルノニアリマスルガ、二十歳前後ノ發育盛リノ現役兵ハ、迎モアノ飯盒ノ飯

一ツ位デハ足ラナイノデアリマシテ、ドウカシテ二杯以上食ヒタイト云フ考ヲ持ツノデアリマス、デアリマスカラ、夜ノ酒保デハ殆ド餽飪ヤラ大福餅ヲ争ッテ食フヤウナ譯デアリマスカラ、假令食糧ガ規定通りニ給與サレテ居リマシテモ、ドウシテモ小遣錢ガ欲シクナルノデアリマシテ、今デモ自宅カラ金ヲ送ツテ貰ッテ居ルコトハ事實デアリマス、今回在營年限延長ニ伴ヒマシテ、其家庭上ノ不便ハ第二ト致シマシテモ、セメテ軍隊在營中ハ其給與ニ依リマシテ通信費、或ハ讀書費、或ハ諸々ノ私物購入費、或ハ娛樂費、或ハ間食費等ガ賄ヘル程度ニ増額マスカラ、是非此點ハ大藏省ト御相談ヲサレマジテ、御實行下サレルヤウナ御意思ガアリマスカドウカト云フコトガ第一點ノ質問デアリマス

第二點ノ質問ハ、青年訓練所費ヲ國費支辨ニシテ貴ヒタイト云フコトト、青年訓練生徒ノ服装、之ヲ國庫支辨デ御渡シ願ヒタイト云フコトデアリマス、理由ハ簡単デゴザイマス、貧弱町村ガ困ッテ居ル實情ニアルカラ、之ヲ兵役法改正ニ際シテ明瞭ニ法規化シテ戴キタイガ、其御意思ガアルカドウカト云フコトヲ、是亦第二問ト致シマシテ陸軍大臣ニ御尋申上ゲマス

第三ハ地方議員應召失格回復制ノ問題デゴザイマス、御承知ノ如ク今回ノ事變ニ於キマシテ、縣會議員、府會議員、市會議員、町村會議員、可ナリ多クノ議員諸君ガ出征シテ居リマス、然ルニ出征ト同時ニ是ヘ失格ヲ致シマス、一體議員ノ失格ト云フコトハ、選舉違反カ何カラヤリマシテ、判決ガ確定シテカラ失格スペキモノデアリマシテ、名譽アル出征者ニ選舉違反ト同ジ失格ヲ與ヘルト云フコトハ、是ヘ間違テ居ルト思ヒマス、是ハ間違テ居ルト思ヒマス、是ハ全國ノ小學生ノ定員ノ處デモ一人位ガ應召中留守ニナリマシテモ、地方ノ村政ノ運用ニハ差支ナリノデアリマシテ、兵役法ノ第六十一條第三項デアルト思ヒマスガ、町村會ノ會期中若シ勤務演習ニ召集サレタ場合ハ、其勤務演習ヲ免除若クハ延期出來ルコトニナッテ居リマス、府縣町村會ノ會期中デモ勤務演習ハ免除或ハ延期ニナルノデアリマスカラ、事變又ハ戰爭ニ出征シタ場合ニ、其出征中ノ失格ハ宜シイケレドモ、歸タ後ハ當然議席ニ著ケルコトニシテ戴キタイ、特ニ我黨ノ議員デ、是ハ新潟ヤ神戸ノ實例デアリマスガ、市會議員ヤ縣會議員ニ當選スルト同時ニ、迄勤メテ居タ電車ノ車掌ナドノ地位ヲ取上ガラレテ、生活トシテハ歲費ダケデ生活シナケレバナラヌ人ガアル、所ガソレガ出征トシテ入隊スルノデアリマス、今回ノ事變デ、私ハ昨年夏ト冬トノ二度現地ヲ御慰問申上ゲマシタガ、内地デ歯科醫ヲ開業シテ居ル方デ應召サレマシテ、特務兵ニナリマシテ、慣レナイ馬ヲ曳張ッテ居リマシタガ、馬ニ曳張ラレテ行ツテ居ル所ノ特務兵ガアツタノデアリマス、斯ウ云フ點ヲ考ヘマスト、ノ費用ヲ節約スル意味カラ云ツテモ、當然府會デ陳情シテ居ツタノデアリマスルガ、建議案モ屢通テ居リマスケレドモ實現ガゴザイマセス、此機會ニ、兵役法ノ改正ニ際シ

第四ハ技術徵兵制ヲ擴大シテ貰ヒタイガ、其御意思ガアルカドウカト云フコトデアル、其一つノ例トシテ歯科軍醫ノ例ヲ舉ゲマス、御承知ノ如ク商科大學ヲ卒業シマシタ者ハ主計將校ニナレル、或ハ甚シキモノハ法律學ヲ專攻シタ大學ノ卒業生ガ、主計將校ニナレルノデアリマス、算盤ヲ彈クコトヲ知ラナイ法科出身ノ者ガ主計將校ニナリ、或ハ又工科大學ヲ卒業シタ工學士ガ工兵中尉ニナレルヤウナ途ガ開イテゴザイマス、然ルニ歯科軍醫ダケハ其制度ガナイノデアリマス、今日全國ニ歯科醫專ガ澤山ゴザイマシテ、數万ノ歯科開業醫ガゴザイマスルガ、何レモ本科生トシテ入隊スルノデアリマス、今回ノ事變デ、私ハ昨年夏ト冬トノ二度現地ヲ御慰問申上ゲマシタガ、内地デ歯科醫ヲ開業シテ居ル方デ應召サレマシテ、特務兵ニナリマシテ、慣レナイ馬ヲ曳張ッテ居リマシタガ、馬ニ曳張ラレテ行ツテ居ル所ノ特務兵ガアツタノデアリマス、斯ウ云フ點ヲ考ヘマスト、ノ費用ヲ節約スル意味カラ云ツテモ、當然府會デ陳情シテ居ツタノデアリマスルガ、建議案モ屢通テ居リマスケレドモ實現ガゴザイマセス、此機會ニ、兵役法ノ改正ニ際シマシテ、陸軍竝ニ海軍ニ於キマシテ、歯科軍醫制ヲ明記シテ戴キタイノデアリマスル御記載下サイマスルコトニ依リマシテ、今回ノ事變ニ出征シテ居リマスル多數ノ地方議員

モノデハ分リマセヌ、寧ロ此腕ニ丁度憲兵ガ著ケマスヤウニ「名譽ノ戰傷兵」ト云フヤ

ウナ大キナモノヲ著ケマシテ、サウシテ丁度世界大戰後ニ獨逸ナドデサウ云フ兵士ガ

澤山歩イテ居リマシタガ、空ヲ向イテ意氣揚々ト歩ケルヤウニ、吾々ハ身體ヲ以テ大戰ニ參與シ、サウシテ名譽アル傷ヲ負ッタ

ノデアルト云フ位ニ、俯向イテ歩クノデナク、眞直グニ向イテ歩ケル位ノ社會的ノ榮

譽ヲ與ヘテ貰ヒタイ、斯ウ云フヤウナ待遇ヲシテ貰フト同時ニ、更ニモウ一つハ是ハ

私ノ縣ニ於ケル實例デゴザイマスルガ、大キナ日本ノ財閥、五大財閥ノ一つデ經營シ

テ居リマスル炭坑ニ於キマシテ、其炭坑ノ近クニ住ンデ居リマスル在郷軍人ガ「何時俺ハ召集サレルカモ知レスカラ、セメテ十

日デモ二十日デモ炭坑デ働イテ、五圓デモ十圓デモ家ニ残シテ置カウ」ト云フノデ坑夫ヲ志願シタ、近來ハ炭坑ハ勞力不足デ九

州ノ炭坑ナドハ東北マデモ坑夫ヲ募集シニ行ク、ソコデ其人ハ履歴書ヲ出しシタラ、「君ハ在郷軍人デアルカラ何時召集サレルカモ知レスカラ、コンナ所ニ勤カナイデ家待ッテ居ッタガ宜イデヤナイカ」ト言ツテ拒絕サ

レタ、何故カト申シマスト、大會社、工場、炭坑等デソレ迄勤メテ居ッタ職工サン達ガ出征シマスト、給料ノ七割ヲ留守中支給スル、

是ハ渾ニ結構ナコトデアリマスガ、其紙一枚裏ヲ拜見シマスト、新シク採用スル場合ニ、若シ在郷軍人出身ノ者ヲ採用スルト、

ソレガ出征シタ場合ニハ一箇月カ二箇月勤

イテ貰ッテ、後何年モ留守中ノ給料ノ七割ヲ

フルデ、五大財閥ノ一つノ經營シテ居ル炭

坑ニ於ケルヤウニ、吾々ハ身體ヲ以テ大戰ニ參與シ、サウシテ名譽アル傷ヲ負ッタ

ノデアルト云フ位ニ、俯向イテ歩クノデナ

ク、眞直グニ向イテ歩ケル位ノ社會的ノ榮

譽ヲ與ヘテ貰ヒタイ、斯ウ云フヤウナ待遇ヲシテ貰フト同時ニ、更ニモウ一つハ是ハ

私ノ縣ニ於ケル實例デゴザイマスルガ、大

キナ日本ノ財閥、五大財閥ノ一つデ經營シ

テ居リマスル炭坑ニ於キマシテ、其炭坑ノ近クニ住ンデ居リマスル在郷軍人ガ「何時俺ハ召集サレルカモ知レスカラ、セメテ十

日デモ二十日デモ炭坑デ働イテ、五圓デモ十圓デモ家ニ残シテ置カウ」ト云フノデ坑

夫ヲ志願シタ、近來ハ炭坑ハ勞力不足デ九

州ノ炭坑ナドハ東北マデモ坑夫ヲ募集シニ行ク、ソコデ其人ハ履歴書ヲ出しシタラ、「君ハ在郷軍人デアルカラ何時召集サレルカモ知レスカラ、コンナ所ニ勤カナイデ家待ッテ居ッタガ宜イデヤナイカ」ト言ツテ拒絶サ

レタ、何故カト申シマスト、大會社、工場、炭坑等デソレ迄勤メテ居ッタ職工サン達ガ出征シマスト、給料ノ七割ヲ留守中支給スル、

是ハ渾ニ結構ナコトデアリマスガ、其紙一枚裏ヲ拜見シマスト、新シク採用スル場合ニ、若シ在郷軍人出身ノ者ヲ採用スルト、

ソレガ出征シタ場合ニハ一箇月カ二箇月勤

イテ貰ッテ、後何年モ留守中ノ給料ノ七割ヲ

フルデ、五大財閥ノ一つノ經營シテ居ル炭

坑ニ於ケルヤウニ、吾々ハ身體ヲ以テ大戰ニ參與シ、サウシテ名譽アル傷ヲ負ッタ

ノデアルト云フ位ニ、俯向イテ歩クノデナ

ク、眞直グニ向イテ歩ケル位ノ社會的ノ榮

譽ヲ與ヘテ貰ヒタイ、斯ウ云フヤウナ待遇ヲシテ貰フト同時ニ、更ニモウ一つハ是ハ

私ノ縣ニ於ケル實例デゴザイマスルガ、大

キナ日本ノ財閥、五大財閥ノ一つデ經營シ

テ居リマスル炭坑ニ於キマシテ、其炭坑ノ近クニ住ンデ居リマスル在郷軍人ガ「何時俺ハ召集サレルカモ知レスカラ、セメテ十

日デモ二十日デモ炭坑デ働イテ、五圓デモ十圓デモ家ニ残シテ置カウ」ト云フノデ坑

夫ヲ志願シタ、近來ハ炭坑ハ勞力不足デ九

州ノ炭坑ナドハ東北マデモ坑夫ヲ募集シニ行ク、ソコデ其人ハ履歴書ヲ出しシタラ、「君ハ在郷軍人デアルカラ何時召集サレルカモ知レスカラ、コンナ所ニ勤カナイデ家待ッテ居ッタガ宜イデヤナイカ」ト言ツテ拒絶サ

レタ、何故カト申シマスト、大會社、工場、炭坑等デソレ迄勤メテ居ッタ職工サン達ガ出征シマスト、給料ノ七割ヲ留守中支給スル、

是ハ渾ニ結構ナコトデアリマスガ、其紙一枚裏ヲ拜見シマスト、新シク採用スル場合ニ、若シ在郷軍人出身ノ者ヲ採用スルト、

ソレガ出征シタ場合ニハ一箇月カ二箇月勤

イテ貰ッテ、後何年モ留守中ノ給料ノ七割ヲ

フルデ、五大財閥ノ一つノ經營シテ居ル炭

坑ニ於ケルヤウニ、吾々ハ身體ヲ以テ大戰ニ參與シ、サウシテ名譽アル傷ヲ負ッタ

ノデアルト云フ位ニ、俯向イテ歩クノデナ

ク、眞直グニ向イテ歩ケル位ノ社會的ノ榮

譽ヲ與ヘテ貰ヒタイ、斯ウ云フヤウナ待遇ヲシテ貰フト同時ニ、更ニモウ一つハ是ハ

私ノ縣ニ於ケル實例デゴザイマスルガ、大

キナ日本ノ財閥、五大財閥ノ一つデ經營シ

テ居リマスル炭坑ニ於キマシテ、其炭坑ノ近クニ住ンデ居リマスル在郷軍人ガ「何時俺ハ召集サレルカモ知レスカラ、セメテ十

日デモ二十日デモ炭坑デ働イテ、五圓デモ十圓デモ家ニ残シテ置カウ」ト云フノデ坑

夫ヲ志願シタ、近來ハ炭坑ハ勞力不足デ九

州ノ炭坑ナドハ東北マデモ坑夫ヲ募集シニ行ク、ソコデ其人ハ履歴書ヲ出しシタラ、「君ハ在郷軍人デアルカラ何時召集サレルカモ知レスカラ、コンナ所ニ勤カナイデ家待ッテ居ッタガ宜イデヤナイカ」ト言ツテ拒絶サ

レタ、何故カト申シマスト、大會社、工場、炭坑等デソレ迄勤メテ居ッタ職工サン達ガ出征シマスト、給料ノ七割ヲ留守中支給スル、

是ハ渾ニ結構ナコトデアリマスガ、其紙一枚裏ヲ拜見シマスト、新シク採用スル場合ニ、若シ在郷軍人出身ノ者ヲ採用スルト、

ソレガ出征シタ場合ニハ一箇月カ二箇月勤

イテ貰ッテ、後何年モ留守中ノ給料ノ七割ヲ

フルデ、五大財閥ノ一つノ經營シテ居ル炭

坑ニ於ケルヤウニ、吾々ハ身體ヲ以テ大戰ニ參與シ、サウシテ名譽アル傷ヲ負ッタ

ノデアルト云フ位ニ、俯向イテ歩クノデナ

ク、眞直グニ向イテ歩ケル位ノ社會的ノ榮

譽ヲ與ヘテ貰ヒタイ、斯ウ云フヤウナ待遇ヲシテ貰フト同時ニ、更ニモウ一つハ是ハ

私ノ縣ニ於ケル實例デゴザイマスルガ、大

キナ日本ノ財閥、五大財閥ノ一つデ經營シ

テ居リマスル炭坑ニ於キマシテ、其炭坑ノ近クニ住ンデ居リマスル在郷軍人ガ「何時俺ハ召集サレルカモ知レスカラ、セメテ十

日デモ二十日デモ炭坑デ働イテ、五圓デモ十圓デモ家ニ残シテ置カウ」ト云フノデ坑

夫ヲ志願シタ、近來ハ炭坑ハ勞力不足デ九

州ノ炭坑ナドハ東北マデモ坑夫ヲ募集シニ行ク、ソコデ其人ハ履歴書ヲ出しシタラ、「君ハ在郷軍人デアルカラ何時召集サレルカモ知レスカラ、コンナ所ニ勤カナイデ家待ッテ居ッタガ宜イデヤナイカ」ト言ツテ拒絶サ

レタ、何故カト申シマスト、大會社、工場、炭坑等デソレ迄勤メテ居ッタ職工サン達ガ出征シマスト、給料ノ七割ヲ留守中支給スル、

是ハ渾ニ結構ナコトデアリマスガ、其紙一枚裏ヲ拜見シマスト、新シク採用スル場合ニ、若シ在郷軍人出身ノ者ヲ採用スルト、

ソレガ出征シタ場合ニハ一箇月カ二箇月勤

イテ貰ッテ、後何年モ留守中ノ給料ノ七割ヲ

フルデ、五大財閥ノ一つノ經營シテ居ル炭

坑ニ於ケルヤウニ、吾々ハ身體ヲ以テ大戰ニ參與シ、サウシテ名譽アル傷ヲ負ッタ

ノデアルト云フ位ニ、俯向イテ歩クノデナ

ク、眞直グニ向イテ歩ケル位ノ社會的ノ榮

譽ヲ與ヘテ貰ヒタイ、斯ウ云フヤウナ待遇ヲシテ貰フト同時ニ、更ニモウ一つハ是ハ

私ノ縣ニ於ケル實例デゴザイマスルガ、大

キナ日本ノ財閥、五大財閥ノ一つデ經營シ

テ居リマスル炭坑ニ於キマシテ、其炭坑ノ近クニ住ンデ居リマスル在郷軍人ガ「何時俺ハ召集サレルカモ知レスカラ、セメテ十

日デモ二十日デモ炭坑デ働イテ、五圓デモ十圓デモ家ニ残シテ置カウ」ト云フノデ坑

夫ヲ志願シタ、近來ハ炭坑ハ勞力不足デ九

州ノ炭坑ナドハ東北マデモ坑夫ヲ募集シニ行ク、ソコデ其人ハ履歴書ヲ出しシタラ、「君ハ在郷軍人デアルカラ何時召集サレルカモ知レスカラ、コンナ所ニ勤カナイデ家待ッテ居ッタガ宜イデヤナイカ」ト言ツテ拒絶サ

レタ、何故カト申シマスト、大會社、工場、炭坑等デソレ迄勤メテ居ッタ職工サン達ガ出征シマスト、給料ノ七割ヲ留守中支給スル、

是ハ渾ニ結構ナコトデアリマスガ、其紙一枚裏ヲ拜見シマスト、新シク採用スル場合ニ、若シ在郷軍人出身ノ者ヲ採用スルト、

ソレガ出征シタ場合ニハ一箇月カ二箇月勤

イテ貰ッテ、後何年モ留守中ノ給料ノ七割ヲ

フルデ、五大財閥ノ一つノ經營シテ居ル炭

坑ニ於ケルヤウニ、吾々ハ身體ヲ以テ大戰ニ參與シ、サウシテ名譽アル傷ヲ負ッタ

ノデアルト云フ位ニ、俯向イテ歩クノデナ

ク、眞直グニ向イテ歩ケル位ノ社會的ノ榮

譽ヲ與ヘテ貰ヒタイ、斯ウ云フヤウナ待遇ヲシテ貰フト同時ニ、更ニモウ一つハ是ハ

私ノ縣ニ於ケル實例デゴザイマスルガ、大

キナ日本ノ財閥、五大財閥ノ一つデ經營シ

テ居リマスル炭坑ニ於キマシテ、其炭坑ノ近クニ住ンデ居リマスル在郷軍人ガ「何時俺ハ召集サレルカモ知レスカラ、セメテ十

日デモ二十日デモ炭坑デ働イテ、五圓デモ十圓デモ家ニ残シテ置カウ」ト云フノデ坑

夫ヲ志願シタ、近來ハ炭坑ハ勞力不足デ九

州ノ炭坑ナドハ東北マデモ坑夫ヲ募集シニ行ク、ソコデ其人ハ履歴書ヲ出しシタラ、「君ハ在郷軍人デアルカラ何時召集サレルカモ知レスカラ、コンナ所ニ勤カナイデ家待ッテ居ッタガ宜イデヤナイカ」ト言ツテ拒絶サ

レタ、何故カト申シマスト、大會社、工場、炭坑等デソレ迄勤メテ居ッタ職工サン達ガ出征シマスト、給料ノ七割ヲ留守中支給スル、

是ハ渾ニ結構ナコトデアリマスガ、其紙一枚裏ヲ拜見シマスト、新シク採用スル場合ニ、若シ在郷軍人出身ノ者ヲ採用スルト、

ソレガ出征シタ場合ニハ一箇月カ二箇月勤

イテ貰ッテ、後何年モ留守中ノ給料ノ七割ヲ

フルデ、五大財閥ノ一つノ經營シテ居ル炭

坑ニ於ケルヤウニ、吾々ハ身體ヲ以テ大戰ニ參與シ、サウシテ名譽アル傷ヲ負ッタ

ノデアルト云フ位ニ、俯向イテ歩クノデナ

次ハ短期現役兵ニ付テノ御尋ニアリマス。ガ、現行ノ短期現役兵制度ニハ種々不合理ノ點ヲ認メテ居リマスノデ、目下之ヲ改正致シタイト考ヘテ居リマス、併ナガラ未ダ法律改正ノ程度マデ研究ガ進ンデ居ラヌノデアリマスカラ、御承知ヲ願ヒタイト思ビ

次ハ傷痍軍人ノ待遇ニ付テニアリマス、第一、傷痍軍人ノ徽章ニ付テ御意見ガアリマシタ、洵ニ御尤デアリマシテ、既ニ當局ニ於キマシテモ此名譽アル傷痍軍人ノ名譽ヲ一層發揮シ得ル如ク、現在ノ徽章ヲ改正致シタイト存ジマシテ、既ニ研究ヲ致シテ居リマス、其内ニ實現ガ出來ルコトデアルト存ジテ居リマス。

次ニ傷痍軍人ノ工廠ニ就職スル件ニアリマスガ、此件ニ付キマシテハ應召前ニ就職ヲ致シテ居リマシタ工廠ニ、復員後歸ッテ來マシタナラバ、直チニ之ヲ採用致スコトニマスガ、此件ニ付キマシテハ應召前ニ就職ヲ致シテ居リマシタ工廠ニ、復員後歸ッテ來マシタナラバ、直チニ之ヲ採用致スコトニマスガ、此件ニ付キマシテハ應召前ニ就職ヲ致シテ居リマシタ工廠ニ、復員後歸ッテ來マシタナラバ、直チニ之ヲ採用致スコトニマスガ、此件ニ付キマシテハ應召前ニ就職ヲ致シテ居リマシタ工廠ニ、復員後歸ッテ來マシタナラバ、直チニ之ヲ採用致スコトニマスガ、此件ニ付キマシテハ應召前ニ就職ヲ致シテ居リマシタ工廠ニ、復員後歸ッテ來マシタナラバ、直チニ之ヲ採用致スコトニマスガ、此件ニ付キマシテハ應召前ニ就職ヲ致シテ居リマシタ工廠ニ、復員後歸ッテ來マシタナラバ、直チニ之ヲ採用致スコトニマスガ、此件ニ付キマシテハ應召前ニ就職ヲ致シテ居リマシタ工廠ニ、復員後歸ッテ來マシタナラバ、直チニ之ヲ採用致スコトニマスガ、此件ニ付キマシテハ應召前ニ就職ヲ致シテ居リマシタ工廠ニ、復員後歸ッテ來マシタナラバ、直チニ之ヲ採用致スコトニマスガ、此件ニ付キマシテハ應召前ニ就職ヲ致シテ居リマセス者デモ、負傷ノ爲ニ工廠ニ入りタトイ考ヘテ居リマスル者ニ付キマシテハ、優先的ニ之ヲ採用スルコトニ考ヘテ居ルノデアリマス、此件ハ陸軍ニ關スル限りニアリマスガ、他ノ國營工場一般ニ對シテモ、斯ノ如キ制度ノ下ニ傷痍軍人ヲ待遇シマスヤウニ、關係ノ當局ト目下研究ヲ重ねテ居ル次第アリマス、尙ホ青年訓練

ニ關スル件、地方議員應召失格ノ場合ニ於ケル問題ニ付キマシテ御尋ガアリマシタガ、是ハ各、主務ノ大臣ガ居ラレマスルノデ、其大臣ノ方カラ御答ヲシテ戴クコトニ致シタイト存ジマス(拍手)

〔國務大臣米内光政君登壇〕  
○國務大臣(米内光政君) 只今ノ第四ト第六ノ御質問ニ對シテ御答致シマス、第四ノ歯科醫ハ御承知ノ通り、海軍ニ於キマシテハ囑託ノ制度トナツテ居リマス、此現在ノ囑託制度ヲ改善致スベク目下研究中デアリマス

第六ノ職場ヲ與ヘルコトノ御質問ニアリマスルガ、海軍工廠等ニ於キマシテハ、不具者ト雖モ使用シ得ル職場ガ多々アルノデアリマス、今次事變ニ於キマシテ大多數ノ職工ガ召集サレテ居リマスガ、是等が復員致シマスト其職場ニ復活スルノミナラズ、又不具者トナツテ歸リマシタ場合ニ於キマシテモ、前ノ職ニ適シナイ場合ニハ、轉職ヲ致シテ居ルヤウナ次第ニアリマシテ、將來共傷痍軍人ト云フ其名譽アル誇ヲ失ハセハ、陸軍大臣カラモ御答申上ダタ通り、傷痍軍人タル徽章ニ付キマシテハ、特ニ研究ヲ致シテ居ルヤウナ次第ニアリマシテ、將來共傷痍軍人ト云フ其名譽アル誇ヲ失ハセナイヤウニ、萬般ノ研究ヲ致シテ居ル次第

○服部崎市君 本案ハ議長指名十八名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス  
○副議長(金光庸夫君) 質疑ハ終了致シマス、本案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮り致シマス

心ナル努力ヲ致シタイト考ヘテ居リマス、ソレカラ其外ノ就職以外ニ付キマシテモ、例へバ先程御話ノ優遇ノ問題等ニ付キマシテハ、陸軍大臣カラモ御答申上ダタ通り、傷痍軍人タル徽章ニ付キマシテハ、特ニ研究ヲ致シテ居ルヤウナ次第ニアリマシテ、將來共傷痍軍人ト云フ其名譽アル誇ヲ失ハセナイヤウニ、萬般ノ研究ヲ致シテ居ル次第

○副議長(金光庸夫君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕  
○副議長(金光庸夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第7、國民健康保険法案ノ第一讀會ヲ開キマス——厚生大臣木戸幸一君

○國務大臣(中島知久平君) 田原君ニ御答付キマシテ、全額ヲ國庫負擔ニ出來ナイカト云フ御尋ガゴザイマシタガ、此問題ハ財政トノ關係モゴザイマスガ、出來レバ成ルベク地方費負擔ニ加ヘマシテ、國庫ヨリモ相當ノコトガシタイト考ヘテ居リマス、此點ハ財政關係モゴザイマシテ、只今明瞭ナル御返事ヲ致シ兼ネル次第ニアリマス(拍手)

〔國務大臣末次信正君登壇〕  
○國務大臣(末次信正君) 御答致シマス、斯ノ如キ制度ノ下ニ傷痍軍人ヲ待遇シマスヤウニ、關係ノ當局ト目下研究ヲ重ねテ居ル次第アリマス、尙ホ青年訓練

ニ關シテ召集セラレマシタ地方議會第一條 國民健康保險法

第一章 總則 第一條 國民健康保險法ハ相扶共濟ノ精神ニ則リ疾病、負傷、分娩又ハ死亡ニ關シ保険給付ヲ爲ス目的トスルモノトス

合(以下組合ト稱ス)之ヲ行フ

第三條 保険料其ノ他本法ノ規定ニ依ル  
徵收金ヲ徵收シ又ハ其ノ還付ヲ受クル

權利及保險給付ヲ受クル權利ハ一年ヲ  
經過シタルトキハ時效ニ因リテ消滅ス

前項ノ時效ノ中斷、停止其ノ他ノ事項  
ニ關シテハ民法ノ時效ニ關スル規定ヲ

準用ス  
組合ガ規約ノ定ム所ニ依リテ爲ス保  
險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ノ  
徵收ノ告知ハ民法第百五十三條ノ規定  
ニ拘ラズ時效中斷ノ效力ヲ有ス

第四條 國民健康保險ニ關スル書類ニハ  
印紙稅ヲ課セズ

第五條 保險給付トシテ支給ヲ受ケタル  
金品ヲ標準トシテ租稅其ノ他ノ公課ヲ  
課セズ

第六條 保險給付ヲ受クル權利ハ之ヲ讓  
渡シ又ハ差押フルコトヲ得ズ

第七條 組合若ハ組合ノ事業ヲ行フ法人  
又ハ保險給付ヲ受クベキ者ハ被保險者  
籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理者ニ  
對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

第八條 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル  
徵收金ヲ滯納スル者アル場合ニ於テ組  
合ノ請求アルトキハ市町村ハ市町村稅  
ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テ  
ハ組合ハ徵收金額ノ百分ノ四ヲ市町村  
ニ交付スベシ

市町村ガ前項ノ請求ヲ受ケタル日ヨリ  
三十日以内ニ其ノ處分ニ着手セズ又ハ

九十日以内ニ之ヲ結了セザルトキハ組  
合ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ之ヲ處分ス

ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ町村制第  
百十一條第一項及第四項ノ規定ヲ準用  
ス

第一項ニ規定スル徵收金ノ先取特權ノ  
順位ハ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノ

ノ徵收金ニ次ギ他ノ公課ニ先ツモノト  
ス

第二章 國民健康保險組合

### 第一節 總則

第九條 組合ハ左ノ二種トス

一 普通國民健康保險組合

二 特別國民健康保險組合

組合ハ法人トス

第十條 普通國民健康保險組合ハ其ノ地  
區内ノ世帶主ヲ組合員トシ、特別國民  
健康保險組合ハ同一ノ事業又ハ同種ノ  
業務ニ從事スル者ヲ組合員トシ之ヲ組  
合ス

第十四條 第一項但書ノ規定ニ依リ被保  
險者タル資格ナキ者ハ組合員タルコト  
ヲ得ズ但シ其ノ世帶ニ被保險者トス但  
シ左ノ各號ノ一一該當スル者ハ此ノ限  
ニ在ラズ

一 健康保險ノ被保險者

二 他ノ組合又ハ組合ノ事業ヲ行フ法  
人ノ被保險者

第十四條 組合ハ組合員及組合員ノ世帶  
ニ屬スル者ヲ以テ其ノ被保險者トス但  
シ左ノ各號ノ一一該當スル者ハ此ノ限  
ニ在ラズ

一 健康保險ノ被保險者

二 他ノ組合又ハ組合ノ事業ヲ行フ法  
人ノ被保險者

三 特別ノ事由アル者ニシテ規約ヲ以  
て定ムモノ

第十九條 療養ノ給付、助產ノ給付又ハ  
葬祭ノ給付ヲ爲ス組合其ノ給付ヲ爲ス  
ニ依リ第一項ノ給付ニ代ヘテ療養費、  
助產費又ハ葬祭費ヲ支給スルコトヲ爲  
スコトヲ得

第十九條 療養ノ給付、助產ノ給付又ハ  
葬祭ノ給付ヲ爲ス組合其ノ給付ヲ爲ス  
ニ依リ第一項ノ給付ニ代ヘテ療養費、  
助產費又ハ葬祭費ヲ支給スルコトヲ得

第二十條 組合ハ療養ノ給付ニ要スル費  
用ノ一部ヲ其ノ給付ヲ受クル者給付ヲ

第十二條 組合ノ規約ニハ左ノ事項ヲ記

### 載スベシ

一 組合ノ名稱

二 事務所ノ所在地

三 組合ノ地區(特別國民健康保險組  
合ニ在リテハ組合員ノ範圍)

四 組合員ノ加入及脫退ニ關スル事項

五 被保險者ノ資格ノ得喪ニ關スル事  
項

六 其ノ他重要ナル事項

第十三條 普通國民健康保險組合ニ付其  
ノ組合員タル資格ヲ有スル者ノ三分ノ  
二以上組合員タル場合ニ於テ地方長官  
トキハ組合員タル資格ヲ有スル者(特別  
ノ事由アル者ニシテ命令ヲ以テ定ムル  
モノヲ除ク)ハ總テ組合員ト爲ルモノ  
トス

第十四條 組合ハ組合員及組合員ノ世帶  
ニ屬スル者ヲ以テ其ノ被保險者トス但  
シ左ノ各號ノ一一該當スル者ハ此ノ限  
ニ在ラズ

一 健康保險ノ被保險者

二 他ノ組合又ハ組合ノ事業ヲ行フ法  
人ノ被保險者

三 特別ノ事由アル者ニシテ規約ヲ以  
て定ムモノ

第十五條 組合ハ規約ノ定ムル所ニ依リ  
規約違反者ヨリ過怠金ヲ徵收スルコト

第十六條 組合ハ事業ニ支障ナキ場合ニ  
限り被保險者ニ非ザル者ヲシテ組合ノ  
施設ヲ利用セシムルコトヲ得

組合ハ前項ノ規定ニ依リ組合ノ施設ヲ  
利用スル者ニ對シ規約ノ定ムル所ニ依  
リ利用料ヲ請求スルコトヲ得

第十七條 本法ニ規定スルモノノ外組合  
ノ管理、財產ノ保管及利用方法其ノ他  
組合ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ  
之ヲ定ム

第十八條 組合ハ被保險者ノ疾病又ハ負  
傷ニ關シテハ療養ノ給付、分娩ニ關シ  
テハ助產ノ給付、死亡ニ關シテハ葬祭ノ  
給付ヲ爲ス但シ特別ノ事由アル組合ハ  
助產ノ給付又ハ葬祭ノ給付ヲ爲ザル  
コトヲ得

組合ハ命令ヲ定ムル所ニ依リ前項ノ給  
付ニ併セテ其ノ他ノ保險給付ヲ爲スコ  
トヲ得

特別ノ事由アル組合ハ規約ノ定ムル所  
ニ依リ第一項ノ給付ニ代ヘテ療養費、  
助產費又ハ葬祭費ヲ支給スルコトト爲  
スコトヲ得

葬祭ノ給付ヲ爲ス組合其ノ給付ヲ爲ス  
ニ於テハ其ノ都度之ニ代ヘテ療養費、  
助產費又ハ葬祭費ヲ支給スルコトヲ得

第二十條 組合ハ療養ノ給付ニ要スル費  
用ノ一部ヲ其ノ給付ヲ受クル者給付ヲ

ヲ得

受クル者組合員ニ非ザル場合ニ於テ  
ヘ其ノ屬スル世帯ノ組合員ヨリ徵收  
スルコトヲ得

第二十一條 組合ハ被保險者ノ健康ヲ保  
持増進スル爲左ノ施設ヲ爲スコトヲ  
得

一 疾病又ハ負傷ノ豫防ニ關スル施設

二 健康診斷ニ關スル施設

三 保養ニ關スル施設

四 其ノ他健康ノ保持増進ニ關スル施  
設

第二十二條 組合ハ其ノ事業ニ要スル費  
用ニ充ツル爲組合員ヨリ保險料ヲ徵收  
ス

組合ハ特別ノ事由アル者ニ對シ保險料  
ヲ減免シ又ハ其ノ徵收ヲ猶豫スルコト  
ヲ得

第二十三條 組合ハ命令ノ定ムル所ニ依  
リ定期間保險給付ヲ受クル者ナカリ  
シ世帯ノ組合員（組合員ノミヲ被保險  
者トスル組合ニ在リテハ保險給付ヲ受  
ケザリシ組合員）ニ對シ其ノ期間ノ保  
險料ノ一部ヲ拂戻スコトヲ得

第二十四條 保險給付ノ種類範圍支給期  
間及支給額、保險料ノ額徵收方法及減  
免其ノ他保險給付及保險料ニ關シ必要  
ナル事項ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第三節 管理

第二十五條 組合ニ組合會ヲ置ク  
組合會ハ組合會議長及組合會議員ヲ以  
テ之ヲ組織ス

組合會議長ハ理事長ヲ以テ之ニ充ツ理

事長故障アルトキヘ其ノ代理者議長ノ  
職務ヲ行フ

組合會議員ハ組合員ニ於テ之ヲ互選ス  
第一選ス但シ特別ノ事由アルトキハ組合  
員ニ非ザル者ノ中ヨリ之ヲ選任スルコ  
トヲ妨げズ此ノ場合ニ於テハ其ノ選任  
ニ付地方長官ノ認可ヲ受クベシ

普通國民健康保險組合ニ在リテハ特別  
ノ事由ナキ限り前項ノ規定ニ拘ラズ理  
事中ニ關係市町村長又ハ其ノ委任ヲ受  
取ス

第二十六條 組合會ノ議決スペキ事項左  
ノ如シ

一 収入支出ノ豫算

二 事業報告及決算

三 収入支出ノ豫算ヲ以テ定ムルモノ  
ノ外新ナル義務ノ負擔又ハ權利ノ拋棄  
四 準備金其ノ他重要ナル財產ノ處分  
五 組合債

六 規約ノ變更

七 其ノ他重要ナル事項

前項第一號及第四號乃至第六號ニ掲グ  
ル事項ノ決議ハ地方長官ノ認可ヲ受ク  
ルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二十七條 組合會ハ組合ノ事務ニ關ス  
ル書類ヲ檢閱シ、理事ノ報告ヲ請求シ  
又ハ事務ノ管理、議決ノ執行及出納ヲ  
検査スルコトヲ得

第二十八條 組合會ハ議員中ヨリ委員ヲ選舉シ前項  
ノ組合會ノ權限ニ屬スル事項ヲ行ハシ  
ムルコトヲ得

第二十九條 理事ノ中一人ヲ理事長トス  
理事長ハ理事ニ於テ之ヲ互選ス但シ前  
條第三項ノ規定ニ依ル理事アルトキハ  
特別ノ事由ナキ限り之ニ付選任ス

第三十條 組合會成立セズ又ハ其ノ議決  
事項ヲ處置スルコトヲ得

第三十一條 組合會ニ於テ議決スペキ事  
項ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ  
組合會成立セザルトキ又ハ之ヲ招集ス  
ルノ暇ナキトキハ理事之ヲ專決スルコ  
トヲ得

第三十二條 前一條ノ規定ニ依リ處置ヲ  
爲シタルトキハ理事ハ次回ノ會議ニ於  
テ之ヲ組合會ニ報告スペシ

第三十三條 組合ハ規約ノ定ムル所ニ依  
リ理事長及理事以外ノ役員ヲ置クコト  
ヲ得

第四節 分合及解散

第三十四條 組合分割、合併又ハ解散ヲ  
爲サントスルトキハ組合會ニ於テ之ヲ  
議決シ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第三十五條 合併後存續スル組合又ハ合  
併ニ因リテ成立シタル組合ハ合併ニ因  
リテ消滅シタル組合ノ權利義務ヲ承繼  
ス

分割ニ因リテ成立シタル組合ハ分割ニ  
項ヲ記載スベシ

第三十六條 組合ハ解散ノ後ト雖モ清算  
ノ目的ノ範圍内ニ於テハ仍存續スルモ  
ノト看做ス

第三十七條 組合會解散シタルトキハ理事  
人タル者ナキトキハ地方長官清算人ヲ  
選任ス清算人缺ケタルトキ亦同ジ

清算人ト爲ル前項ノ規定ニ依リテ清算  
人タル者ナキトキハ地方長官清算人ヲ  
選任ス清算人缺ケタルトキ亦同ジ

清算人ハ組合ヲ代表シ清算ヲ爲スニ必  
要ナル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス  
清算方法及財產處分ニ付テハ地方長官  
ノ認可ヲ受クベシ

地方長官必要アリト認ムルトキハ清算  
方法及財產處分ノ變更ヲ命ジ又ハ清算  
人ヲ解任スルコトヲ得

第三章 國民健康保險組合聯合會  
組合聯合會ハ法人トス  
組合聯合會ハ設立セントス

第三十九條 組合聯合會ヲ設立セントス  
ルトキハ規約ヲ作リ地方長官ノ認可ヲ  
受クベシ

組合聯合會ハ設立ノ認可ヲ受ケタル時  
ニ成立ス

第四十條 組合聯合會ノ規約ニハ左ノ事  
項ヲ記載スベシ

一 組合聯合會ノ目的及事業	又ハ役員ノ行爲ガ法令、規約、主務大臣若ハ地方長官ノ命令若ハ處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ處アリト認ムルトキ又ハ其ノ事業若ハ財產ノ狀況ニ依リ事業ノ繼續ヲ困難ナリト認ムルトキハ決議ヲ取消シ、役員ヲ解職シ又ハ組合若ハ組合聯合會ノ解散ヲ命ジ若ハ組合ノ事業ヲ行フ法人ニ對シ第
二 組合聯合會ノ名稱	六 其ノ他重要ナル事項
三 事務所ノ所在地	第四十一條 組合聯合會ニ總會、理事長總會ノ組織並ニ理事長及理事ノ選任ニ關スル事項ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムベシ
四 加入及脫退ニ關スル事項	第四十二條 第十五條乃至第十七條、第二十六條、第二十七條、第二十九條第三項第四項及第三十條乃至第三十七條ノ規定ハ組合聯合會ニ之ヲ準用ス
五 經費ノ分賦ニ關スル事項	第四十三條 主務大臣及地方長官ハ組合若ハ組合ノ事業ヲ行フ法人又ハ組合聯合會ニ對シ其ノ事業及財產ニ關シ報告ヲ爲サシメ、其ノ狀況ヲ検査シ、規約ノ變更ヲ命ジ其ノ他監督上必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得
六 其ノ他重要ナル事項	第四十四條 組合若ハ組合ノ事業ヲ行フ法人又ハ組合聯合會ノ役員ニ欠缺若ハ故障アルトキ又ハ其ノ役員其ノ執行スベキ職務ヲ執行セザルトキハ地方長官ハ官吏又ハ其ノ他ノ者ヲ指定シテ其ノ職務ヲ執行セシムルコトヲ得
七 前項ノ場合ニ於テ其ノ職務ノ執行ニ要スル費用ハ組合若ハ組合ノ事業ヲ行フ法人又ハ組合聯合會ノ負擔トス	第四十五條 地方長官ハ組合若ハ組合ノ事業ヲ行フ法人又ハ組合聯合會ノ決議

八 前項ノ審査ノ請求ハ時效ノ中斷ニ關シテハ裁判上ノ請求ト看做ス	第五章 國民健康保險委員會、訴願及訴訟
九 可ノ申請アリタルトキハ地方長官ハ國民健康保險委員會ノ意見ヲ徵シ之ガ處分ヲ爲スベシ	第四十八條 保険給付ニ關スル決定ニ不服アル者ハ國民健康保險委員會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アルトキ民事訴訟ヲ提起スルモノトス
十 第五十條 組合若ハ組合ノ事業ヲ行フ	第四十九條 第四十六條ノ規定ニ依ル認前項ノ審査ノ請求ハ時效ノ中斷ニ關シテハ裁判上ノ請求ト看做ス
十一 第五十一條 本法ニ規定スルモノノ外國健康保險委員會ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム	第五十條 本法ニ規定スルモノノ外國健康保險委員會ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
十二 第五十二條 組合ノ爲シタル保険料其ノ支給ヲ爲ス醫師、歯科醫師又ハ薬剤師ノ範圍ハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ	第五十一條 本法ニ規定スルモノノ外國健康保險委員會ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
十三 第五十三條 本章ニ規定スル審査ノ請求ハ行政裁判所ニ出訴スルモノトス	第五十二條 本法ニ規定スルモノノ外國健康保險委員會ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
十四 第五十四條 單利ノ目的トセザル社團法	第五十三條 本章ニ規定スル審査ノ請求ハ行政裁判所ニ出訴スルモノトス
十五 第五十五條 本法中地方長官トアルハ二以上ノ道府縣ニ跨ル組合若ハ組合ノ事業ヲ行フ法人又ハ組合聯合會ニ付テハ之ヲ主務大臣トス	第五十四條 單利ノ目的トセザル社團法

十六 第五十六條 本法中町村又ハ町村長トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準ズベキモノトス	第六章 雜則
十七 第五十七條 組合若ハ組合ノ事業ヲ行フ法人又ハ組合聯合會第三十七條第五項又ハ第四十三條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ又ハ處分ヲ拒ミ若ハ妨ガタルトキハ其ノ役員又ハ清算人ヲ百圓以下ノ過料ニ處ス	第十一章 附則
十八 第五十八條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム	第十二章 附則
十九 第五十九條 本章ニ規定スル審査ノ請求ハ處分又ハ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ爲スベシ此ノ場合ニ於テ審査ニ付テハ訴願法第八條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル訴願ニ關シテハ組合ノ訴願法ノ規定ニ依ル行政廳ト看做ス	第十三章 附則
二十 第六十條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム	第十四章 附則

二十一 第六十一條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム	第十五章 附則
二十二 第六十二條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム	第十六章 附則
二十三 第六十三條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム	第十七章 附則
二十四 第六十四條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム	第十八章 附則
二十五 第六十五條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム	第十九章 附則

日モ速ニ之ヲ成立セシムルノ必要アリト認  
メマスルノデ、之ヲ本議會ニ提案致シタ次  
第デアリマス  
凡ソ國民ノ健康ガ國力伸展ノ原動力デア  
ルコトハ申スマデモナイコトデアリマシテ、  
其保持増進ヲ圖ルコトハ極メテ必要デアル  
ト考ヘマス、而シテ是ガ爲ニハ幾多ノ方法  
ガアリマセウガ、傷病ニ際シ必要ナル醫療  
ヲ受ケシメ、速ニ健康ノ回復ヲ圖ルコトハ  
最モ肝要ナ事デアリマス、然ルニ醫療ヲ受  
ケルコトニ關シ第一ニ問題トナルノハ醫療  
費ノ負擔デアリマシテ、殊ニ最近ニ於ケル  
農山漁村居住民、都市中小商工業者等ノ疲  
弊ハ深刻ナルモノガアリ、斯ル人々ニ取シテ  
醫療費ハ相當經濟的重壓トナツテ居ルノデ  
アリマス、此醫療費問題ヲ根本的ニ解決ス  
ルニハ、共同ノ力ト平素ノ用意トニ依ル保  
險組織ヲ以テ最良ノ策タルコトヲ認メ、本  
法案ヲ作成シタ次第デアリマス、本法案ノ  
骨子ト致シマス所ハ、相扶共濟ノ精神ニ則  
リ、國民健康保險組合ヲ設置セシメ、此組  
合ヲシテ健康保險事業ヲ爲サシメントスル  
ノデアリマス、本組合ハ原則トシテ從來鄉  
土的團結ヲ有スル市町村ノ區域ニ依ルコト  
トシ、補充的ニ職業的組合ヲ組織スル途ヲ  
モ開イテ居ルノデアリマス、斯ノ如ク本事  
業ハ國民健康保險組合ヲシテ之ヲ行ハシム  
ルコトヲ立前ト致シテ居リマスルガ、農山  
漁村ニ於キマシテハ、營利ヲ目的トセザル社  
團法人ニシテ、其社員ノ爲ニ醫療ニ關スル  
施設ヲ行ヒ、之ニ關シ相當ノ經驗ヲ有シ訓  
練ヲ經テ居リ、本事業ヲ完全ニ遂行シ得ル

能力ヲ有スル者ガアル場合ニ於キマシテハ、  
合ノ事業ヲ行ハシムルコトヲ得ルノ途ヲ開  
キマシテ、地方ノ實情ニ適合センコトヲ期  
シタノデアリマス  
、本組合ノ事業トシテハ療養ノ給付ヲ中心  
ト致シマスガ、組合ノ事業及ビ經營方法ハ、  
各組合ノ實情ニ應ズルコトガ肝要デアリマ  
スノデ、事業ノ内容ハ概ね組合ヲシテ自治  
的ニ決定セシムルコトトシテ居リマス  
尙ホ本制度ハ右ノ如キ趣旨ニ依リ醫療費  
問題ヲ解決シ、以テ國民ノ健康ヲ保持増進  
セントスルノデアリマスガ、醫療機關トノ  
關係ハ最モ重要デアリマスノデ、本法案ニ  
於キマシテハ組合ノ醫療組織ニ對スル監督  
規定ヲ新クニ設ケ、可及的ニ從來ノ醫療制  
度ニ影響ヲ與フルコトナキヤウ、特ニ留意  
致シタノデアリマス、本制度ノ案ノ骨子ニ  
付キマシテハ、既ニ一昨々年社會保險調查  
會ニ諮詢致シ、滿場一致ヲ以テ可決セラレ  
タモノデアリマス、更ニ第六十九議會ニ於  
キマシテハ、國民健康保險法制定ニ關スル  
建議ガアリ、又一昨年六月社會事業調查  
會ニ於テモ、本制度ノ速力ナル施行ヲ要望  
セラレタノデアリマス、本法案ハ是等ノ建  
議及ビ答申ニ基キ銳意研究ノ結果、茲ニ立  
案作成サレタ次第デアリマス、先ニ申上ゲ  
マシタヤウニ、本法案ニ關シマシテハ、第  
七十回議會ニ於テ衆議院ノ御修正ガアッタ  
ノデアリマス、修正ノ要點ハ、原案第九條  
ノ營利ヲ目的トセザル社團法人ハ命令ノ定

ムル所ニ依リ國民健康保險組合ノ事業ヲ行  
フコトヲ得ル旨ノ、所謂代行ニ關スル規定  
ヲ昭和十二年三月十一日ニ於テ、現ニ醫療  
事業ヲ行フ醫療利用組合ニ限定シ、其旨ヲ  
附則ニ規定スル點ニアッタノデアリマス、修  
正ノ御趣旨ハ代行ヲ例外的ノモノトシテ制  
限セントスルニアッタモノト存ズルノデア  
リマス、代行ノ制限方法ニ付キマシテハ、  
正ノ御趣旨ハ代行ヲ例外的ノモノトシテ制  
限セントスルニアッタモノト存ズルノデア  
リマス、第五ハ貧困者ニ對スル保險料ノ減  
免猶豫ノ問題デアリマス、最後ニ國民ノ體  
位向上ニ關スル根本觀念ニ付テ極メテ簡單  
ニ厚生大臣ノ御所見ヲ承リタイト思ヒマス  
此醫療機關ノ問題ニ付キマシテハ前議會  
ニ論ジテ限定致スコトガ適當デアルトノ結  
論ヲ得タノデアリマス、而シテ代行許可ニ  
審議ヲ願ヒマシタ結果、寧ロ質的ニ內容的  
當リマシテハ、嚴格ナル標準ニ依リ嚴選致  
ス方針ニ致シテ居リマシテ、院議ノ御趣旨  
ハ十分尊重致シマシテ、茲ニ本法案ヲ作成  
御協賛アランコトヲ切ニ望ム次第デアリマ  
ス(拍手)  
○副議長(金光庸夫君) 質疑ノ通告ガアリ  
マス、通告順ニ依リ之ヲ許可致シマス——

中村梅吉君  
〔中村梅吉君登壇〕  
○中村梅吉君 只今上程ニ相成リマシタ國  
民健康保險法案ハ曩ニ第七十議會ニ於キマ  
シタヤウニ、本法案ニ關シマシテハ、第  
四十六條ニ依リマスルト、「組合又ハ組合  
ノ事業ヲ行フ法人ノ被保險者ニ對シ診療又  
ハ藥劑ノ支給ヲ爲ス醫師、齒科醫師又ハ藥  
劑師ノ範圍ハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ」  
タモノデアリマス、此新ニ設ケラレマシ  
タルカラ、私ハ努メテ簡潔ニ數箇ノ質疑ヲ試  
ミタイト思フノデアリマス、唯段々時間モ  
遅クナリマスルカラ、時間節約ノ關係上、  
質疑致シタイ項目ヲ先ニ申上ガマンテ、極  
ク簡單ニ此質疑事項ニ對シテ私ノ見解ヲ申  
シ加ヘタイト思フノデアリマス  
第一ニ私ノ伺ヒタイト思ヒマスノハ醫療  
機關ノ問題デアリマス、第二ハ只今御説明  
ノ中ニモアリマシタ組合代行機關ノ限界ニ  
關スル問題デアリマス、第三ハ醫療内容ノ  
低下ヲ如何ニシテ防止スルカト云フ問題デ  
アリマス、第四ハ保險組合ヲシテ藥品及ビ  
賣藥ノ給付ヲ爲サシメザルコトノ問題デア  
リマス、第五ハ貧困者ニ對スル保險料ノ減  
免猶豫ノ問題デアリマス、最後ニ國民ノ體  
位向上ニ關スル根本觀念ニ付テ極メテ簡單  
ニ厚生大臣ノ御所見ヲ承リタイト思ヒマス  
此醫療機關ノ問題ニ付キマシテハ前議會  
ニ論ジテ限定致スコトガ適當デアルトノ結  
論ヲ得タノデアリマス、而シテ代行許可ニ  
審議ヲ願ヒマシタ結果、寧ロ質的ニ內容的  
當リマシテハ、嚴格ナル標準ニ依リ嚴選致  
ス方針ニ致シテ居リマシテ、院議ノ御趣旨  
ハ十分尊重致シマシテ、茲ニ本法案ヲ作成  
御協賛アランコトヲ切ニ望ム次第デアリマ  
ス(拍手)

會ノ際ニ於キマシテモ、其附帶決議ノ中ニ斯ウ云フコトヲ議決致シテ居リマス「内務省令ニ依リ被保險者ヲシテ廣ク醫師、歯科醫師、藥劑師其ノ他一切ノ醫療機關ヲ自由ニ選擇セシムルヤウ規定スベシ」、斯ウナッテ居リマスガ、本法案ニ於キマシテハ、地方長官ノ許可ト云フ、ソコニ一ツノ限界ト申シマスカ、制限ト云フモノガ出來テ參リマシタ、是ハ從來ヨリ要望サレマシタ醫療機關ノ自由選擇ト云フコトノ原則ニ反スルノデハナイカ、同時ニ又アレ程熱烈ナ意見ニ依ツテ決定致サレタ前議會ノ院議ヲ無視スルモノデハナイカト云フヤウニ私ハ考ヘルノデアリマス、此點ニ付テ御所見ヲ承リタ伊ト思ヒマス

第二ハ組合代行機關ノ限界ニ付テ、アリマスガ、此點モ只今御説明中ニアリマシタヤウニ、前議會ノ原案第九條トシテ論議ノ中心トナリ、遂ニ第九條ハ削除サレマシテ、新ニ雜則ノ中ニ、今御説明中ニアリマシタヤウナ條項ガ加ヘラレ、修正ヲ行ハレタノデアリマス、而シテ當局大臣ノ御説明ニ依リマスレバ、前會ノ修正ニ於テ此制限ヲ設ケタ、即チ昭和十二年三月三十一日現在ニ於テ醫療ノ事業ヲ行フモノハ、命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケテ組合ノ事業ヲ行フコトヲ得、即チ代行機關タラシムルコトガ出來ル、斯ウ云フ制限ガアッタノデアルガ、其後研究ノ結果制限ヲシナイ方ガ宜イ、質的ニ行ク方ガ宜イノダト云フ御所見デアリマシタ、併ナガラ私ガ考ヘマスルニ、質的ニ行クト申シマスガ、他ノ

營利ヲ目的トセザル社團法人ト、此國民健保康保險ヲ目的トスル法人トハ、自ラ眼目ガ異ルノデアリマス、例ヘバ漁業組合デアルトカ、或ハ產業組合デアルトカト云フヤウニ、一定ノ他ノ產業上ノ目的ヲ持ツテ生レタモノノ社團法人ノ場合ニ於キマシテハ、固ヨリ其法人ヲ代表スベキ人或ハ役員、理事ト云フヤウナモノニ、自然サウ云フ組合設立本來ノ目的ニ適フ人材ガソコニ當ツテ居ルノデアリマス、隨テ左様ナ組合ニ此大切ハナイスカ、同様ナ心配ノナイヤウニスルカト云フコトハ、努メテ狹小ノ範圍ニ止メナケレバナラヌト云フコトハ、私ハ論ヲ俟タナイ所デアラウト思フノデアリマス、隨テ前議會ニ於テハ、昭和十二年三月三十一日現在ト云フ一定ノ限界ヲ設ケタ、限界ヲ設ケタノニ拘ラズ、政府ハ其條項ノ修正ヲ無視シテ、其限界ヲ今度ハ撤廢ヲ致シテ居ル、斯様ナコトハ非常ニ吾々ハ遺憾トスル所デアリマス、只今申シマシタ他ノ目的ヲ以テ設立セラレタ社團法人ニ、斯様ナ仕事ヲ委不ルコトノ可否ニ付テ私ハ大ナル疑義ヲ持ツテ居ル、幸ニシテ當局大臣ノ御説明ニ依テ、吾々ノ諒解シ得ルモノガアレバ極メテ仕合セデアルト思ヒマスノデ、此點ニ付テ伺ヒタイト思フノデアリマス

次ニ醫療內容ノ低下ヲ如何ニシテ防止スルカト云フ問題デアリマス、健康保險實施ノ結果醫療ノ內容ガ低下スルノデハナイカト云フコトニ付テハ、一般ニ危惧致サレテ、或ハ醫師會ノ言フ所ニ依レバ、或ハ醫師會ノ言ハレル所ニ依リマスト、  
完全ニ防グニハ粗惡ノ藥劑ヲ投藥スルコトノ出來ナイヤウニ、其內容ノ證明ノ意味ニ於テ處方箋ヲ發行セシムルコトガ宜イノデハナイカ、此處マデ行ケバ醫療內容低下トカ、或ハ產業組合デアルトカト云フヤウニ、一定ノ他ノ產業上ノ目的ヲ持ツテ生レタモノノ社團法人ノ場合ニ於キマシテハ、固ヨリ其法人ヲ代表スベキ人或ハ役員、理事ト云フヤウナモノニ、自然サウ云フ組合設立本來ノ目的ニ適フ人材ガソコニ當ツテ居ルノデアリマス、隨テ左様ナ組合ニ此大切ハナイスカ、同様ナ心配ノナイヤウニスルカト云フコトハ、努メテ狹小ノ範圍ニ止メナケレバナラヌト云フコトハ、私ハ論ヲ俟タナイ所デアラウト思フノデアリマス、隨テ前議會ニ於テハ、昭和十二年三月三十一日現在ト云フ一定ノ限界ヲ設ケタ、限界ヲ設ケタノニ拘ラズ、政府ハ其條項ノ修正ヲ無視シテ、其限界ヲ今度ハ撤廢ヲ致シテ居ル、斯様ナコトハ非常ニ吾々ハ遺憾トスル所デアリマス、只今申シマシタ他ノ目的ヲ以テ設立セラレタ社團法人ニ、斯様ナ仕事ヲ委不ルコトノ可否ニ付テ私ハ大ナル疑義ヲ持ツテ居ル、幸ニシテ當局大臣ノ御説明ニ依テ、吾々ノ諒解シ得ルモノガアレバ極メテ仕合セデアルト思ヒマスノデ、此點ニ付テ伺ヒタイト思フノデアリマス、  
次ニ醫療內容ノ低下ヲ如何ニシテ防止スルカト云フ問題デアリマス、健康保險實施ノ結果醫療ノ內容ガ低下スルノデハナイカト云フコトニ付テハ、少クトモ診斷、投藥ヲ是ガ爲ニ分離致シマスルコトハ、動モスレバ社會的ニ大キナ影響ヲ與ヘマス、ソコデ私ハ少クトモ醫療ニ携ハル、診斷投藥ヲ行ヒマスル者ヲシテ、代行機關トシテ醫療ヲ致シマス場合ニ於テハ、少クトモ診斷、投藥ニ際シテ、其投藥ヲシタ藥ノ內容ヲ證明スル意味ニ於テ、處方箋ヲ發行セシムルヲ致シマス、  
次ニ貧困者ニ對スル保險料ノ減免及び徵收ノ猶豫デアリマス、此保險料ノ減免及び徵收猶豫ノ問題ハ第二十二條ニ規定サレテ居リマスガ、甚ダ私共ハ此點ハ遺憾ニ堪ヘ



ナツテ居リマスノデ、醫療機關ノ自由選擇ニ付テヘ制限ヲスルト云フ意思ハ毛頭ナイゴトヲ申上げテ置キマス  
ソレカラ代行ノ問題ニ付キマシテ、政府ハ第七十議會ノ衆議院修正案ト變ッタ案ヲ出シテ、院議ヲ尊重シナインデハナイカト云フ御尋デゴザイマスガ、是ハ先程法案ノ説明ニ申上ゲマシタ通り、政府ニ於キマシテハ院議ヲ尊重致シマシテ、唯一定期日マデニ設立セルモノニ限ルト云フヨリモ、寧口質的ニ内容的ニ論ジテ之ヲ限定致シマス方ガ、適當デアルト云フ考ニ依リマシテ之ヲ決定致シタ次第アリマシテ、隨テ將來許可條件ヲ具備スルモノニ付キマシテモ、極メテ嚴選ヲ致シマシテ、國民保健事業ヲ完全ニ遂行シ得ル能力アルモノニ限ルテ、之ヲ認メルト云フコトニ考ヘテ居ル次第デゴザイマス

第三ノ點ハ醫療內容ノ低下防止策トシテ如何ナル考ヲ持テ居ルカト云フ御尋デゴザイマスガ、此點ニ付キマシテハ當局ト致シマシテヘ、萬一内容低下等ガゴザイマシテハ、是へ由々シキ問題デアリマスルノデ、診療報酬及ビ診療內容ニ關シマシテ嚴重ニ組合ヲ指導監督シ、萬遺憾ナキヲ期スル考ニ付テ居リマス、例ヘバ診療報酬ノ決定ニ際シマシテモ地方ノ料金等ヲ斟酌致シマシテ、從來ノ慣習ヲ十分尊重セシムル方針デアリマス、旁、診療報酬等ニ關シマシテ萬一紛争ガアル場合ニハ、國民健康保險委員會ノ斡旋ニ依ッテ公正ナル解決ヲ期スル方針ヲ執ツテ居ル次第アリマス、而シテ先程御

話ノ處方箋ヲ出サセルカドウカト云フ點ニ付キマシテヘ、之ヲ當局ト致シマシテハ強制スル意思ハゴザイマセヌ、サウ云フ方針ニ依リマシテ醫療低下ガ防止シ得ラレマスルナラバ非常ニ結構ナコトト考ヘテ居ルノデアリマス

ソレカラ第四ノ點ハ組合ヲシテ診療以外ノ藥品及ビ賣藥ノ給付ヲ前政府ノ言明致シマシタ通り爲サシメナイ方針デアルカト云フ御尋デゴザイマスガ、今回ノ法案ニ於キマシテモ組合ヲシテ診療以外ノ藥品及ビ賣藥ノ給付ヲ爲サシメナイ方針デ居リマス、而シテ此處置ハ組合ノ規約令中ニ之ヲ明示スル考デゴザイマス

ソレカラ第五ノ御質問ハ保險料ノ貧困者ニ對スル減免猶豫ニ關スル問題デゴザイマス、本制度ハ地方ノ實情ニ於テ之ヲ運營セシメル方針デアリマスルノデ、此問題ニ付キマシテモ、地方ノ實情ニ應ジテ、自治的如何ナル考ヲ持テ居ルカト云フ御尋デゴザイマスガ、此點ニ付キマシテハ當局ト致シマシテヘ、萬一内容低下等ガゴザイマシテハ、是へ由々シキ問題デアリマスルノデ、

○西川貞一君 本案ハ第七十議會ニ提出サレマシタ當時ニ於キマシテ、各方面カラ徹底的ニ論議ハ盡サレテ居ルノデゴザイマス、然ルニ第七十議會ニ提案ヲサレマシタ當時ト今日トハ、其期間ハ僅ニ一年間ノ隔リデアリマスケレドモ、其間ニ於テ内閣モ更迭サレテ居リマス、議會ハ解散サレマシテ、新ニ選舉ガ行ハレ、新シイ議會ガ成立シタノデアリマス、ノミナラズ我國未會有ノ大事件デアリマスル所ノ日支事變ガ發生致シマシテ、此國民ノ體力ノ問題、健康ノ問題ニ關シマシテハ、劃期的ノ重大ナル考査ヲ加ヘナクテハナラナイ時期ニナツテ居ルノデゴザイマス、更ニ此國民ノ體力ノ問題、健康ノ問題ニ關シマシテ、新ニ一省ヲ設ケ、此事務ヲ專管セシムル必要ヲ生ジ、厚生省ガ生レハ努メテ懇切ナル指導監督ヲ行フ積リデ居リマス

最後ニ國民體位向上ニ關スル根本ノ觀念ニ付テノ御尋デゴザイマシタガ、此點ニ付キマシテヘ、只今ノ御說ニ私共モ全然同感デアリマス、厚生省ニ於キマシテハ、體力健康ノ問題ニ關シマシテ、新ニ一省ヲ設ケマクテハナラスト云フ緊迫シタ情勢ノ下ニアリマス、速ニ成立ヲ圖ルベキデアッタノデアリマス、（拍手）特ニ本案ガ只今ノ形ニ於テ宜シイモノデアルナラバ、解散後ノ總選舉後ニ於テ召集サレマシテ特別議會ニ於テ提案ヲサレ、此點ヲ御伺シナクテハナラスノデアリマス、（拍手）特ニ本案ガ只今ノ形ニ於テ宜シイモノデアルナラバ、解散後ノ總選舉後ニ於テ召集サレマシテ、新ニ一省ヲ設ケマクテハナラスト云フ緊迫シタ情勢ノ下ニアリマス、（拍手）特ニ本案ハ新設ノ保健社會省ニ於テ改メテ検討ヲ加ヘルノ必要アリトノ名目ノ下ニ、特別議會ニ提案ヲ見合サレタノデゴザ

イマス、斯ル經緯ニ考ヘマシテ、本案ハ當然厚生省ニ於テ慎重ナル再吟味ヲ加ヘラレ、厚生省ノ指導精神ヲ織込ンテ提案サレナクテハナリマセヌ、少クモ厚生大臣ノ經綸ノ一端ハ本案ノ内容ニ具體的ニ示サレナクテハナラヌノデアリマス、國民ハ之ヲ期待シテ居ルノデアリマス、然ルニ御提案ノ原案ヲ見マスルノニ、果シテ其意味ニ於ケル所ノ再検討ガ行ハレタリヤ否ヤ、果シテ近衛内閣ガ天下ニ公認致シマシタ本案ニ關シテ、再検討ヲ試ミタリヤ否ヤ、私ハ甚ダ疑問トスルノデアリマス、若シ検討サレタリトスルナラバ、如何ナル指導精神ノ下ニ検討サレマシタカ、私ハ新設厚生省ノ指導精神ノ指導精神ニ關シマシテハ、先日近衛首相カラモ御答ガアツタノデアリマスルガ、社會愛デアルトカ、國民大衆愛デアルトカ云フヤウナ、口先ノ問題デアリマセヌ、サウ云フ概念デアリマセヌ、少クモ厚生省ハ我國現段階ニ於ケル社會問題ノ中心ヲ把握シ、社會政策ノ體系ヲ建立テ、逐次之ヲ實行スルモノデナクテハナリマセヌ（拍手）而モ木戸厚生大臣ハ、我國現下ニ於ケル所ノ社會問題ノ中心ヲ如何ニ把握サレテ居リマスルカ、其點ヲ私ハ御伺シタイノデアリマス

私ハ現下ニ於ケル我ガ社會問題ハ、少クモ滿洲事變ヲ契機ト致シマシテ、劃期的ノ變化ヲ遂ゲテ居ルト云フコトヲ指摘シナクテハナラヌノデアリマス、出來我國ハ世界

剩デアルト云フ事實カラ、有ユル困難ナル  
社會問題ガ生ヒテ來テ居ツタノデゴザイマス、  
隨テ滿洲事變前ニ於ケル我國ノ社會政策ナ  
ルモノハ、人口政策ニ關シマシテ、一ソノ  
消極的態度ヲ執リ、一時ハ產兒制限問題ス  
ラモ眞面目ニ研究サレナクテハナラナイヤ  
ウナ情勢ニアタノデアリマス、然ルニ滿洲  
事變ハ我國ノ人口問題、社會問題ノ上ニ劃  
期的ノ變革ヲ齎シタノデアリマシテ、我國  
ハ新シク大陸ニ民族發展ノ新天地ヲ打開  
シ、盟邦滿洲國ニ大和民族ガ續々移住シ、  
皇道ノ輸血ヲ試ミルコトガ、我ガ大陸政策ノ  
基本トシテ要求サレルコトニナッタノデア  
リマス、此新事實、新情勢ニ基キマシテ、  
人口問題ハ積極的ニ、所謂產メヨ殖エヨ、  
地ニ滿テヨノ方向ニ向ツテ展開シタノデア  
リマス、然ルニ我ガ國民ハ此新シイ情勢ノ  
下ニ於ケル人口問題、社會問題ニ關シマシ  
テ、靜ニ反省ヲスルノ餘裕ヲ與ヘラレズシ  
テ、時局ハ慌シクモ三度轉向シタノデアリ  
マス、即チ今次支那事變ノ勃發ハ我ガ大和  
民族ニ未曾有ノ重大使命ヲ課シ、戰爭ノ遂  
行勿論、戰後ニ於テ大和民族ハ其欲ス  
ルト欲セザルトニ拘ラズ、亞細亞ノ經營者  
トシテ、全亞細亞ノ指導者トシテ、開拓者  
リマス、日支事變ト其後ニ來ルモノガ日本  
民族ニ要求スルノハ、其實力ノ增大デナク  
崇高ニシテ重大ナル使命ニ當面シタノデア  
リマス、日支事變ト其後ニ來ルモノガ日本  
民族ニ要求スルノハ、其實力ノ增大デナク  
テハナリマセヌ、然リ民族ノ力デアリマ  
ス、數ニ於テ質ニ於テ民族ノ力ヲ増強スル  
コトデアル、體力、健康、智能、意思、ソ

レ等ノ綜合ニ依ル民族ノ德、之ニ基ク軍事  
的、政治的、社會的、經濟的、產業的ノ能  
力ヲ以テシナカッタナラバ、此時局ヲ擔當  
スルコトハ出來マセヌ（拍手）茲ニ我國ノ人  
口問題、社會問題ハ、十年足ラズノ間ニ三轉  
シタノデアリマス、即チ往年ノ消極政策ヨ  
リ滿洲事變以後ノ積極政策、而シテ支那事  
變ガ要請スル絕對的增強政策、絕對的ノ民  
族ノ力ノ増強政策へ轉換シタノデアリマ  
ス、是レ現段階ニ於ケル我國社會政策ノ基  
調デアリマス、厚生省ノ中心的使命ハ此處  
ニナクテハナラヌト思フノデゴザイマス  
以下此時局ノ要求スル根本ノ名題ニ基キ  
マシテ、茲ニ提案サレマシタ原案ガ、果シ  
テ此時局ノ認識ニ下ニ於ケル國家的要求ニ  
副フモノデアルカ否カ、吟味シナクテハナ  
ラヌノデゴザイマス

第一ニ民族ノ力ヲ増強致シマスルコトニ  
關聯シマシテ、考ヘナクテハナラヌコトハ、  
此時局ヲ擔フ人的ノ力、國民ノ力、民族ノ力  
ガ何處カラ生レ居ルカト云フ事實デアリ  
マス、私ハ此點ニ關シマシテ、今次事變ニ  
於テ私共ガ最モ心強ク存ジマスルノハ、我  
國農村ノ人的資源ガ如何ニ強キ彈力性ヲ持ッ  
タ位ノコトデ、我ガ農業生產力ハビクトモ  
殆ド慢性的失業狀態ニアルガ如キ我國農村  
ノ實情ニ於キマシテ、四%ノ勞力ヲ失ヒマシ  
タ位ノコトデ、我ガ農業生產力ハビクトモ  
シナイノデアリマス、其善後ノ處置ニ付テ  
指導ヲ過タズ、施設ヲ過タナカッタナラバ、  
決シテ其點ハ悲觀スル必要ハナイノデアリ  
マス、ノミナラズ私ノ居住致シテ居リマス  
ル山口縣ノ如キ工業縣ニ於キマシテハ、此  
日支事變ニ於ケル應召者ノ外ニ、軍需工業  
其他一般工業ノ發展ニ伴ヒ、其方面ニ吸收  
致サレマシタル所ノ勞力ハ、應召者以上ノ  
數ニ上ルノデゴザイマスルガ、應召者以上  
ノ勞力ガ農村ヨリ出テ行クト致シマシテモ、  
尙ホ農業生產力ヲ維持スルニ左程悲觀スベ  
キモノハナイノデアリマス、此點ハ非常ニ  
心強イノデアリマスルケレドモ、茲ニ我々  
ノ看過スル事ノ出來ナイ事實ハ、現在ハ斯  
コトガ出來ナイカラ出テ行クノデアル、出テ  
行ク者ガ仕送リヲシテ吳レナクテハ維持  
スルコトノ出來ナイ實家ノ經濟ニ於キマシ  
テ、金ヲ送ツテ吳レル苦デアック子女ガ病氣  
ニナツテ歸ツテ來タカラト云ウテ、之ヲ療養ス  
ルノ力ハ農家ニハアリマセヌ、ソレガ爲ニ  
大部分ノ若イ結核患者ハ何等療養ノ機會ヲ與  
ヘラレズ、實ニ陰慘ナル生活ヲシテ居リマス、  
四隣ニ結核菌ヲ撒布致シマシテ、現在ノ農村、

力ヲ吸收サレマシテ、非常ニ勞力ガ缺乏シ  
テ居ル、ソレガ爲ニ農業生產力ノ減退ヲ來  
ス處ガアルト云フヤウナコトガ、兎角論議  
サレテ居ルノデゴザイマスルガ、私共ガ眞  
面目ニ農村ニ就キマシテ調査シタル所ニ依  
リマスルト、決シテ我國農業ノ生產力ノ上  
シタノデアリマス、即チ往年ノ消極政策ヨ  
リ溼洲事變以後ノ積極政策、而シテ支那事  
變ガ要請スル絕對的增強政策、絕對的ノ民  
族ノ力ノ増強政策へ轉換シタノデアリマ  
ス、是レ現段階ニ於ケル我國社會政策ノ基  
調デアリマス、厚生省ノ中心的使命ハ此處  
ニナクテハナラヌト思フノデゴザイマス  
以下此時局ノ要求スル根本ノ名題ニ基キ  
マシテ、茲ニ提案サレマシタ原案ガ、果シ  
テ此時局ノ認識ニ下ニ於ケル國家的要求ニ  
副フモノデアルカ否カ、吟味シナクテハナ  
ラヌノデゴザイマス

又我國礦工業ハ極メテ重イ負擔ヲ勞働者ニ  
課シテ居リマスルシ、又彼等ノ保健衛生ノ  
設備ハ甚シク宜シクナイ、是ガ爲ニ農村ヨ  
リ出マシタル青年ノ多クハ幾許モナカシテ健  
康ヲ損ジ、其多クハ肺結核患者トナリマシ  
テ鄉里ニ歸ツテ來ルノデゴザイマス（拍手）  
然ルニ一タビ農村ヲ去ツテ礦工業ニ勤イテ  
居ル内ニ病氣ニナツテ、病氣ノ體ヲ抱ヘテ農  
村ニ歸リマシタル者ニ、如何ナル運命ガ待ツテ  
居ルノデアリマセウカ、彼等ハ家計方樂デア  
ルカラ出テ行クノデハアリマセヌ、經濟ガ逼  
迫シテ出稼ヲシナカッタナラバ生活ヲスル  
居ルノデアリマセウカ、彼等ハ家計方樂デア  
ルカラ出テ行クノデハアリマセヌ、經濟ガ逼  
迫シテ出稼ヲシナカッタナラバ生活ヲスル  
居ルカト云フコトデゴザイマス、私ハ此  
點ニ關シマシテ、兎角世上ニ誤解ガアリマ  
シテ、内外ニ及ボス影響少カラザルモノガ  
アルト思ヒマスルノデ、今次事變ノ下ニ於  
ケル我國農村ノ人的資源ガ、如何ニ強キ彈力  
性ヲ持ツテ居ルモノデアルカト云フ一端  
コトガ出來ナイカラ出テ行クノデアル、出テ  
行ク者ガ仕送リヲシテ吳レナクテハ維持  
スルコトノ出來ナイ實家ノ經濟ニ於キマシ  
テ、金ヲ送ツテ吳レル苦デアック子女ガ病氣  
ニナツテ歸ツテ來タカラト云ウテ、之ヲ療養ス  
ルノ力ハ農家ニハアリマセヌ、ソレガ爲ニ  
大部分ノ若イ結核患者ハ何等療養ノ機會ヲ與  
ヘラレズ、實ニ陰慘ナル生活ヲシテ居リマス、  
四隣ニ結核菌ヲ撒布致シマシテ、現在ノ農村、



目的ニ適合スル程ノ補助ヲ増額サレルト云  
フコトモ一ツノ方策デアリマセウ、併シソ  
レガ出来ナイトスレバ、現在ノ醫療費其モ  
ノヲ切下ゲルノ方法ヲ講ジナクテハナリマ  
セヌ、現在ノ高價ナル醫療費其モノヲ切下  
ゲルト云フコトヲ考ヘナカッタナラバ、此保  
険法ヲ制定致シマシテモ、其目的ヲ達スル  
コトハ出來ナイノデアリマス(拍手)然ラバ  
此醫療費ヲ切下ゲルト云フ方法ニ付テハ、  
如何ナル方策ヲ講ズベキカ、私ハ現在ノ開  
業制度其モノニ關シマシテモ、内面的ニ  
改革スベキ問題ハ多々アルト思フノデアリ  
マス、既ニ經濟機構ハ根本的、革命的ノ變  
革ヲ遂ゲテ居リマス、此革命的ノ變革ヲ遂  
ゲツ、アル經濟機構ニ即シマシテ、開業醫  
制度ハ内面的ニ改善ヲスベキモノモ多々ア  
リマセウ、然ルニ從來當局ノ聲明ニ依リマス  
ルト、現在ノ醫療費ノ切下ゲモ醫家ノ負擔  
ニ於テ爲スコトハ困難デアルト言ハレテ居  
ル、ソレモ私ハ納得致シマス、醫家ノ負擔  
ニ於テ醫療費ヲ輕減スルコトガ困難デアル  
ニラバ、或ハ醫療機關ノ國營ヲ斷行サレル  
カ、何等カ國家的施設ヲ以テ此問題ヲ解決  
セラレル意圖ガアルカドウカ(拍手)若シ國  
家的施設ヲ以テ此問題ヲ解決スル力ガ現在  
ノ當局ニナイトスレバ、最後ニ殘サレタ一ツ  
ノ方策トシマシテハ、少クモ國民ノ自治的組  
織ヲ以テスル醫療費切下ゲノ方法ガアルナ  
ラバ、之ヲ指導シ、獎勵スルコトハ當局當然ノ  
責任デナクテハナラスト私ハ考ヘル(拍手)當  
局ガ現在ノ厖大ナル醫療費ニ對シテ思切ッ  
タ補助ヲスル力ガナク、國家的施設ヲ以テ

之ヲ解決スル力ガナイナラバ、國民ノ自治  
的組織ヲ以テ之ニ當ラシメルナラバ出來ル、  
出來ル實例ハ多々アルノデアリマス、即チ  
現在ノ醫療利用組合ニ依リマスレバ、大體  
ニ於テ醫療費ハ半減サレテ居ルノデアリマ  
ス、私ハ敢テ醫療利用組合ノミヲ申スノデ  
ハアリマセス、私ノ地方ニ於キマシテモ、  
各地ニ於テ村營ノ診療所ヲ設ケテ居ル、村  
營ノ診療所ニ依リマシテモ、ヤハリ半減ハ  
サレテ居ルノデアリマス、然ルニ興味アル  
事實ハ木戸侯爵ノ御郷里ニ近イ山口縣阿武  
郡嘉年村デハ或ル青年醫師ガ、自分ハ百姓  
ノ子供デアルカラ醫者ニナツカカラト云ウ  
テ、二百圓モ三百圓モ月給ヲ貰フ必要ガナ  
イ、月給ハ百圓以下デ宜イ、自動車ニ乗ツテ  
駛ラナクトモ「オートバイ」デ駆リ廻シテ診療  
新シク生レルモノニ對シマシテハ、抑制的  
組合ヲ全面的ニ彈壓ハサレズトモ、少クモ  
アリマス、私ノ縣ニ於キマシテモ只今周東  
三郡醫療組合ナルモノヲ計畫シ、既ニ三年  
アリマス、私ノ縣ニ於キマシテモ只今周東  
ノ月給デ「オートバイ」デ駆リ廻シテ診療  
シテ吳レマス、サウスルト其村ニ開業シテ居  
ラレマシタ老人ノオ醫者サンガ、私モ長イ  
間開業シテ居ツタガ、若イ者ガスルカラ、モ  
ウ私ハスル必要ハアルマイト、自ラ其開業  
醫ハ廢業サレマシテ、村營診療所ノ顧問ニ  
無料デ住ミ込ンデ、若イ者ガ出テ居ル留守ヲ  
預ツテ下サル、此朗カナル光景ノ下ニ此嘉年村  
ニ於テハ、醫療費ハ一躍四分ノ一ニ切下ゲ  
テ木戸厚生大臣カラ、私ガ只今マデ述ベマ  
シタル前提ヲ考慮ノ中ニ置カレテ、而シテ  
此自治的組織ニ依ル國民ノ醫療費輕減方策  
ニ對シテハ、如何ナル態度ヲ以テ厚生當局  
ハ臨マレルノデアルカ、之ヲハッキリト言明  
ト云フ傾向モ屢々起テ居ル、斯ノ如ク致シ  
業組合等ノ力デ、村内農民ノ秀才ノ子弟ヲ  
學校ニ送リマシテ、自分ノ手デ醫者ヲ養  
成シテ、將來自分ノ村ノ醫療ニ當ラセヨウ  
ト云フ傾向モ屢々起テ居ル、斯ノ如ク致シ  
マシテ國民ノ自治的組織ヲ以テ致シマシテ  
是ハ普及スルモノデナイト云フ點ハ、前議

トヲ、馬場サンガ仰シャッタ、ソレガ事實デアルカ否カ、今ヘ死人ニ口無シ、確メル方法ハアリマセヌガ、サウ云フ意圖ヲ當局ハ持テ居ラレルノデハナイカト私ハ竊ニ疑フノデアリマス、是ニ於テ私ハ最後ニ大臣ノ認識ヲ願ハナクテハナラヌ問題ガアル、現在ノ事變ノ下ニ於キマシテ、最モ大切ナコトハ物資デハアリマセヌ、人間デアリマス、賀屋藏相ハ頻リニ物ノ經濟ヲ説イテ得タル額ヲシテ居ラレルガ、物ノ經濟ヨリモノノ經濟ニ著目シナカツクナラバ〔ヒヤヒヤ〕此時局ヲ擔當スルコトハ出來ナイノデアリマス(拍手)而モ國民ノ人的要素ニ關スル問題、國民ノ保健ノ問題、體力ノ問題、之ニ關シマシテ提出ヲサレマシタ議案ハ、本議會ニ於キマシテ本案唯一件デアル、然ルニ本案ハ昭和九年ニ問題トナッテ、昭和九年ニ起ツタ案デアル、昭和九年ト今日ノ間ニ於ケル此大ナル時局ノ變化ニ對シテ、當局ハ如何ナル認識ヲ持テ居ラレルカ、少クモ當局ハ現下ニ於ケル時局ノ重大性ヲ認識サル、ナラ、速ニ是方施行ニ依ル豫算ヲ増額シテ、前議會ノ際ニ示サレマシタル豫定ニ依リマスルト、十箇年後ニ保険加入ヲ要スル者ノ六割ヲ加入セシムルト云フヤウナ拘ニ生温イ、國民ヲ愚弄スルガ如キ計畫ニナツテ居ルノデゴザイマスルガ、之ヲ一擧ニ全部本年度ニ於テヤリマシテモ、其經費ハ三千万圓足ラズデ濟ムノデアリマス、此厖ナル國費ヲ計上シテ支那事變ニ當ツテ居リマスル我國財政ノ下ニ於キマシテ、僅ニ三千万圓ノ經費ヲ國民ノ最モ大切ナル

健康問題、體力ノ問題ニ出セナイト云フコトハ、私共ハ首肯スルコトガ出來マセヌ(拍手)若シ當局ニシテ時局ニ對スル認識ガアルナレバ、而モ此三千万圓ハ物ニハ關係ノナイ經費デアリ、大藏大臣ガ口ヲ酸ッパクシテ居ラレマスル物ヲ多く消費スル問題デアリマセヌ、三千万圓ノ金ヲ貧窮ナル農民、庶民階級ニ課スルカ、ソレヲ國家ガ出スカ、國ノ財布カラ出スカ、國民ノ財布カラ出スカト云フ問題デアツテ、國家財政ノ大局ニ關聯スル問題デアリマセヌ、當局ニ認識ガアレバ直チニ行ハレルコトデアリマス、此問題ニ對スル當局ノ認識如何、當局ハ直チニ之ニ對スル追加豫算ヲ計上シテ、初年度ニ於テ全國ニ普及スルノ方法ヲ執ル誠意アリヤ否ヤ、明確ニ此席ニ於テ御答辯ヲ願ヒタインデアリマス(拍手)

○國務大臣侯爵木戸幸一君(登壇)  
御質問ニ御答致シマス、第一ノ問題ハ、今回ノ提案ハ厚生省ニ於テ如何ナル見地ヨリ之ヲ再検討シタカト云フ御尋デゴザイマス、當局ハ現下内外ノ情勢ニ鑑ミマシテ、慎重シタ、隨テ私ハ委員會ニ於キマシテハ、更ニ猛烈ナル追究ヲ申上ゲルカモノ分リマセヌ(拍手)其御考ヲ以テ委員會ニ於テ再び相見エラレンコトヲ希望致シマス

○副議長(金光庸夫君) 北勝太郎君  
(北勝太郎君登壇)

○北勝太郎君 先程モ御述ニナリマシタヤウニ、本案ハ第七十議會ニ於テ既ニ論議ヲ交ハサレク問題デアリマスルガ故ニ、今更多クヲ申述ブルコトヲ避ケマシテ、極メテ以テ適當ナリト考ヘテ提案シタ次第ゴザイマス、第二ノ一戸當リノ醫療費ニ付テノ御尋デゴザイマスガ、是ハ固ヨリ一應ノ目安デゴザイマス、併ナガラ諸般ノ資料カラ算定シタモノデアリマシテ、大體適當ナル

ス、是ガ理由ハ色々アリマスガ、就中最モ大ナル理由ヘ、此種ノ組合ヲ新ニ設立スルト云フコトハ、實ニニ朝一夕ノコトデヘ出来ナイノデアリマス、一體政府ハ國民ノ保健衛生ガ大事ナノカ、醫師會ガ大事ナノカ、國民ハ政府ノ此態度ニ對シテ多大ノ疑惑ヲ持タザルヲ得ナイ、又全國ノ農民ハ此政府ノ仕打ニ對シマシテハ大ナル不満ヲ藏シテ普及スルコトハ望ミマスルガ當初ニ於テヘ、此程度ヲ以テ適當ト考ヘ、今日ノ豫算ヲ要求シタ次第デアリマシテ、追加豫算ヲ提呈シタ次第デアリマシテ、追加豫算ヲ提呈シタ次第デアリマスルノミナラズ、時局ノ認識ニ對シテ甚シク距離ノアルコトヲ發見致シマシタ、隨テ私ハ委員會ニ於キマシテハ、更ニ猛烈ナル追究ヲ申上ゲルカモノ分リマセヌ足デアリマスルノミナラズ、時局ノ認識ニ對シテ甚シク距離ノアルコトヲ發見致シマシタ、隨テ私ハ委員會ニ於キマシテハ、更ニ猛烈ナル追究ヲ申上ゲルカモノ分リマセヌ(拍手)其御考ヲ以テ委員會ニ於テ再び相見エラレンコトヲ希望致シマス

○副議長(金光庸夫君) 北勝太郎君  
(北勝太郎君登壇)

○北勝太郎君 先程モ御述ニナリマシタヤウニ、本案ハ第七十議會ニ於テ既ニ論議ヲ交ハサレク問題デアリマスルガ故ニ、今更多クヲ申述ブルコトヲ避ケマシテ、極メテ以テ適當ナリト考ヘテ提案シタ次第ゴザイマス、第二ノ一戸當リノ醫療費ニ付テノ御尋デゴザイマスガ、是ハ固ヨリ一應ノ目安デゴザイマス、併ナガラ諸般ノ資料カラ算定シタモノデアリマシテ、大體適當ナル

ス、尙ホ醫療利用組合ニ對シテヘ、先刻提案ノ説明ニ於テ申上ゲマシタヤウナ趣旨ニ鑑ミマシテ一刻モ早ク此組合ヲ全國ニ普及スル必要ガアルカラ、追加豫算ヲ提出スル意思アリヤ否ヤト云フ御尋デゴザイマスガ、本制度ハ其性質上其初ニ當リマシテハ、相當譽切ナル指導監督ヲ必要トスルノデアリマシテ、又堅實ナル組合ノハ、相當譽切ナル指導監督ヲ必要トスル意思アリヤ否ヤト云フ御尋デゴザイマスガ、本制度ハ其性質上其初ニ當リマシテハ、相當譽切ナル指導監督ヲ必要トスルノデアリマス、一體政府ハ國民ノ保健衛生ガ大事ナノカ、醫師會ガ大事ナノカ、國民ハ政府ノ此態度ニ對シテ多大ノ疑惑ヲ持タザルヲ得ナイ、又全國ノ農民ハ此政府ノ仕打ニ對シマシテハ大ナル不満ヲ藏シテ普及スルコトハ望ミマスルガ當初ニ於テヘ、此程度ヲ以テ適當ト考ヘ、今日ノ豫算ヲ要求シタ次第デアリマシテ、追加豫算ヲ提呈シタ次第デアリマスルノミナラズ、時局ノ認識ニ對シテ甚シク距離ノアルコトヲ發見致シマシタ、隨テ私ハ委員會ニ於キマシテハ、更ニ猛烈ナル追究ヲ申上ゲルカモノ分リマセヌ足デアリマスルノミナラズ、時局ノ認識ニ對シテ甚シク距離ノアルコトヲ發見致シマシタ、隨テ私ハ委員會ニ於キマシテハ、更ニ猛烈ナル追究ヲ申上ゲルカモノ分リマセヌ(拍手)其御考ヲ以テ委員會ニ於テ再び相見エラレンコトヲ希望致シマス

シタ曉ニハ、事務ノ増加ノ爲ニ政府ノ補助  
金ノ如キハ殆ド人件費ニモ足ラナイコトニ  
ナツテシマフダラウト考ヘラレルノデアリ  
マスガ、政府ハ此補助金ヲモット／＼増額ス  
ル考ハナイカ、又代行組合ノ方ヲ獎勵シテ、  
其事務上ノ無駄其経費ヲ省イテ、サウシテ  
組合員ノ負擔ヲ緩和スル一助タラシメル御  
考ハナイカ、之ヲ承ッテ置キタイト思フノデ  
アリマス

次ニ保険組合ノ經濟ヲ左右スルモノハ、  
強チ病人ノ數デモナケレバ、其質デモナイン  
デアリマシテ、私共ノ經驗ニ徴スレバ、是ハ  
醫師方營利的ニ診療スルカ否カ、之ニ繫カ  
ルノデアリマス、先程中村君カラ醫療內  
容ノ低下ヲ防グ爲ニ、藥ノ處方箋ヲ出シタ  
ラドウカト云フ工合ニ言ハレタノデアリマ  
スガ、是ハ中々御名案デアルトハ思ヒマス、  
併ナガラ患者ガ藥ヲ分析スルコトガ出來  
ナケレバ、是ハ駄目デアリマス、兎ニ角政  
督査定セントシマシテモ、現在ノ如ク醫療  
ガ營利ノ對象物トサレテ居ル以上、適切ナ  
ル方法無シト断ゼザルヲ得ナイノデアリマ  
ス（拍手）之ヲ防グニハ營利ヲ目的トシナイ、  
所謂相互組織ノ醫療組合ニ依ルコトガ最モ  
捷徑デアルト考ヘルノデアリマスガ、當局  
ハ如何ニ之ヲ考ヘラレルノデアルカ、此點  
ヲ承ッテ置キタイト思フ

其他醫療施設ノ都市ニ集中スルノ弊ヲ矯  
正スル爲ニモ、地方ノ真摯ニシテ熱心ナル  
民意ヲ容レテ、此保険組合ノ認可ヲ爲サルノ  
デナケレバ、  
、  
、

保険組合ガ出來マシテモ實效ハドウシテモ  
舉ゲルコトハ出來ナイト信ズルノデアリマ  
ス、少クトモ從來ノ如キ認可ヲ強ヒルガ如  
キ態度デハイカヌ、所謂先程西川君ノ言ハ  
レタ醫療組合ヲ抑制スルヤウナ傾向ハ斷ジ  
テイカヌト思ヒマスガ、當局ハ此點ニ對シ  
テ如何ナル御考ヲ御持チデアルカ、以上ノ  
諸點ニ對シテ明快ナル御答辯ヲ得タイト思  
フノデアリマス（拍手）

〔國務大臣侯爵木戸幸一君登壇〕

○國務大臣（侯爵木戸幸一君）北サンニ御  
答申上ゲマス、第一點ハ補助金ガ非常ニ少イ  
ノデ、是デハ人件費位ニシカ當ラナイノデ  
ハナイカト云フ御質問デゴザイマス、補助  
金ノ自安ハ大體現行健保險ト同様、保險  
給付金ノ割程度ヲ標準トシテ居ルノデア  
リマスガ、殊ニ貧弱町村ニ設立セラル、  
モノニ對シテハ之ヲ増額スルノ外、組合設  
立ノ當初ニ當リマシテハ、特ニ各組合ノ補  
助金ヲ増額シテ居ルノデアリマスカラ、大  
體此程度ニ適當デハナイカト考ヘテ居ル次  
第デアリマス

○佐竹晴記君 佐竹晴記君

〔佐竹晴記君登壇〕

○佐竹晴記君 厚生大臣ニ御尋致シマス、  
第一ハ保険行政ニ關スル統一ヲ期スル意思  
ナキヤ否ヤト云フ點ヲ御尋申上ゲマス、吾  
吾多年ノ要望タリシ厚生省ガ新ニ生レマシ  
タコトハ洵ニ欣快ニ堪ヘナイ所デアリマ  
ス、然ルニ其最モ重要な生命保険ニ付テ  
ハ之ヲ分離シ、厚生省ノ下ニ統一セラレナ  
カツタノハ一體如何ナル理由ニ基クモノデ  
ト、簡易保険タルト、或ハ國民健康保険タ  
ルトヲ間ハス、其保険行政ハ能ク之ヲ統一  
シ、調和シ、強化スベキモノデアルト考ヘ  
マスガ、厚生大臣ノ御所見如何（拍手）

第二ハ國民ノ健康保持増進ニ關スル問題  
ヲ、當局ハ甚ダ輕視シテ居ルデハナイカト  
云フ點デアリマス、昨年七月暴虐支那虜懲  
ノ聖戰ノ火蓋ガ切ラレマシテ以來、百万ノ  
兵ガ動員サレタト言ハレテ居リマス、我方  
勇敢ナル將兵ノ健康ト氣魄トハ、有ユル障  
碍ヲ突破シ、北支ヲ席巻シ、上海ヲ平定シ、  
遂ニ首都南京ヲ攻略致シマシテ、今ヤ著々  
ベキハ、蓋シ政府當然ノ責務デアルト私ハ

ナ態度ニ促進シナクテハイカヌデハナ  
イカト云フ意味ノ御尋デゴザイマシタガ、私  
共モ消極的ナ意思ハ一ツモ持ッテ居リマセヌ  
ガ、普及ノ緩急ト云フコトハ、之ヲ徹底セシメ  
テ如何ナル御考ヲ御持チデアルカ、以上ノ  
諸點ニ對シテ明快ナル御答辯ヲ得タイト思  
フノデアリマス（拍手）

○副議長（金光庸夫君）佐竹晴記君

〔佐竹晴記君登壇〕

○佐竹晴記君 厚生大臣ニ御尋致シマス、  
第一ハ保険行政ニ關スル統一ヲ期スル意思  
ナキヤ否ヤト云フ點ヲ御尋申上ゲマス、吾  
吾多年ノ要望タリシ厚生省ガ新ニ生レマシ  
タコトハ洵ニ欣快ニ堪ヘナイ所デアリマ  
ス、然ルニ其最モ重要な生命保険ニ付テ  
ハ之ヲ分離シ、厚生省ノ下ニ統一セラレナ  
カツタノハ一體如何ナル理由ニ基クモノデ  
ト、簡易保険タルト、或ハ國民健康保険タ  
ルトヲ間ハス、其保険行政ハ能ク之ヲ統一  
シ、調和シ、強化スベキモノデアルト考ヘ  
マスガ、厚生大臣ノ御所見如何（拍手）

第二ハ國民ノ健康保持増進ニ關スル問題  
ヲ、當局ハ甚ダ輕視シテ居ルデハナイカト  
云フ點デアリマス、昨年七月暴虐支那虜懲  
ノ聖戰ノ火蓋ガ切ラレマシテ以來、百万ノ  
兵ガ動員サレタト言ハレテ居リマス、我方  
勇敢ナル將兵ノ健康ト氣魄トハ、有ユル障  
碍ヲ突破シ、北支ヲ席巻シ、上海ヲ平定シ、  
遂ニ首都南京ヲ攻略致シマシテ、今ヤ著々  
ベキハ、蓋シ政府當然ノ責務デアルト私ハ

思フノデアリマス(拍手)然ルニ此保健問題ニ付キマシテハ、其對策甚グ貧弱デゴザイ

マシテ、昭和十三年度ノ厚生省ノ豫算ノ如キハ、實ニナツテ居ナイト言ウテモ差支ナ

イト思フ、國民健康保険制度ノ創設ニ關ス

ル費用ノ如キハ、僅ニ二十万一千六百三十圓ヲ計上致シテ居リマス、前年陸軍ガ結核兵士ヲ收容致シマス國立療養所晴風莊ノ擴

張費ヲ計上致シマシタ時ニ、其金額實ニ二百ト五十萬圓ニ相成ツテ居リマス、全國民

ノ健康ニ關スル健康保險ノ經費ガ其十分ノ

一ニモ足リナイト云フノハ、餘リニモ貧弱

デハナイカト私共ハ思フ、國民健康保險ニ

對スル補助金ハ一箇年一人ニ付テ一圓、一

戸五圓當リト政府ハ見當ヲ付ケテ居リマ

ス、而モソレガ次第ニ増加スルカト申シマ

スト、サウデハナイ、三四四年目ニハ一人七十錢、五年目以降ハ一人當リ金五十錢ト云

十錢、五年目以降ハ一人當リ金五十錢ト云

ト御言明ガ出來ルデアリマセウカ、兵器ヨ

イカト私ハ思フノデアル(拍手)是デ果シテ

農山漁村ノ健康保持ノ問題が解決セラレル

フニ至リマシテハ、甚ダ心細イ限リデハナ

イカト私ハ思フノデアル(拍手)是デ果シテ

リモ彈藥ヨリモ人ノ生命ト健康ガ先タトセ

ラレタナラバ、如何ナル犠牲ヲ拂ッテモ今

少シクドツシリト補助金ヲ御出シニナリマ

シテ、國民健康保持増進ノ對策ヲ御樹ニ

ナルダケノ御決意ハナイデゴザイマセウ

カ、更ニ又豫算ガ取レナイト致シマシテ

モ、本當ニ熱意ガゴザイマスナラバ、モッ

トモット進ンダ幾ツモノ對策ハアル譯ニアリマス、金ハナクテモ労働者ノ過勞ヲ防ギマス

爲ニ、時間ノ制限ノ法規ヲ作ルコトモ出來

ル、榮養ノ充實ヲ期シマス爲ニ、最低賃銀

制ヲ布クコトモ出來ル、以テ國民體位向上

ノ積極策ハ金ガナクテモ幾ラデモヤレルノ

デアリマス(拍手)其實現ノ御意思ハナイデ

アリマセウカ、更ニ又此國民健康保險法ガ

出來マシタ後ハ、更ニ進ンデ「サラリーマ

ン」ノ保険制度ヲ確立致シマス御熱意ハナ

イデゴザイマセウカ、今ヤ厚生省ハ獨立致

シマシテ、其呱々ノ聲ヲ擧ゲマシテ、愈々

益々革新政策ニ乘出サウト云フ時ニ、ソレ

位ナコトガ出來ナイデハ、伴食大臣ガ一人

殖エタト云フ以外ニ何モノモナイコトニナ

ルデハアリマスマイカ(拍手)政府當局ノ所

信ト御決意ヲ承リタイト存ズル次第アリ

マス

第三ハ、何故ニ七十議會ニ御出シニナリ

マシタ案カラ九條ヲ削テ之ヲ雜則ニ繰下

ゲ、所謂代行機關トシテ醫療組合ダケヲ御

認メニナツタデアリマセウカ、本案ノ目的

ハ療養ヲ受ケ得ナイ者ニ、其機會ヲ與フル

ト云フコトガ真ノ精神デアリマス、山間僻

地ノ農民、貧乏ナ漁村民ニ至リマスマデ醫

療ノ普及徹底ヲ期セント致シマス本法案ノ

眞ノ目的デアルト言ハシケレバナラヌト私

共ハ思フノデアリマス、然ルニ本案ハ此一

般產業組合ノ代行ヲ認メズ、單ニ醫療設備

ノアル社團法人ノミニ、其代行ヲ許サウト

云フノデアリマシテ、是デハ無醫村ヲ救フ

ガ出來ルダケノ、少クトモ立前ニハナツ

テ居タノデアリマス、四百ヤ五百戸位

ノ小サン村デ新シイ保険組合ヲ作ラウト致

シマシテモ、ソレハ中々立ツテ行キマセ

ヌ、産業組合ニ併置サセマスナラバ、事務

費モ儉約ガ出來マセウシ又基礎モ定マル、

シマシテモ、ソレハ中々立ツテ行キマセ

ス、貧乏人バカリガ入ツテ金持ハ加入シナ

リマス、ソレニ産業組合ノヤウナ相互扶助

ノ組合訓練ガ出來テ居リマスモノデナケレ

バ、成功ハ中々覺束ナイト私共ハ信ズル、

ソコデ之ニ代行セシメマスルナラバ、全國

三千五百ニ達シマスル我ガ日本ノオ醫者ノ

居リマセヌ村、即チ無醫村モ次第ニ減少ヲ

致シマシテ救ハレルデアラウ、ソレコソ醫

療ノ普及徹底ヲ期セント致シマス本法案ノ

眞ノ目的デアルト言ハシケレバナラヌト私

共ハ思フノデアリマス、然ルニ本案ハ此一

般產業組合ノ代行ヲ認メズ、單ニ醫療設備

ノアル社團法人ノミニ、其代行ヲ許サウト

云フノデアリマシテ、是デハ無醫村ヲ救フ

ナドト云フコトハ全ク出來マセヌ、折角法

律ハ出來マシタガ一向組合ハ増加ヲ致シマ

セヌ、成績ハ舉ラスト云フ結果ニナリハシ

マスガ、何故ニ之ヲ變更ニナツタデアリマ

セウカ、元ノ案ハ營利ヲ目的トシナ、社

會法人ハ命令ノ定ムル所ニ依ツテ組合ノ事

務ヲ行フトアリマス、勅令デハ、醫療組合

ダケヲ認ムル肚デアツカハ分リマセヌ

エテ、ドレダケノ人ガ加入致シマシテ、ドレ

ケノ成績ヲ擧ゲ得ルカト云フコトヲ、計

ト同時ニ一體何年自ニドレダケノ組合ガ殖

相デハナカラウカ、斯様ニ思フ(拍手)斯

クシテコソ初メテ其運營モ亦非常ニ圓滑ニ行

クト同時ニ、公營ニ致シマスレバ、ソコデ

シテコソ初メテ其運營モ亦非常ニ圓滑ニ行

クト同時ニ、公營ニ致シマスレバ、ソコデ

シテコソ初メテ其運營モ亦非常ニ圓滑ニ行

クト同時ニ、公營ニ致シマスレバ、ソコデ

シテコソ初メテ其運營モ亦非常ニ圓滑ニ行

クト同時ニ、公營ニ致シマスレバ、ソコデ

シテコソ初メテ其運營モ亦非常ニ圓滑ニ行

クト同時ニ、公營ニ致シマスレバ、ソコデ

シテコソ初メテ其運營モ亦非常ニ圓滑ニ行

デアリマス(拍手)

第四ニハ國民健康保險ノ事業ハ、其運營

ヲ市町村ノ公營ト爲サシメルコトガ寧ロ適

當デハナイカ、斯ウ云フ意見ガアリマス

ガ、政府當局ノ御所見ヤ如何、今回ノ提案

ニ依リマスレバ、其事業ハ主ニ此國民健康

保險組合方自治的ニ運營スルコトニナツテ

居ルノデゴザイマス、ソコデ或者ハ申シマ

ス、貧乏人バカリガ入ツテ金持ハ加入シナ

リマス、ソレニ産業組合ノヤウナ相互扶助

ケレバ其組合ハ潰レハシナイカ、若シソシ

ナ御心配ガアリマシタナラバ、公營ニスレ

バ直チニ其問題ハ解消スル、又議論ノ喧シ

イ所ノ産業組合代行ノ問題ニ致シマシテモ、

産業組合ガ代行スレバ、反產運動者ノ中小

商工業者ガ加入ススマイ、斯様ニ仰シヤル

人ガアル、若シサウダト致シマスルナラバ、

尙ホ一層之ヲ市町村ノ公營トスルノ必要ガ

アルノデハナイカ、斯様ナ議論モ立ツデハ

ナイカト思フ(ヒヤク)ソコデ政府ガ示

シマスガ如ク、本法ハ一町村ヲ單位ト致シ

マシテ、其互助的精神ニ依ツテ各市町村毎

アルノデハナイカ、斯様ナ議論モ立ツデハ

ナイカト思フ(ヒヤク)ソコデ政府ガ示

シマシテ、真ニ本法律案ノ企圖致シマス目

的ガ達成セラレルデアラウト私共ハ思フ、

ソレデナケレバ無醫村ノ此難問題ヲ解決ス  
ル所ノ途ハ外ニナイデハナイカ、斯様ニ思  
フノデアリマスルガ、政府ノ御所見如何  
(拍手)

最後ニ被保險者ノ醫療機關選擇ノ自由ノ  
問題ヲ、何故ニ法規ノ上ニ之ヲ明記シナ  
カツクノデアルカ、此點ヲ御尋シタイト思フ

ノデアリマス、先づ問題トナルノハ醫師會トノ  
團體契約デゴザイマス、醫師會デハ團體契  
約ヲ結バナケレバ、眞ノ醫療機關ノ選擇ノ  
自由ハ得ラレナイト、斯様ニ仰シヤッテ居

ラレマス、所ガ事實ハ全然之ニ相違致シテ  
居リマス、現行労働者災害保險法ニ於キマ  
シテモ、醫師會ト團體契約ヲ結シダ結果ハ、  
一體ドウナッテ居ルカ、被保險者ガ醫療組合  
ノオ醫者サンニ掛ラウト致シマシテモ、之  
ヲ保険醫ニ指定サレテ居リマセヌ爲ニドウ  
ニモナラヌ又酷イノニナリマスルト、醫師會  
ノ會長サント或ルオ醫者サントガ、感情上  
ノ疎隔ヲ來シタ云フノデ、其幹部ニ反對  
ノ意見ヲ有ツテ居ル人々保険醫ニ指定ヲ  
致シマセヌ、例へバ一村ニタック一人ノオ  
醫者サンガアルトシテ、ソレニ掛ラウト致  
シマシテモ、ソレガ保険醫ニ指定サレテ居  
ナイ爲ニ、折角私共ガ執事ヲ致シマンテモ、  
如何トモスルコトノ出來ナイト云フヤウ  
ナ、極メテ不合理ナル事態ガアルデハナイ  
カ(拍手)内務省ニ於キマシテハ、社會局ガ  
醫師大會ニ於キマシテ、斯様ニ發表セラレ  
テ居リマス、一部ノ醫師ノミガ組合ノ專屬  
トナリ、他ノ醫師ガ除外セラレルガ如キコ  
トハ認メナイ、斯様ニ言明ヲ致シテ居リマ  
ス

ス、而シテ内務省令要綱ト致シマシテ示サ  
レタ所ニ依リマスレバ、斯様デアリマス  
「療養ノ給付ニ付テハ組合ハ特別ノ事情ナ  
キ限リ一般ノ醫師、齒科醫師、藥劑師其ノ  
他ノ醫療機關ヲ組合ノ醫療機關トシテ指定

シ被保險者ニ醫療機關選擇ノ自由ヲ認ムベ  
キコト」トアリマス、斯ノ如ク選擇ノ自  
由ヲ明言シナガラ、其一面ニ於テ、内務

大臣ハ衆議院ノ本會議ニ於テ、田中養達  
氏ノ御質問ニ答ヘテ曰ク、醫師會トノ團  
體契約ニ付テハ、法文中ニハ之ヲ明定

シナイガ、省令中ニ之ヲ設クル豫定ナ  
リト答辯セラレテ居ルノデアリマス、  
之ニ依レバ選擇ノ自由ヲ認メルト言ヒナガ  
ラ、一面ニ醫師會ト團體契約ヲ爲スコトヲ  
認メ、著シク一般被保險者ノ選擇ノ自由ヲ  
阻碍スル處ナキヤノ状態ニ置カレテ居ルノ  
デアリマス、政府ハ現行労働者災害保險法

ニ於ケル醫師會トノ團體契約ノ弊ヲ矯正サ  
レマスグケノ御熱意ハナイデゴザイマセウ  
カ、又更ニ進シニテ醫師會トノ團體契約ヲ認  
メズ、被保險者ハ何レノ醫師、齒科醫師、

藥劑師ト雖モ、自由ニ選擇スルコトヲ得ト  
ハツキリ何故御規定ヲ爲サラヌノデゴザイ  
マセウカ、以上五點ニ付テ明快ナル御答辯

ヲ煩ハシマス(拍手)

(國務大臣侯爵木戸幸一君登壇)

○國務大臣(侯爵木戸幸一君)佐竹サンノ  
御質問ニ御答辯致シマス、第一問ノ厚生省  
ノ監督ノ保険醫ニ於テハ、何故ニ生命保險  
ノ監督ヲ取ラナカツクカト云フコトデアリ  
マシタガ、此點ハ人的保險制度ノ全般ノ合

理的發展ヲ企圖シマス上ニ於キマシテハ、  
生命保險、社會保險、簡易保險三者ヲ綜  
合スルハ、一面適當ナヤウニ考ヘラレルノ  
デアリマスルガ、又一面政府ノ民營生命保  
險ニ對スル關係ハ監督官廳ノ立場ニ在リマ  
シテ、簡易保險ト健康保險ニ對スル關係ニ  
於キマシテハ、主トシテ事業經營主體トナッ  
テ居ルノデアリマシテ、此關係ニ付キマシ  
テ色々ト論議モアリマシタノデ、此際ハ生  
命保險ダケラ除外シタヤウナ次第ナノデア  
リマス

ソレカラ本制度ハ市町村營又ハ國營ヲ適  
當トルノデハナイカト云フ御尋デゴザイ  
マシタ、本制度ハ大體區域ヲ市町村ノ區域  
ニ致シテ居リマスガ、所謂一般行政事務ト  
命保險ダケラ除外シタヤウナ次第ナノデア  
リマス

ソレカラ第二點ノ本制度ハ國庫ノ補助金  
ガ僅少デハナイカト云フ御尋デアリマシタ  
ガ、本制度ハ其性質上、初メニ當リマシテ  
ハ組合ヲ懇切ニ指導監督ヲシナケレバナリ  
マセヌノデ、堅實ナル組合ノ發展ヲ期スル  
爲ニ、漸進的ナ方針ヲ執リマシタ次第デア  
リマス

ソレカラ第三問ノ療養費ノ被保險者一人  
當リ五圓ノ見積ハ寡少デハナイカト云フ御  
尋デアツタ存ジマスガ、保險給付ノ内容  
ハ、地方ノ實情ニ依ツテ之ヲ定メマスノデ、  
一概ニハ申上ゲルコトガ出來マセヌガ、從

モ付キマセヌノデ、何年ノ間ニドノ位ト云  
モ付キマセヌガ、マダ各方面トノ打合セ  
持ツテ居リマスガ、マダ各方面トノ打合セ  
度ノ運用ニ當リマシテハ、組合組織ニ依ル  
方ガオ瓦ノ道德感、責任感等ノ徹底ヲ期シ  
得ルノデハナイカト考ヘマシテ、組合組織  
ニ依ルヲ適當トシタノデゴザイマス

ソレカラ其計數ニ付テノ御尋デゴザイマ  
スガ、此計數ニ付キマシテハ、大體ノ腹案ハ  
モ付キマセヌノデ、何年ノ間ニドノ位ト云  
モ付キマセヌガ、マダ各方面トノ打合セ  
持ツテ居リマスガ、マダ各方面トノ打合セ  
度ノ運用ニ當リマシテハ、組合組織ニ依ル  
方ガオ瓦ノ道德感、責任感等ノ徹底ヲ期シ  
得ルノデハナイカト考ヘマシテ、組合組織  
ニ依ルヲ適當トシタノデゴザイマス

ソレカラ團體契約ニ關スル問題デアリマ  
スガ、是ハ本制度方大體ニ於テ地方ノ實情  
ニ適合セシムル爲ニ、自治的ニ之ヲ行ハセ  
ガ、何レ委員會等ニ於テ申上ゲタイト考ヘ  
テ居ル次第デゴザイマス(拍手)

ソレカラ團體契約ニ關スル問題デアリマ  
スガ、是ハ本制度方大體ニ於テ地方ノ實情  
ニ適合セシムル爲ニ、自治的ニ之ヲ行ハセ  
ガ、何レ委員會等ニ於テ申上ゲタイト考ヘ  
テ居ル次第デゴザイマス(拍手)

云フコトハ致サナカツルカト云フコトデアリ  
マシタガ、此點ハ人的保險制度ノ全般必  
須制限セズニ、廣く產業組合等ニ認メル必  
是ダケダト存ジマスガ御答致シマス(拍手)

○佐竹晴記君 尚ほ色々突入ッテ御質問シ  
タイ點ガアリマスガ、時間ガ遅クナリマシ  
タノデ、何レ委員會ニ於テ御質問ヲ申上ゲ  
ルコトニ致シマス、私ノ質問ハ是デ打切りマス  
○副議長（金光庸夫君） 質疑ハ是ニテ終了  
致シマシタ、本案ノ審査ヲ付託スペキ委員  
ノ選舉ニ付テ御詣リ致シマス

○服部崎市君 本案ハ議長指名三十六名ノ  
委員ニ付託サレンコトヲ望ミマス  
○副議長（金光庸夫君） 服部君ノ動議ニ御  
異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長（金光庸夫君） 御異議ナシト認メ  
マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○服部崎市君 残餘ノ日程ヲ延期シ、本日  
ハ是ニテ散會セラレンコトヲ望ミマス  
○副議長（金光庸夫君） 服部君提出ノ動議  
ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長（金光庸夫君） 御異議ナシト認メ  
マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、次會ノ  
議事日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本  
日ハ是ニテ散會致シマス

午後六時三十三分散會

衆議院議事速記録第六號中正誤

頁	段	行	誤	正
九	二	一一	非當ナ	非常ナ
一〇	一	一六	詢ニ	洵ニ
一〇	九	二	線依ツテ	線ニ依ツテ